

官報

號外

明治三十年三月十八日

木曜日 內閣官報局

第十回衆議院議事速記録第二十七號

明治三十年三月十七日(水曜日)午後一時三十一分開議

議事日程 第二十七號 明治三十年三月十七日

午後一時開議

- 第一 北海道鐵道豫定線路中私設鐵道會社ニ敷設計可ノ件ニ關スル法律案(政府提出貴族院送付緊急事件) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第三 臺灣銀行法案(政府提出貴族院送付緊急事件) 第一讀會
- 第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第五 北海道國有未開地處分法案(政府提出貴族院送付緊急事件) 第一讀會
- 第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第七 關稅定率法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第八 國稅徵收法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第九 古社寺保存法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十 消防組法案(喜多川孝經君外二名提出) 第一讀會ノ續
- 第十一 特許意匠及商標登錄取消ノ審判期間ニ關スル法律案(元田筆君外四名提出) 第一讀會
- 第十二 市制中東京市京都市大阪市ニ設ケタル特例廢止法律案(鳩山和夫君外四名提出) 第一讀會
- 第十三 市制中追加法律案(鳩山和夫君外四名提出) 第一讀會
- 第十四 東京市制案(肥塚龍君外二名提出) 第一讀會
- 第十五 千代田縣設置法律案(肥塚龍君外二名提出) 第一讀會
- 第十六 東京市及千代田縣連帶支辨ノ費用ニ關スル法律案(肥塚龍君外二名提出) 第一讀會
- 第十七 警察費ニ對スル國庫下渡金ノ規定ヲ東京市及千代田縣ノ警察費用ニ適用スル法律案(肥塚龍君外三名提出) 第一讀會
- 第十八 市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法中追加法律案(前田盛文君外二名提出) 第一讀會
- 第十九 醫士法案(中島又五郎君外二名提出) 第一讀會
- 第二十 商會社會併立組織變更法案(前川楨造君外二名提出) 第一讀會
- 第二十一 鐵道敷設法中改正法律案(望月 第一讀會ノ續(委員長報告))

- 第二十二 肥料取締法案(福田久松君提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十三 明治二十三年法律第五十號民事訴訟法施行條例中削除法律案(中島又五郎君外十八名提出) 第一讀會
- 第二十四 牛痘苗製造業者處分ニ關スル建議案(脇坂行三君外三名提出) 第一讀會
- 第二十五 安藝國嚴島神社ニ保存費補助ノ建議案(小鷹狩元凱君外十名提出) 第一讀會
- 第二十六 離島航海補助費ニ關スル建議案(島村成達君外四名提出) 第一讀會
- 第二十七 廣島縣下郡廢置法律案(富永正男君外九名提出) 第一讀會
- 第二十八 明治二十二年法律第十號中改正法律案(片岡健吉君外七名提出) 第一讀會

○議長(鳩山和夫君) 諸般ノ報告ヲ爲シマス

(田中書記官朗讀)

貴族院ヨリ回付セラレタル議案左ノ如シ

明治三十年度歲入歲出總豫算案

貴族院ハ明治三十年度各特別會計歲入歲出豫算及豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件ヲ可決シタル旨同院ヨリ通譯アリ

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

民法中削除法律案

提出者 相田 盛文君

特別委員長及理事左ノ適當選セラレタリ

國有林野法案委員長

砂防法案委員長

同理事

明治二十九年年度海軍省所管歲出臨時部臨時軍事費中支出未濟豫算額ノ繰越使用ニ關スル法律案委員長

同理事

國庫ヨリ補助スル公共團體ノ事業ニ關スル法律案委員長

同理事

同理事

同理事

同理事

同理事

同理事

同理事

同理事

鳩山和夫君

工藤行幹君

木暮武太夫君

湯本義憲君

野口代治君

田邊久藏君

森本莊三郎君

佐々木正藏君

森本省一郎君

細井金四郎君

吉本榮吉君

佐藤昌藏君

小畑岩次郎君

特別委員左ノ通指名セリ

- 改野 耕三君
- 内藤 久寛君
- 早川 龍介君
- 生絲直輸出獎勵法案委員
- 江原 素六君
- 藤田 達芳君
- 松尾 寛三君
- 榎山 勇君
- 堀越 寛介君
- 依田 道長君
- 廣瀬 貞文君
- 榎尾 平太郎君
- 朝倉 親爲君
- 宮崎 榮治君
- 村上 芳太郎君
- 新井 章吾君
- 恆松 隆慶君
- 小原 金治君
- 渡邊 新太郎君

○議長(鳩山和夫君) 是ヨリ會議ヲ開キマス  
 ○小西甚之助君(二百九十三番) 是ヨリ登録稅法中改正法律案ノ委員會ヲ開キマス  
 ○議長(鳩山和夫君) 小西君カラ委員會ヲ開キタイト云フ求メガアリマスカ  
 許シテ宜シウゴザイマスカ

○議長(鳩山和夫君) 是ヨリ本日本日ノ日程ニ入りマス、第一、北海道鐵道豫定線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案

○吉本榮吉君(二百五十六番) サウデス  
 ○議長(鳩山和夫君) 議長指名ト云フノト、豫テ設ケテアル鐵道ニ關スル委員ニ付託スルト云フニ説アリマス

○議長(鳩山和夫君) 議長指名ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス  
 ○議長(鳩山和夫君) 多數ト認メマス、議長指名ニ決シマス、日程第三、臺灣銀行法案第一讀會

第三 臺灣銀行法案(政府提出貴族院送付緊急事件) 第一讀會  
 (左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)  
 (大字ハ政府案小字ハ貴族院修正ノハ同院削除)

第一條 臺灣銀行ハ株式會社トス  
 臺灣銀行ハ本店ヲ臺灣ニ設置ス

第二條 臺灣銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ要地ニ支店代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コレレスボンデンス」ヲ締約スルコトヲ得

第三條 臺灣銀行ノ存立期間ハ設置免許ノ日ヨリ滿二十箇年トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ期限ヲ延長スルコトヲ得

第四條 臺灣銀行ノ資本金ハ五百萬圓以上トス  
 臺灣銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

第一 爲換手形其ノ他商業手形ノ割引  
 爲換及荷爲換

第二 平常取引スル諸會社又ハ商人ノ爲メ手形金ノ取立  
 確實ナル不動産ヲ抵當トシ又ハ動産ヲ質トスル貸付

第三 諸預リ金及當坐貸越勘定  
 第四 金銀貨、貴金屬及諸證券ノ保護預リ

第五 地金銀ノ賣買  
 第六 他銀行ノ業務代理

第七 右ノ外營業ノ都合ニ由リ國債證券、地方債券又ハ勸業債券、農工債券ヲ買入ルルコトヲ得

第六條 臺灣銀行ハ此ノ法律ニ記載スル事業ノ外他ノ營業ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ臺灣銀行ヲシテ國庫金ノ取扱ヲ爲サシムルコトアルヘシ  
 第八條 臺灣銀行ハ五圓以上ノ無記名式一覽拂ノ手形ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ無記名式一覽拂ノ手形ノ所有者ハ臺灣銀行ノ財産ニ就キ先取特權ヲ有ス但シ其ノ順位ハ公課ノ次トス  
 第九條 臺灣銀行ハ無記名式一覽拂ノ手形發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其ノ仕拂準備ニ充ツヘシ  
 前項準備ニ依レル外無記名式一覽拂ノ手形ヲ發行セントスルトキハ五百萬圓ヲ限度トシ政府發行ノ紙幣、證券、兌換銀行券又ハ其ノ他確實ナル證券ハ商業手形ヲ保證トシテ之ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ發行額ハ前

項準備ニ依レル發行額ニ超過スルコトヲ得ス  
市場ノ狀況ニ由リ前二項ノ外更ニ無記名式一覽拂ノ手形ノ發行ヲ必要ト  
スルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府發行ノ紙幣、證券、兌換銀行券又ハ  
確實ナル證據若ハ商業手形ヲ保證トシテ之ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合  
ニ於テハ政府ノ定ムル所ニ依リ一箇年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發  
行稅ヲ納ムヘシ

第十條 臺灣銀行ヨリ發行スル無記名式一覽拂ノ手形ハ臺灣總督府管轄地  
方内ニ於テハ政府ノ收納ニ充ルコトヲ得

第十一條 臺灣銀行ハ營業ノ爲メ必要ナル物件ヲ買入レ又ハ債務辨濟ノ爲  
メ引受ケタル物件ヲ所有スルハ外動産、不動産ヲ買取ルコトヲ得ス

第十二條 臺灣銀行ニ頭取、副頭取各一人理事四人以上監查役三人以上ヲ  
置ク

第十三條 頭取、副頭取ハ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其  
ノ任期ヲ五箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再任ヲ命スルコトヲ得

理事ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ  
選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ任期ヲ四箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後  
本條ノ手續ニ依リ再任ヲ命スルコトヲ得

監查役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選定シ其  
ノ任期ヲ三箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再選スルコトヲ得

頭取副頭取理事及監查役ハ任命若ハ選定ノ六箇月前ヨリ引續キ本條規定  
ノ株數ヲ所有スル者ニ限ル

第十四條 頭取、副頭取及理事ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務又ハ  
商業ニ從事スルコトヲ得

第十五條 頭取ハ臺灣銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

副頭取ハ頭取事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ頭取缺員ノトキ其ノ職務ヲ  
行フ

副頭取及理事ハ頭取ヲ補助シ臺灣銀行ノ業務ヲ分掌ス

監查役ハ臺灣銀行ノ業務ヲ監査ス

第十六條 株主總會ヲ通常臨時ノ二種トス

通常株主總會ハ毎年二回定款ニ定メタル時期ニ於テ頭取之ヲ招集ス  
臨時株主總會ハ臨時ノ事項ヲ議スル爲メ何時ニテモ頭取之ヲ招集スルコ  
トヲ得

監查役又ハ總株金ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ハ會議ノ目的ヲ示シテ臨時  
株主總會ノ招集ヲ頭取ニ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ頭取ハ臨時株  
主總會ヲ招集スヘシ

第十七條 株主總會ニ於テハ株主ハ議決權ヲ有スル株主ノ外代理ヲ委託ス  
ルコトヲ得但シ法律上ノ代理人ハ此ノ限ニアラス

第十八條 主務大臣ハ臺灣銀行監理官ヲ置キ臺灣銀行ノ業務ヲ監視セシ  
ム

第十九條 臺灣銀行監理官ハ何時ニテモ臺灣銀行ノ金庫、帳簿及諸般ノ文  
書ヲ檢査スルコトヲ得

臺灣銀行監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ臺灣銀行ニ  
命シテ營業上諸般ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得

臺灣銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコ  
トヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第二十條 臺灣銀行ハ毎年準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲メ利益ノ百分  
ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲メ利益ノ百分ノ二以  
上ヲ積立ツヘシ

第二十一條 臺灣銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ經ルニテ非アラサレハ株主ニ配當金  
ノ分配ヲ爲スコトヲ得ス

第二十二條 臺灣銀行ハ其ノ定款ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可  
ヲ受ケヘシ

第二十三條 主務大臣ハ必要ナリト認ムルトキハ臺灣銀行ノ貸付金額及方  
法ヲ制限スルコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ臺灣銀行ノ營業上ノ法律命令又ハ定款ニ背戻シ若  
ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

第二十五條 臺灣銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景  
況及計算報告書ヲ差出スヘシ

臺灣銀行ハ無記名式一覽拂手形ノ發行額及仕拂準備ニ關スル每週平均高  
表ヲ新聞紙其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スヘシ

第二十六條 臺灣銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ頭取若ハ頭取ノ職務ヲ行  
ヒ又ハ代理スル副頭取ヲ五十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處シ其ノ事犯  
ニシテ副頭取理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ副頭取理事ヲ過料ニ處スルコ  
ト亦同シ

一 第六條ノ規定ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

二 第九條ノ規定ニ反シ手形ヲ發行シタルトキ

三 第二十條ノ規定ニ反シ準備金ヲ積立テサルトキ

附則 政府ハ臺灣銀行創立委員ヲ置キ其ノ設立ノ免許ヲ與フルマテ  
其ノ發起ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十七條 創立委員ハ定款ヲ作り政府ノ認可ヲ得タル後株主ヲ募集ス

第二十八條 創立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込簿ヲ政府ニ  
差出シ臺灣銀行設立ノ免許ヲ申請スヘシ

第二十九條 創立委員ハ前條ノ免許ヲ得タルトキハ其ノ事務ヲ臺灣銀行頭  
取ニ引渡スヘシ

第三十條 設立初度ノ頭取副頭取理事及監查役ノ第十三條ニ依リ所有ス  
ル株數ノ時期ニ就テハ同條第四項ヲ適用スルノ限ニアラス

（政府委員大藏書記官添田壽一君演壇ニ登ル）

○政府委員（添田壽一君） 臺灣ノ富源ハ、御承知ノ通非常ニ裕アルニモ拘  
リマセズ、信用制度ノ發達ガ思ハシクゴザイマセヌ、金銀融機關モ乏シウゴ  
ザイマス今日臺灣ノ土人ハ非常ニ高イ利ニ苦メラレテ居リマシテ、彼ノ地方  
ノ事業ハ殆ド外人ノ占有ト申上ゲテモ宜イヤウナ有様デアリマシテ、今日ノ  
儘ニ措キマスノハ、該島ノタメニ不利益デアアルノミナラズ、本國ノタメニモ  
如何アラ立銀行ト思フ位デアリマス、目今日本限ハ金庫ノコトヲ取扱ヒ、ソ  
レカラ中銀銀行ト云フコトハ出來ナイノデアリマス、又出來テモ如何アラ  
營業ヲ擴メタルト云フコトハ出來ナイノデアリマス、斯ノ如ク發達致シマセヌ  
カト思フ懸念ノ點モアリマス、斯ノ如ク發達致シマセヌハ、大イニ彼地ニ  
特別ナ理由ガアルタメデアリマス、故ニドウシテモ茲ニ一ツ特別ナ制度ヲ設

ケテ、多少ノ特權ヲ與ヘ、特殊ノ機關ヲ設ケルト云フコトハ、目下ノ必要デア  
ラウト思ヒマシテ、此案ヲ提出致シテ譯デアリマス、何卒速ニ御協賛アラ  
コトヲ祈リマス

○伊藤徳太郎君(二百四十四番) 少シ政府委員ニ御尋ヲ致シテ置キマス、此

無記名手形一覽拂ノ手形、是ガ此法律ノ一番ノ骨髄ニナツテ居ルガ此無記名式  
一覽拂手形ノ仕拂高デス、ソレニ就イテ少シ伺ツテ置キマス、此一覽拂ノ  
手形ヲ持參致シマシテ仕拂ヲ求メルトキニナルト、臺灣銀行ニ於テハ銀貨ヲ  
以テ仕拂ヒ、若クハ金貨ヲ以テ仕拂ヒ金銀何レヲ以テ仕拂ヒマスルモ、其銀  
行ノ自由ニ任セルト云フノ御趣意デアアルカ、ソレヲ一ツ先キニ伺ツテ置カ  
ト思フ

(政府委員大藏書記官添田壽一君演壇ニ登ル)

○政府委員(添田壽一君) 先ツ唯今ノ御尋ヲ決シマスル前ニ、臺灣ニ此貨幣  
法ヲ施行スベキヤ否ヤト云フコトノ決定ガナクテハナラヌデアリマス、此  
事ハ大體施政ノ上カラ考察ヲ致サナケレバナラヌコトデアリマスルカラ、直  
チニ此貨幣法ナルモノガ決定ニナリマシテモ、ソレガ直チ行レルヤ否ヤト云  
フコトハ分ラヌデアリマシテ、此ノ前ノ議會デ御協賛ニナリマシタ所ノ六十  
三號ノ法律ニ據リマシテ、臺灣ニ貨幣法ヲ行フト云フ勅令ガ出マセヌ間ハ、  
直チニ當然貨幣法ノ全部臺灣ニ行レルト云フコトハ言ヘナイデアリマス、  
先ツ假ニ併シ貨幣法ガ臺灣ニ行レルト假定致シマシテモ、臺灣銀行ノ發  
シマスル手形ハ餘リ大キナルモノニハシタクナイト云フ考デアリマス、即チ  
多クハ五圓、若クハ十圓ノ積デアリマス、サウ致シマスト貨幣法案ノ第七條  
ヲ御覽願ヒマス、十圓マデハ銀貨ハ法貨デアリマス、即チ臺灣ノ實況ニ於  
テ必要ト認ムル上カラ、十圓マデハ銀貨ヲ以テマシナケレバハハナト云フコト  
ハ、臺灣銀行ガ言ヒ得ルデアリマス、尤モ此手形ヲ仕拂ヒマス上ニ於キマ  
シテハ、其所持人ガ望ミサヘスレバ、十圓以上デモ一向差支ナイデアリマ  
スノデ、其コトヲ積デ居ルノデアリマス

○伊藤徳太郎君(二百四十四番) 何ダカ少シマダ要領ヲ得マセヌガ、此貨幣

法案、今年政府ガ出サレタ貨幣法案、即チ當議場ガ通過サレタル貨幣法案、  
未ダ法律ニハナリマセヌカラ、ソレヲ敢テ茲ニ言フコトモナイデアリマス、  
併ナガラ今日ノ模様ヲ以テ見レバ、彼ノ貨幣法案ハ、或ハ貴族院モ通過、遂  
ニ法律ト爲ルデアラウト考ヘマスルノデアリマス、然ル場合ニアラマシテ、  
彼ノ貨幣法案ニ於テハ、十月以後ニ於テ一圓銀貨ノ通用ヲ禁止スルト云フコ  
トハ、是非シナケレバナラヌデアアル、即チ貨幣法案ニモ規定シテアル、所  
デ一圓銀ノ通用ヲ禁止シマシタ場合ニ於テ、尙ホ一圓銀ヲ以テ一覽拂ノ手形  
ニ向ツテ仕拂ラスルト云フ趣意ニナリハセヌカ、サウスルト拾モ臺灣ニ於テ  
ハ臺灣一島ヲ以テ複本位ヲ行ツタト云フ姿ニナルデアアル、其邊ニ就イテ細  
カイ御説明ヲ聽キタイデアアル

(政府委員大藏書記官添田壽一君演壇ニ登ル)

○政府委員(添田壽一君) 唯今申上ダマシタ如ク、先ツ貨幣法案一デハ  
リマセヌガ、貨幣法其モノヲ全部行フヤ否ヤト云フコトハ、愈々法律ガ通過シ  
タニ於テ、臺灣ノ狀況ニ鑑ミタ上デナケニヤ決定ガ出来ナイデアリマス、  
ケレドモ、假ニ貨幣法ト云フモノガ行レルト云フコトヲ假定致シマシテモ、  
五十錢銀貨ト云フモノヲ盛ニ使用セシムル見込デアリマスカラ、少シモ差支  
ハナイト云フ積デアリマス

デモナイデアアル、百圓モ、二百圓モ、三百圓モ、此法律ニハ別ニ規定ガナ  
イヤウニ見エテ居ル、サウ云フ大キナ手形ニ向ツテ、五十錢ツツノ補助貨ヲ以  
テ仕拂フコトハ出来マセヌコト考ヘマスル、大キナ手形ニ向ツテハ矢張法貨ヲ  
以テ仕拂ハザルヲ得ヌ、五十錢ノ補助貨ヲ以テ之ヲ仕拂フト云フコトハ、少  
シニ道理シヤゴザリマセヌカ、伺ヒタイ

○政府委員(添田壽一君) 成程十圓以上ノ場合ニ於キマシテ、強ヒテ要求

致サレマスレバ、即チ本位貨幣ヲ用ヒナケレバナラヌト云フコトハ御尤デゴ  
ザリマスケレドモ、初ニ申上ダマシタ如ク、事實ニ於テ此一覽拂ハ成ベク十  
圓若クハ五圓ノモノニ止メテ置キタイト云フ考デアリマスカラ、ソレハ實際  
ニ差支ハ起ラヌ積デアリマス、殊ニ御承知アラセラレマス通ニ、臺灣ニ於キ  
マシテハ、逆モ金ト云フモノハ、事實人民ガ使用スルト云フコトノ盛ナル事  
ハ望メナイデアリマスカラ、ドウシテモ銀貨デナクテハ、實際不便デア  
ラウト思フデアリマス、所デ若シ貨幣法ガ行レルト假定致シマシテ、一圓  
銀ガナクナリマス以上ハ、五十錢銀貨デ少シモ差支ナイト云フ考デア  
ザリマス

○伊藤徳太郎君(二百四十四番) 別ニ法律ヲ制定スルト云フ御考デアリマス

○政府委員(添田壽一君) 別ニ法律ノ制定ヲ要セズシテ、今申上ゲル働ハ出  
來ル積デゴザリマス

○須藤時一郎君(二百二十五番) 政府委員ニ質問致シマス、唯今ノ御説明ニ

依ルト同額ノ金銀貨ト云フノハ、金貨ト云フノハ、即チ本位貨幣、銀貨ト云フ  
ノハ、即チ補助貨幣、補助貨幣モ本位貨幣モ同シヤウニ通用サセルサウシ  
テ十圓タケハ補助貨幣デ宜シイト云フガ、十圓手形ヲ十枚持ツテ來タ時ニハ  
何デ拂フ、其時ニモ補助貨幣デ濟ムノデゴザイマスカ、サウ云フ御積デス  
カ

(政府委員大藏書記官添田壽一君演壇ニ登ル)

○政府委員(添田壽一君) 臺灣ノ土人ノ實際ヲ見マスノニ、皆銀貨デゴザイ  
マスカラ、決シテ銀貨ヲ仕拂フ上ニ於テ故障ハ起ラヌデアリマスガ、先ツ  
理窟ノ上ノ話ト致シマシテ、十圓ノ兌換ノ誤リマシタ、十圓ノ手形ヲ十枚  
持ツテ來タ時ハドウスルカト云フ假定ノ場合、其場合ニ於キマシテハ、矢張  
其提出者ハ銀貨ヲ望ミマスカラ、銀貨デ拂ツテ差支ナイト云フ考デアリマス  
○須藤時一郎君(二百二十五番) 少シ要領ヲ得マセヌガ、臺灣ノ事ハサウカモ  
知レマセヌガ、内地カラ參ッテ居ル人ガ臺灣ニ往ツテ商賣ヲシマスカラ、必  
ズ臺灣銀行ノ手形ヲ持ツテ居ルニ違ヒナイ、其持ツテ往ツタ時分ニ、矢張十  
圓ノ一覽拂ノ手形ヲ十枚持ツテ往ク、即チ百圓共百圓ニ對シテモ、矢張補助貨  
幣ヲ百圓拂ツテ宜シイト云フ御積リデアリマスカ、其ナイノト云フガアツタ  
場合ハドウスル、其時分ニハ金貨デ拂フノデゴザイマスカ

○政府委員(添田壽一君) 臺灣ニ居ル例ヘバ本邦人ガ、此手形立換ヲ要求シ

マスル場合ニ於テ十圓以上ヲ要求シ、且ツ金貨ヲ以テ要求シタル場合ニ於テ  
ハ、若シ貨幣法ガ全部行ルト云フコトガ假定サレデアラナラバ、其場合  
ニ於テハ拒ムコトハ出来ナイト思ヒマス

クハ銀アルナラバ、其實際引換ヘルモノハ何デアラウガ構ハヌト云フ積デ  
ス、現ニ須藤君モ御承知ノ通、日本銀行ノ正貨準備ハ御承知ノ通銀兌換デ、  
アリナガラ、矢張金ガ置カレテアルト同一ナル理由ニ依ツタリデアリマス  
○伊藤徳太郎君(二百四十四番) 添田君ノ御答ニ就イテ益々私ハ分ラナク  
ナツテ來タカラ、モウ少シ質問致シマス、曩ニ分ツタ積デ居ツタガ、アナタノ  
御答デ分ラナクナツタト云フハ、臺灣ニ於テハ金貨ヲ望ム者ハナク、銀貨ヲ  
吳ノ人ト雖モ算盤ノ珠ヲ知ラヌ馬鹿バカリハ居ラナイ、宜イ鹽梅ニ銀貨ガ高  
クナツタラ、此制定ノ通ナルカモ知レマセヌケレドモ、銀貨相場ガ高クナル  
カ否ヤト云フコトハ、失敬ナガラ添田君ニモ能ク分ラヌト思フ、所デ若モ  
銀貨ガ安クナツタ、暴落シタト云フヤウナ場合ニ於テハ、縱令臺灣土人ト雖モ  
安イ銀貨ハ受取リマセヌ、實際請求ヲスベキ權利ノアル一覽拂ノ手形ヲ持  
テ居リマスカラ、高イ方ノ金貨ヲ取ルト云フハ當リ前ノコト、思フ、サウ  
シテ銀貨暴落ノ場合ニ於テ一覽拂ノ手形ヲ以テ、須藤君ノ申サレマシタ如ク  
金貨ヲ請求スル、サウ云フ時ニハドウスルカ、斯ウ云フコトヲ伺ツテ置キタ

○政府委員(添田壽一君) 私ノ先刻申上ゲマシタノハ、臺灣ノ土人ノ實況ニ  
於テハ、今日ハ銀ヲ尊シテ居ルノデアリマスカラ、土人ノ引換ノ場合ニ於テ  
ハ、多ク銀デ事ガ濟ミマセウト申上ゲタ積デアリマス、又須藤君ノ御尋ノ  
點ハ本邦人ガ例ヘバモウ臺灣カラ事業ヲ終ヘテ歸ルト云フヤウナ時ニ、金ニ  
換ヘテ來ルト云フ場合ヲ豫測シテ御答ヲ申シマシタノデアリマスガ、結局  
伊藤君ノ御尋ノ金銀ノ價格ノ變動シタル時ニ如何デアアルカト云フコトハ、是  
ハ又別ナ問題ニナリマスノデ、サウ云フ場合ニ於キマシテ若シ非常ニ銀貨ガ  
下落シタト云フヤウナルコトガアツテ、強ヒテ金デナクテハ土人モイヤデア  
ルト云フヤウナ時ニ於キマシテ、十圓以上ノ場合ハ是ハ已ムヲ得ナイカト思  
フノデアリマスケレドモ、尙ホ始ニ申上ゲマシタ如ク、成ルベク十圓以下ニス  
ルト云フ積デアリマスカラ、尙ホ銀ヲ以テ仕拂フト云フ念ハ十分アル積デ  
ゴザイマス

○伊藤徳太郎君(二百四十四番) サウスルト手形ハデス、成ルベク十圓以下  
ニスルトカ云フ御規定ガアツタラ大變宜サ、ウナモノデアアルガ、是デハ臺灣  
銀行ニ貴様ノ銀行ハ十圓以上ノ手形ハ出スコトハ出來ヌト云フ命令ヲ大藏省  
デスルトコトガ出來マス、是デハ何程デハ少ナイカラト云ツテ、勝手次第  
ニドシ、百圓デモ二百圓デモ手形ヲ出セルヤウニ思フ、アナタノ御答ガ少  
シ……

(此時議長鳩山和夫君議長席ヲ退キ副議長島田三郎君議長席ニ著ク)  
○政府委員(添田壽一君) サウデアリマスカラ、十圓以上ノモノ、場合ニ於  
テハ若シ貨幣法全部ガ施行セラル、ヤウナ假定ヲ置キマスナラバ、拒ムコ  
トハ出來ナイト云フ結果ニナルト云フコトハ認メマスノデアリマス  
○伊藤徳太郎君(二百四十四番) サウスルト、其場合ハ特別ニ法律ノ制定ヲ  
要シマスカ  
○政府委員(添田壽一君) 唯今ノ所デハ別ニ特別ノ規定ハ要サナイト云フ見  
込デアリマスケレドモ、此金銀ノ比價ガ非常ニ狂フトカ、社會ノ事情ガ一變  
シテ參リマスレバ格別、決シテ出シマセヌト云フコトハ、此動イテ居ル社會  
ニ於テ私ハ明言スルコトハ出來ナイノデアリマス  
○副議長(島田三郎君) 質問ガゴザイマセヌカラ、日程第四ニ移リマス

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉  
○吉本榮吉君(二百五十五番) 議長指名ニ  
○副議長(島田三郎君) 議長ノ指名デ御異存ハゴザイマセヌカ  
(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ  
○副議長(島田三郎君) 日程第五ニ移リマス、北海道國有未開地處分法案

第五 北海道國有未開地處分法案(政府提出貴族院 第一讀會  
送付緊急事件)  
(左ノ議案ハ朗讀ノ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)  
大宇ハ政府案小宇ハ貴族院修正 一ハ同院削除

北海道國有未開地處分法  
第一條 北海道國有未開地ノ賣拂付與交換及貸付ハ此ノ法律ニ依ル  
第二條 前條ノ賣拂及貸付ハ此ノ法律ニ於テ特ニ規定スル場合ノ外競争ニ  
付セス

第三條 開墾牧畜若クハ植樹等ニ供セントスル土地ハ無償ニテ貸付シ全部  
成功ノ後代價千坪一圓ノ割ヲ以テ賣拂フヘシ但シ一人ニ付キ三萬坪以下  
ヲ貸付シタルモノニ限リ無償ニテ付與スヘシ  
前項ノ貸付地面積ノ制限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第一項ノ貸付地ハ全部成功ニ至ラスト雖土地整理上支障ナシト認ムル場  
合ニ於テハ其ノ成功地ノ全部若クハ一部ヲ賣拂又ハ付與スルコトヲ得

第四條 公用若クハ公共ノ利益トナルヘキ事業ニ供セントスル土地ハ直ニ  
賣拂付與又ハ有償若クハ無償ニテ貸付スルコトヲ得  
第五條 市街地、市街豫定地其ノ他土地ノ狀況ニ由リ必要ト認ムル土地ハ  
競争ニ付シ直ニ賣拂フコトヲ得

第六條 社寺地又ハ墓地ニ供セントスル土地其ノ他事業ノ目的ニ由リ必要  
ト認ムル土地ハ直ニ賣拂フコトヲ得  
第七條 素地ノ儘使用シ又ハ期間ヲ定メ使用セントスル土地ハ有償若クハ  
無償貸付ヲナスコトヲ得

第八條 民有地ト交換スルコトヲ得ヘキ土地ハ少クトモ其ノ評定價格相均  
キモノニ限ルモノトス  
第九條 土地ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス  
無償貸付 十箇年  
有償貸付 十五箇年

○植樹又ハ  
沈炭地ノ開墾又ハ植樹ヲ目的トスルモノニ限リ特ニ二十箇年以内ノ期間  
ヲ以テ貸付スルコトヲ得  
天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ由リ貸付期間内ニ成功スルコト能ハサ  
ルトキハ貸付期間ノ半期間マテ延期スルコトヲ得

第十條 第三條ニ依リ貸付シタル土地ハ豫定ノ事業成功ノ程度ニ從ヒ隨時  
其ノ成否ヲ點檢シ豫定ノ如ク成功セサルトキハ未成功地ノ全部ヲ返還セ  
シムヘシ  
前項ノ場合ニ於テ拓殖上又ハ土地整理上支障アリト認ムルトキハ其ノ成

功地ノ一部若クハ全部ヲ無償ニテ返還セシムルコトアルヘシ

第十一條 貸付地ニシテ公用又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ニ供セントスルトキハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ建設物ノアルトキハ所有者ノ請求ニ由リ。評定價格ヲ以テ之ヲ買收シ其ノ他土地ニ對シテ費シタル直接ノ費用ハ之ヲ辨償スルモノトス但シ第三條ニ依リ貸付シタル土地ニ關シテハ其ノ評定價格土地ニ對シテ費シタル直接ノ費用ヨリ多額ナルトキハ其ノ價格ニ由リテ辨償スルモノトス

前項建設物ノ代價及其ノ土地ニ對シテ費シタル直接ノ費用土地又ハ建設物ノ評定價格ノ辨償ハ起業者ノ負擔トス

第十二條 左ノ場合ニ於テ天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ由ルモノノ外賣拂付與及貸付處分ヲ取消スモノトス但シ賣拂ニ係ルモノハ其ノ既納ノ代價ヲ還付スヘシ

第十三條 左ノ場合ニ於テ伐採シタル樹木アルトキハ其ノ相當代價ヲ辨償セシムルモノトス

第十四條 第十條ニ依リ貸付地ヲ返還セシメ若ハ自己ノ便宜ニヨリ貸付中ノ土地ヲ返還シタル場合又ハ第十二條ニ依リ賣拂付與及貸付處分ノ取

消ヲナシタル場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル家屋其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ハ行政廳ノ定メタル期間内ニ於テ之ヲ除去スヘシ若其ノ期間内ニ除去セサルトキハ其ノ物件ハ國ノ所有ニ歸ス

第十五條 左ノ貸付地ニ限り行政廳ノ許可ヲ得テ其ノ貸付地ノ上ニ有スル權利ヲ債務ノ擔保ニ供シ又ハ賣拂若クハ付與スルコトヲ得

第十六條 第三條ニ依リ貸付シタル土地ハ貸付期間満了後一箇年以内ニ其ノ土地ノ賣拂又ハ付與ヲ請求スヘシ一箇年ヲ經過シテ請求セサルトキハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノトス

第十七條 第三條ニ依リ貸付ヲ受ケタル者ハ其ノ土地ノ全部ヲ成功スルニアラサレハ他ノ土地ノ無償貸付ヲ受ケルヲ得ス但シ相當ノ資力アリテ成

功スルヲ得ル者ト認ムルトキハ此ノ限ニアラス

第十八條 此ノ法律ニ依リ賣拂付與又ハ交換シタル土地ハ其ノ民有トナリタル年ノ翌年ヨリ二十箇年ノ後ニアラサレハ地租及地方稅ヲ課セズ

第十九條 第十條及第十二條ノ處分ニ不服アル者ハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十條 此ノ法律施行ノ爲ニ必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 明治十九年閣令第十六號北海道土地拂下規則及其ノ他此ノ法律ニ抵触スル規程ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第二十二條 此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

政府委員(曾根靜夫君) 唯今此北海道ニ於テ未開地ノ土地ノ處分ハ明治十九年ノ閣令第十六號ニ據テ處分ヲ致シテ居ルノデゴザイマス、然ルニ近年段々北海道ノ開墾ヲ望ム者ガ多ウナリマシテ、餘程此土地ノ處分モ複雜ニナツテ參リマシタノデアリマス、前ニ申ス通、此閣令第十六號ト申シテ見マスレバ、今日カラ見マスレバ、其名稱ニ於テ純然タル是行政命令ナルガ如ク見エラマシマス、然ルニ其閣令第十六號ノ中ニハ租稅ノ減免等ニ關スルモ、其閣令第十六號ノ不完全ナルコトハ明瞭ノコトデアリマス、ソレ故ニ此法案ヲ提出シタ所以デアリマス、何卒御協賛アラントラ希望致シマス

副議長(島田二郎君) 質問ガゴザイマセヌケレバ次ニ移リマス、質問ガナイト認メマシテ、日程ノ第六ニ移リマス

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

吉本榮吉君(二百五十六番) 此委員モ議長ノ指名

副議長(島田二郎君) 御異存ガナケレバ吉本君ノ御説ノ通ニ致シマス

副議長(島田二郎君) 日程第七、關稅定率法案

第七 關稅定率法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)

阿部與八君(百二十一番) 關稅定率法案ノ委員會ハ本月一日ニ開キマシタ、以後種々ノ審査討論ヲ致シマシテゴザイマス、其結果トシテ法律文ニ於テハ一字一旬ノ修正モナク、原案ヲ可ナリト決シマシテゴザイマス、又附屬ノ稅表ハ五百三十二ノ多キ數デゴザイマス、是モ總テ比較ヲ取リマシテ、十分審議ヲ加ヘマシタ、其未ニ於テ、此多數ノ中ヨリ十九品タケ修正ヲ致シマシテゴザイマス、其十九品タケ中ニ於テ十七マデ稅率ヲ高メマシテ、二品タケ





精製糖ノコトニ就イテ、直接ニ其業ニ與テ居リマシテ、能ク存ジテ居リマスルガ、今氷砂糖ナルモノハ日本ニ於テ段々製造ガ出來マス、所ガ、獨逸ヨリシテ頻ニ其輸入ニナツテ參リマシテ、内地ニ於キマシテ製造スル所ノモノヲ頗ル妨害致シテ居リマス、又精製糖ト云フモノハ此精糖トシテフモノモ非常ニ安ク買ハル所デアリマシテ、臺灣ノ砂糖ヲコトナヘ取りルト云フ、サウシテ製造シマシテ所デ、獨逸ナドカラ來マスル砂糖ニ比ベマシテ云フト、却テ高ク附クト云フヤウナ有様デゴザリマス、此精糖ノ業ト氷砂糖ナルモノハ段々今ヤ開ケントスルノ有様デゴザリマシテ、其精糖會社ハ横濱ヘモ出來レバ、或ハ神戸ヘモ出來ルト云フヤウナ有様デゴザリマス、併ナガラ今日ノ様ナ有様デアッタナラバ、其業ハ恐クハ退歩ナスデアラウト思ヒマス、因テ此精糖ヲ内地ニ盛ニスルニハ、即チ臺灣糖ヲ精製シマスルニ利益ノアルコトデゴザリマスルケレドモ、氷砂糖モ亦獲逸アタリノ輸入ヲ防ギマスルニ大イニ利益ノアルコトデゴザリマスカラシテ、之ヲ何レモ四割ト致シタイ、其修正說ヲ提出致シマス

○大島信君(六十一番) 私ハ先刻橋本久太郎君ノ修正動議ニ賛成デゴザイマスルガ(議題ニナツテ居リマス)ト呼フ者アリ(賛成デアアルカラ議題ト爲メトデアアル即チ……)

○副議長(島田三郎君) マダ議題ニナツテ居リマセヌ、成規ノ賛成ガアツテツレカラ議題ニ……

○大島信君(六十一番) 賛成ヲスルト云フ意ヲ述ベマス、僅ニ五分ト致シタノハ甚ダ安キニ過ギルノデアアル、ト云フモノハ既ニ條約モ締結ニナツタ諸國トハ、砂糖ハ百分ノ十ト云フコトニナツテ居ル、日英間ノ條約ノ議定書ニ依ツテ見テモ、輸入稅等、稅關率ハ百分ノ十ト云フコトニ定メテアルノデアアルカラ、ソレト丁度鈞合ヲ得ルヤウニシテ、ソレヲ五分上ゲテ一割ニスルト云フコトハ最モ適當デアラウト認メルカラシテ、ソレ故ニ賛成ヲスルノデアゴザイマス

(賛成々々)ト呼フ者アリ

○副議長(島田三郎君) 定數ノ賛成ガゴザイマセヌケレバ、議題ト爲リマセヌ

(賛成々々)ノ聲起ル

○副議長(島田三郎君) 橋本君ノハ議題ニナリマシタ

(政府委員(目賀田種太郎君) 唯今精糖ノ稅率ヲ五分トアルヲ一割ニスルト云フ御修正說ガ成立ツテ居リマス、是ハ如何ナモノデアラウト思ヒマス、唯今内地ノ産出ハ千三百三十六萬斤餘アルデゴザイマス、然ルニ外國ノ輸入ト云フモノハ、昨今ノ所デハ二億二千三百萬斤餘デゴザイマス、斯ノ如ク内地ノ需要モ多イコトデゴザイマス、精糖ノ課率ヲシテ一方ニハ稅ヲ課スル、又一方ニハ内地ノ産業ノ發達ヲ計ルタメニハ蓋シ提出案ノ課率ハ其邊ニ於テ至當其權衡ヲ亂シテ來ヤウト思ヒマス、因テ此コトニ就キマシテハ折角ノ御提出デゴザイマス、反對ノ意ヲ表シマス

○田中島雄君(二百九番) 岡田君ノ說ノ氷砂糖ヲ四割ニシマスルト云フ、之ヲ賛成シマス

(採決)ト呼フ者アリ

○副議長(島田三郎君) 橋本君ノ修正說ダケ成立チマシタ、御異存ガナケレ

○大島信君(六十一番) 賛成ヲスルト云フ意ヲ述ベマス、僅ニ五分ト致シタノハ甚ダ安キニ過ギルノデアアル、ト云フモノハ既ニ條約モ締結ニナツタ諸國トハ、砂糖ハ百分ノ十ト云フコトニナツテ居ル、日英間ノ條約ノ議定書ニ依ツテ見テモ、輸入稅等、稅關率ハ百分ノ十ト云フコトニ定メテアルノデアアルカラ、ソレト丁度鈞合ヲ得ルヤウニシテ、ソレヲ五分上ゲテ一割ニスルト云フコトハ最モ適當デアラウト認メルカラシテ、ソレ故ニ賛成ヲスルノデアゴザイマス

(賛成々々)ト呼フ者アリ

○副議長(島田三郎君) 定數ノ賛成ガゴザイマセヌケレバ、議題ト爲リマセヌ

バ決ヲ採リマス、長イ案デゴザイマスルカラ、便宜ニ依リマシテ分割致シマスルコトモ致シマス、餘リ御議論ガナケレバ……

(此時)ト括シテドウデス、ト呼フ者アリ

○副議長(島田三郎君) 一括シテ採リマスアルト云フト、丁度委員會ノ修正ヲ加フルニ橋本君ノ修正、是ダケガ本文ニ變更ヲ表ハシテ居ル、之ヲ連括シテ議題ト致シテ宜シケレバ左様致シマス

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○橋本久太郎君(二百七十六番) 私モ委員會ノニハ、他ハ皆賛成デゴザイマス、左様御承知……

○副議長(島田三郎君) ツレデハ尙ホ鄭重ヲ盡シマスルト、橋本君ノガ一ツ出テ居リマス、橋本君ノ修正ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

正ヲ採リマス、橋本君ノ修正ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○副議長(島田三郎君) 少數デゴザイマス、ツレデハ委員會ノ修正ノ全部ノ決議ヲ採リマス、是ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○副議長(島田三郎君) 多數——讀會省略デ確定致シマシタ、日程ノ第八、國稅徵收法案

第八 國稅徵收法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)

○杉村寬正君(十一番) 委員會ノ報告ヲ致シマス、簡單デゴザイマス、此席カラ……國稅徵收法案ノ委員會ハ二度開キマシタ、シテ此第四條ノ一項ノ終リニ但書ヲ入レマシタ、外ハ、全會異議ナク可決致シマシタ、此段御報告致シマス

○吉本榮吉君(二百五十六番) 政府委員ニ尋ネマス、委員會デ修正ニナツタノハ即チ第四條デアツテ、納稅人ガ會社ニシテ、其會社ノ解散ニナツタトキノ納稅ノ都合ハ原案ニハアリマセヌデス、此斯ウ云フ場合ニハ、政府ハ如何スル積デゴザイマス

(政府委員(目賀田種太郎君) 吉本君ニ御答致シマス、原案ニ於テノ考ヘハ、サウ云フ場合ニハ民法ノ部ニ於テ債權ト云フコトガアルカラ、一ノ債權トシテ出來ルト云フ考ヘヲ持ツテ居リマシタケレドモ、蓋シ御修正ノ方ガ確實デアアル、右當初ノ考ヘハ稍々不十分デゴザイマス、進ンデ修正案ニ政府ハ同意致シテ居リマス

○榎松隆慶君(二百七十二番) 本法ハ現行ノ租稅徵收法、及國稅滯納處分法ノ二法ヲ合一ニシテ、成ルベク複雜ヲ省イタモノデゴザイマス、無論異議ノ生ズベキコトハナイノデス、併シ政府ハ斯ノ如ク國稅徵收法ハ簡便ヲ求メラレ、又一方ニハ收稅吏ガ大イニ營業稅ノ上リ高ニ至ツテ見ルト、ヤカマシク嚴酷ニ其見込高ナドト云フモノ、是マデ五百圓ノモノハ、千圓、千圓ノモノハ二千圓、三千圓トシナケレバ到底承諾セヌト云フ有様デアアル、其滯納者ノ處分ノ方ニ於テ幾分簡便ニナツテモ、課稅ノ方ノ側デ餘程ヤカマシク言フ地方ガアルコトヲ思ヒマス、是ハ實際政府ニ於テハ萬一アリトスレバ、其地方限リノコトヲ決シテ政府ニ於テハ、左様ナコトハ各地方ノ收稅吏ニ別ニ御示シハナイノデアゴザイマス、其邊ノ左様ナコトハ各地方ノ收稅

○政府委員(目賀田種太郎君) 二百七十二番ノ御尋ハ國稅徵收ノコトデゴザイマス、又ハ營業稅ノコトデゴザイマス、若シ營業稅ノコトデゴザイ

確定議 國稅徵收法案 第一讀會ノ續 四七七

マズルナラバ、御答ハ一向差支ハゴザイマセヌガ、如何デゴザイマヌルカ、  
○恆松隆慶君(二百七十二番) 少シク此徵收ヲ寬ニスルト云フテモ、徵稅ノ  
方デハ、少シク嚴酷ニスルト云フヤウナコトハアルカナイカト云フタメニ、唯  
問フタメデゴザイマス  
○政府委員(自賀田種太郎君) 二百七十二番ニ御答致シマス、右ノ如キ意味  
ハ毫モ有シテ居リマセヌ  
○恆松隆慶君(二百七十二番) ヲレデハ宜シウゴザイマス  
○吉本榮吉君(二百五十六番) 本案モ讀會ヲ省略シテ直チニ確定セラレンコ  
トヲ望ム  
(贊成々々)ト呼フ者アリ  
○副議長(島田三郎君) 御異議ガナケレバ吉本君ノ動議ノ通ニ致シマス  
(異議ナシ)ト呼フ者アリ

國稅徵收法案(政府提出) 確定議  
○副議長(島田三郎君) 左様致シマスルト、第四條ニ對シテ委員會ニ於テ  
但シ納稅人タル會社カ解散フナシタルトキ亦同シト云フヲ挿入スルコトニ  
修正ニナテ居リマス、之ヲ決議ヲ採リマシテ、各、全部確定ニ致シマス、委  
員會ノ修正ニ同意ノ諸君ハ起立  
起立者 多數  
○副議長(島田三郎君) 多數 確定ヲ致シマシタ、次ノ日程ニ移リマス、  
古社寺保存法案

第九 社古寺保存法案(政府提出貴族院 第一讀會ノ續(委員長報告))  
○小室重弘君(二百九十六番) 委員會ノ報告ヲ致シマス、日程第九ノ古社寺  
保存法案ハ、一昨日委員會ヲ開キマシテ、委員會ハ全會一致ヲ以テ、貴族院送  
付ノ案ノ通過決定シタ譯デゴザイマス、此段御報告致シマス  
○早川龍介君(二百四十一番) 是ハ委員會ニ於テ聊ノ修正モゴザイマセヌカ  
ラ、讀會ヲ省略シテ直チニ決定セラレンコトヲ望ム  
(贊成々々)ト呼フ者アリ  
○副議長(島田三郎君) 尙ホ念ノタメニ竹村君ニ御問ヒ致シマス、通告ニナ  
テ居リマスガ、別ニ……  
○竹村藤兵衛君(百十九番) 取消ヲ致シマス  
○副議長(島田三郎君) ヲレデハ通告ガゴザイマスガ、皆ツレハ略シマシテ、  
直チニ採決致シマス、御異議ガナケレバ讀會ヲ省略シテ全部  
(異議ナシ)ト呼フ者多シ

古社寺保存法案(政府提出貴族院送付) 確定議  
○副議長(島田三郎君) 貴族院送付案ニ同意ノ諸君ハ起立  
起立者 多數  
○副議長(島田三郎君) 多數  
○小室重弘君(二百九十六番) 先程申シテ置キマシタ如ク、今日ハ請願委員  
會ヲ開キマセヌト大イニ進行ニ困リマス  
○副議長(島田三郎君) 餘程委員會ノコトガ迫ツテ居リマスルカ、一ツハ此  
人數ヲ調ベマシテ、委員ノ方ガ御立チニナリマシタラ如何カと思ヒマス

○小室重弘君(二百九十六番) 十八人ダケ缺席ガ願ヘマスレバ  
(異議ナシ)ニ差支ナシト呼フ者アリ  
○副議長(島田三郎君) 御異議ガナケレバ左様致シマス、日程第十、消防組  
法案  
第十 消防組法案(喜多川孝經君外二名提出) 第一讀會ノ續  
(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)  
第一條 市町村ニ於テ水火災警戒防禦ノ爲消防組ヲ設置スルコトヲ得  
第二條 消防組ノ設置區域ハ市町村ノ區域ニ依ル  
第三條 消防組ノ設置區域ハ市町村ノ組合ヲ設ケタル場合ニ於テハ消防組ノ設置  
區域ハ其ノ組合ノ區域ニ依ルコトヲ得  
第四條 消防組ノ設置區域ハ市町村ノ大字若ハ區ヲ以テ消防組ノ設置區域ト爲ス  
コトヲ得  
但シ此ノ場合ニ於テハ府縣知事ノ認可ヲ可クヘシ  
第五條 消防組ノ人員及組織ハ市町村會ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ  
受クヘシ  
第六條 消防組ニ要スル費用ハ市町村又ハ町村組合ノ負擔トス  
第七條 消防組ハ所轄警察署ノ指揮監督ヲ受クヘシ  
但シ急要ノ場合ニ於テハ市町村長之カ指揮ヲ爲スコトヲ得  
第八條 消防組ノ舉動治安ニ妨害アリト認ムルトキハ府縣知事ハ之ヲ解カ  
シムルコトヲ得  
第九條 北海道ニ於テハ府縣知事ノ職務ハ北海道廳長官之ヲ行ヒ東京府郡  
部ニ於テハ警視總監之ヲ行フ  
第十條 市町村制ヲ施行セサル地方ニ在テハ本法規定ノ市町村長ノ事務ハ  
區長及戶長之ヲ行フ  
附則  
第九條 此ノ法律ハ沖繩縣及東京市ニ適用セス  
第十條 本法施行ノ概則ハ内務大臣之ヲ定ム  
第十一條 此ノ法律ハ明治三十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第十二條 此ノ法律ニ抵触スル條規ハ本法施行ノ日ヨリ總テ之ヲ廢止ス  
(喜多川孝經君演壇ニ登ル)

○喜多川孝經君(二百四十番) 消防組法案ニ就キマシテ大體ノ説明ヲ致シテ  
置キマス、元來此消防組ハ、勅令ヲ以テ既ニ規則ハ發布ニナテ居ルノデ  
ゴザイマス、サリナガラ其勅令ノアルガタメニ、却テ此消防組法案ト云  
フモノヲ設ケネバナラヌト云フヤウナ必要ガゴザイマス、故ニ此法案ヲ出シ  
マシタノデゴザイマス、其消防組規則ニ據リマスルト、即チ從前ノ善良  
ナル慣行ヲ破ツテ、新ニ規則ヲ設ケタト云フコトニナテ居リマス、故ニ、  
其實際上非常ニ差支ヘル、獨リ實際ニ差支ヘルノミナラズ、實行モ出來ヌ  
デゴザイマス、ナゼ實行ガ出來ヌカト云フハ、即チ此消防組規則ニ從ツテ組  
織致シマス、是マデ一錢一厘モ要ラズ、十分自備上ノ消防ノ仕事ガ出  
來テ居ツタモノガ、此規則ノタメニ殆ド錢ヲ入レテ却テ火ヲ消止ムルコトガ  
出來ズ、水モ防グコトガ出來ヌト云フコトニナテ居リマス、而シテ又  
貧弱ナル町村、若クハ人口ヲ十分ニ有シテ居リマセヌ所ノ小町村ノ如キニ至  
リマスルト、殆ド其費用ノタメニ堪ヘラレヌト云フコトニナルノデゴザイマ  
ス、ツレ故今度新ニ此消防組法案ヲ發シマシテ、サウシテ昔ノ通、即チ善

其ナル習慣ニ依リマシテ、サウシテ適宜ニ其村ニ應ジタ所ノ組織ヲサセタ  
イ、斯ウ云フノガ本旨デゴザイマス、此法案ハ昨年モ本議ニ掛リマシテ、  
大多數ヲ以テ通過致シマシマス、モ、本年尙ホ細カニ説  
明致シ望ムシモ、要モゴザイマスモ、存ジマスカシガ、何卒御賛成アラニ説  
トイテ希冀致シマス、次第デゴザイマス、實ハ十分細カニ此實際ノ應用ヲ述ベ  
タイト存ジマスケレドモ、何分切迫シテ居リマス、今日デアリマスカラ、之ヲ  
省キ、先ヅ昨年モ通過シタコトデアリマスカラ省キマス、次第デゴザイマス  
カラ、宜シク御賛成ヲ希冀致シマス

○久保九兵衛君(九十八番) チヨット御尋致シマスガ、此第二條ノ二項デゴ  
ザイマスガ、土地ノ狀況ニ由リ市町村内ノ大字若ハ區ヲ以テ消防組ノ設置區  
域トナスコトヲ得、斯ウ云フノデゴザイマスガ、是ハ先ヅ例ヘテ申サバ、  
山間僻地デアッテ同シ一村ノ中デ、大字ト大字ノ距離ガ一里トカ二里トカア  
ルト云フ場合ニ、此二項ヲ適用サレルモノト私ハ信ズル、ソコデ山間津々浦  
浦ニ至リマス、大字一箇ノ戸數ガ或ハ二十戸ニ過ギナイト云フ處ガアリ  
マス、又其大字ニシテ大字ノミテ消防組合ヲ設ケルト云フコトハ、到底言フベ  
クシテ行レヌコトデ、是等ノ大字ニ對シテト云フ提出者ノ御見込ニナサレ  
積リデアリマス、先ヅ二十戸ノ大字ノ戸數アル處デ、消防組ヲ組織スルモ  
トシマス、一戸一人宛出マシタ所、僅カ二十人バカリシカ出來ナイ  
ト云フ有様ニナルノデ

○喜多川孝經君(二百四十番) チヨット唯今久保君ノ御尋ニ依ッテ此意ヲ明  
カニスルコトガ出來マス、誠ニ仕合セデゴザイマス、唯今ノ御尋ノ  
如キ、若シ此消防組、前ノ規則デ見マス、其地カラ任選シテ或ハ一里モ  
半道モ隔ッテ居ル各部落カラ、一村ノ代トシテ或ハ五十人若クハ八十人ト云  
フ組織ヲシテ居リマス、サリナガラ、田舎ノ町ニ參リマシタトキニハ、ドウ  
云フ有様デアアルカト云フ、先ヅ從前ノ規則ニ依リマス、直チニ巡查ノ所  
ニ駈付ケル、ソレカラ巡查ガ其警鐘ヲ打ッテ呼ビニヤル、ソレカラ警鐘ヲ  
打ッテ、散在シテ居ル所ノ消防組ヲ呼ビニヤル、即チ常業ニ服シテ居  
ル、或ハ農トカ山トカニ呼ビニヤル、即チ常業ニ服シテ居ルノデアリマ  
スカラ、殆ド三時間モ四時間モ掛ル、參ッテ先ヅ火ヲ消ス、火ハ殆ド四  
五時間掛ル、言フテモ宜シイ位、然ルニ先ヅ火ヲ消ス、火ハ疾ウニ  
燃エ切ッテシマフテ漸クニ參ッテ來タモノハ、ドレ程デアアルカト云フ、半  
數若クハ六分ヨリ集ッテ來テ居ラヌト云フ形ガ歴々ト私共認メテ居ル、ソレ  
カラ從前ノ慣行ニ依リマス、サウ云フ處ハ各、ソレ、ノ組織ガゴザイ  
マシテ、或ハ男子ハ十五歳以上四十歳マデハ皆出ニヤナラヌトカ、何トカ云  
フ自然ノ義務トシテ出ニヤナラヌト云フコト、即チ組織ニナッテ居リマス、  
加之今度ノ消防組ノ規則ニ依リマス、先ヅ一村デ消防組ト云フモノヲ拵ヘ  
テ置イテ、サウシテ他ノ所謂隣保相憐ムト云フノハ、各、獨立ニナッテ居リ  
マシテ、サウ云フ隣保相憐ム、相助ケルノ途ガ附イテ居リマセヌガ故ニ、先  
ヅ此照會ヲシナケレバナラヌ、此村ノ村長カラ向フノ村ノ村長ニ往ッテ照會  
スルトカ、或ハ警察カラ向フノ警察ニ照會シナケレバナラヌ、從前ノ慣行ニ  
依リマスレバ、一部落ハ一部落ノ人間ノヤウデゴザイマス、從前ノ慣行ニ  
里四方ハ必ズ火事ガアレバ駈附ケル、斯ウ云フヤウデゴザイマス、或ハ一  
コトハ、先ヅ私ノ調ベマシタ中デハ、悉ク自營ノ目的ハ總ッテ居ル、是ニ由ル  
テ専ラ町村ノ組織サレマシタ時十分ニ從前ノ慣例ノ上ニ尙ホ改良ヲ加ヘテ  
組織スルト云フ、斯ウ云フ私ハ便利ガアラウト思ヒマス、ソレデ消防組規則  
ナルモノガサウ云フ自由ガ許シテアレバ、又忍ブベキモノデゴザイマス

レドモ、殆ド消防組ガカチリトス、如クセヌケレバ行カヌ、若シ他ノ方法  
ヲ少シモ用ヒルナラバ許サヌ、斯ウ云フコトニナッテ居リマス、消防組ノ  
所デハ先ヅ私共ノ自郡ニ致シマシテ、十四箇村ゴザイマスガ、消防組ノ組  
織ニ得ベキモノガ幾ラアルカト言フ、一町一箇村ゴザイマス、其アトハ火事  
ガアラレテモ駈附ケ行ク者ガナイ、從前ノ法ハ悉ク此規則ノタメニ破レテシ  
マッテ、唯今ハ見殺シニスルヨリ外仕方ガナイト云フ有様ニナッテ居ル、斯  
樣ナ次第デアリマス、是ニテ御承知下サルコトヲ希冀致シマス

○吉本榮吉君(二百五十六番) 議長指名ノ委員ニ付託シタ  
○若塚省三君(二百八十二番) 質問ガアリマス、原案者ニ質問ガアリマス、本  
案ヲ見テ見マス、第三條、消防組ノ人員ヲ極メルトコトナドハ市町村會ニ於  
テ極メテ、而シテ府縣知事ノ認可ヲ受ケルト、斯ウゴザイマス、四條ノ消防  
組ニ關スル費用ハ、市町村又ハ町村組合ノ負擔トス、斯ウゴザイマス、  
其人員ヲ極メルトカ、費用ノ出方ヲ極メルトカ云フヤウナコトハ、是デ能ク  
分ッテ居リマスガ、倍テ消防組ノ人員ノ任免黜陟、此消防ニ要スル所ノ費用  
ノ出納收支ト云フモノハ、誰ガ監督ヲ致シテ整理スルノデゴザイマス、ソレ  
一ツ承リタリ、全體現行ノ此消防組ノ法律ニ依ッテ見マス、内務省令  
デハ施行内則ナリ、又府縣廳ニ於テハ是ガ施行細則ト云フ様ナルモノガゴザイ  
マシテ、消防組ノ選舉ハ選舉法ニ依リマシテ、任免黜陟及消防組ニ要スル  
所ノ費用ナドハ、縁遠イ所ノ警察デ遣リマシテ、縁近イ所ノ市町村役場ナリ、  
或ハ戸長役場ナドハ取扱ヒマセヌヤウナ都合デゴザイマス、大變人民ナ  
ドニ於キマシテモ困ルノミナラズ、實ニ警察ニ於テモ事務多端ノ際僅ノ消防  
組ノ任免黜陟マデモ沙汰セネバナラナイトカ、或ハ費用ヲ折々ニ支出セネバ  
ナラナイトカ何トカト云フヤウナ理窟デ、餘程警察ニシテモ困ッテ居ルト云  
フコトヲ聞イテ居ルノデアリマス、聞イテ居ルノミナラズ、實際私ナドハ目  
撃シテ居ルノデアリマス、因テ此消防組ノ人員ノ任免費用ノ出納ナドハ何處  
デハ掌ッテヤラセル御見込デアリマス、其邊ノ御考ヲ承リタリ

○喜多川孝經君(二百四十番) 御答致シマス其消防組ノ任免ナドト云フコト  
ハ私共別段見ルニ及バヌ、慣行ニ依ッテ往ケルト思ヒマス、ソレド云フ  
法カト云フテ見ルト、先ヅ從前ノ慣行ノ一例ヲ申シ見ル、滿十五歳以上  
三十歳マデノ男子ハ悉ク村方デ設ケテアル消防組ニ服從セヌケレバナラヌ  
ト云フ申合デハゴザイマス、久シク行ハレテ居ル其法ガアルノデゴザイ  
マス、是ニ皆服シテ居ルノデゴザイマス、若シ之ニ服サナケレバ、己ノ家  
ガ燒ケル時分ニ人ガ來テ呉レタ形デアアルカラ、悉ク之ヲ遵奉シテ居ルノデゴ  
ザイマス、ソレ故若シサウ云フ慣行ノ法ヲ調ベテ申シマスレバ、廣イ國中ノコ  
トデアアルカラ、或ハ百種モ二百種モゴザイマセウ、サリナガラ今其任免等ノ  
モノヲ要セズ、從前ノ慣行ニ依リマシタラ、必ズ其土地相應ノ其慣行ヲ以テ  
自營シテ居ルニ違ヒナイ、ソレデ町村會デ組織ナリ人員ナリ極メラレマ  
スレバ、其慣行ニ隨ッテ極メルトコトガ出來ヤウト思ヒマス、ソレカラ監督  
ハ是ハ隨分定メ方ニ依リマス、多少ノ害ハナイデハナカラウト思ヒマス、  
從前ノ慣行ノ中ニ十五歳以上三十歳以下ノ者ガソレニ服從スル形ノ慣行ニナッ  
稱ヘマシテ、滿十五歳以上三十歳以下ノ者ガソレニ服從スル形ノ慣行ニナッ  
テ、其團體ガ隨分大勢ゴザイマス、殊ニ其村中ノ若イ者ノ粹ヲ抜イテ居  
リマス、或ハ村長ニ抵抗スルト云フヤウナコトモ偶ニハアツタサウ云フ  
コトガゴザイマス、監督丈ハ警察ニ任セルガ宜カラウト存ジマス、サ  
リナガラ一ニ警察ニ一任シテ置タト、田舎デアリマス、直チニ警察官ガ火  
事ガアルカラト云フテ指揮シ得ラヌコトガゴザイマス、ソレ故其警察官ノ

居ヲヌトキハ、市町村長モ之ヲ指揮監督スル權ヲ與ヘテ置キタイト云フノデ、此法案ヲ組立テマシメ、ソレカラ經濟上、即チ會計上ノコトハ右様ナ次第デゴザイマスカラ、當然村長ガ管理シテ、收入役ガ取扱フ、即チ町村制ニ定メテアル取扱ニ外ナラヌ積デゴザイマス

○副議長(島田三郎君) 質疑ハナイト考ヘマスカラ決ヲ採リマス、吉本君カラ九名ノ委員ニ付託シ議長ノ指名ト云フコトデアリマス、是ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○副議長(島田三郎君) 御異議ガナケレバ左様致シマス、次ノ日程ニ……

○田中正造君(二十五番) 日程ニ入ル前ニ一言述べたいコトガゴザイマス、過日——先月ノ二十六日ニ、足尾銅山ノ鑛業停止ノ事ニ就イテ質問ヲ致シタ

デゴザイマス、其時ニハ農商務ノ官吏ト云フモノハ成ルベク出テ——成ルベク出席シテ、質問ノ要旨ヲ聽取ルノガ義務デアアル、然レニ一人モ分テ居ルコトニ出席シナイ、今日マデ是ニ答辯シナイ此間モ次官ガ出席ノトキ、ナゼ

今日マデ答辯シナイコト云フノニ、是ニ答ヘモナク引込シテマフ、斯様ナ譯デゴザイマシテ、或ハ答辯書ト云フモノヲ議場デ披露スルトキニ、成

ルベク三十五番ノ居ナリ時ニ、又披露スル期日ヲ定メテ手段ヲ取ルカモ知

レナイガ、凡ソ答辯スルニハ像モ答辯スル期日ヲ定メテ手段ヲ取ルカモ知

ゴザイマスカラ、成ルベクハ德義ヲ守ツテ本人ノ居ル時ニ答辯ヨスル様ニシ

ナケレバナラズ、其答辯ニ就イテハ、又即座ニ質問ヲ起スコトガアルカモ知

レナイカラシテ——説明ヲ請フコトガアルカモ知レナイカラ、今回ノ答辯ヲ

スル時ハ、成ルベク農商務ノ官吏ハ出ラレル丈出ラレル様ニ、是ハ議場ノ整

理トシテモ、亦議院法カラ見デモサウシナケレバナラナイ、幸ヒ今日次官モ

出テ居リマスカラ、直チニサウ致ス様ニ答ヲ取ル積デゴザイマス

○政府委員(金子堅太郎君) 田中正造君ニ此處カラ御答致シマス、勿論田中

正造君ノ御熱心ナル御陳述ハ速記録デ悉ク拜讀致シマシタ、此事タルハ頗ル

重大ナコトデ、地方人民ノ休戚ニ關シマスルコトデアアル、故ニ事實ノ誤ノナ

イ、様ニ鄭重ニシテ、十分ナル精細ナル答辯ヲ致ス積デアリマス、政府ハ決

シテ怠慢ニ付シテハ居リマセヌ、既ニ農商務省ノ方デハ答辯モ出來マシタ、ソ

レデ交渉スル所ノ内務省ニ昨日送ツテ置キマシタ故ニ、イツレ明日カ明後日

ニハ遅クモ議會ニ提出シテ、諸君ノ面前ニ於テ朗讀致ス積デアリマス、

○田中正造君(二十五番) 明日カ明後日デハイケマセヌ、明日ナラ明日、明

後日ナラ明後日ト正シクシテ置キタイ、其時ニハ矢張大臣モ出テ來ルガ宜シ

イ、此間ノ委員トカ何トカ云フ者モ皆出テ來ルガ宜イ、ソレデ定メテ置キタ

イ、唯速記録デ見レバ宜イト云フモノデハナイ、速記録ハ翌日デナケレバ見

ルコトガ出來ナイ、直チニ答辯ヲ聽イテ置キタイ、ドウモ三十五番ノ留守ヲ

付ケ込シテヤリサウナ風ガアルカラ、之ヲ突留メテ置クノデアアル

○政府委員(金子堅太郎君) 勿論當局ノ政府委員ハ、各種ノ委員會ヲ兩院ニ

於テ引受ケテ居リマスカラ、本員ニ涉ル質疑、質問書、ソレヲ敷衍シタ御演

說ヲ拜聽スルハ、勿論望ム所デゴザイマスガ、他ニ貴族院ノ豫算ナリ、本院

ノ委員會ナリ、皆ソレノ少數ノ人員ヲ以テ答辯ヲ致シテ居リマス、決シテ

田中君ノ御演說ヲ避ケテ譯デモナシ、又明日カ明後日ト申シタノハ、内務省ニ涉

決シテ卑怯未練ナ譯デナイコトハ御承知ヲ願ヒタイ、成ルベク重要ナコトデアリマスカラ、不都合ナコトモセヌ、又德義ヲ守ツテ公會ノ席デ申ス積デア

○副議長(島田三郎君) 日程第十一、特許意匠及商標登錄取消ノ審判期間ニ關スル法律案

第十一 特許意匠及商標登錄取消ノ審判期間ニ關スル法律案(元田肇君外四名提出) 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

特許意匠及商標登錄取消ノ審判期間ニ關スル法律案

登錄出願以前公ニ知ラレ若ハ公ニ用井ラレタルモノ、特許及意匠ニ關シ又

ハ他人ノ商標ト同一若ハ類似ノ商標ニ關スル審判請求ノ期間ハ各原簿登錄

ノ日ヨリ一箇年トス

但シ既ニ登錄ヲ受ケタルモノニ付テハ本文ノ期間ヲ明治三十年十二月三

十一日マデトス

○沼田宇源太君(二百五十九番) 極ク簡單デゴザイマスカラ此處カラ述ベ

ス、元來此現行ノ特許意匠及商標ノ三條例ニ對シテハ、登錄取消ニ關スル審

判請求ノ期間ヲ定メテナイカラ、特許シテモ或ハ取消ヲサレルコトガアル、

元來此登錄ヲ受ケテ居ル其發明者ハ、數年間ノ刻苦ト、又巨多ノ費用ヲ擲

テ漸クニシテ其登錄ヲ得タルモノデアアル、然レニソレガ何年經ツテモ其登錄

取消ヲ請求セラレテ、取消サル、ヤウナコトガアツテハ、折角登錄ヲ得マシ

タモ安心ヲスルコトハ出來ヌコトニナリマス、故ニ是ハ今日此案ヲ提出シテ、

此期間ヲ定メタイト云フノデアリマス、取消ヲ請求スル場合ニモ種々ゴザイ

マスガ、或ハ詐欺ヲ以テ登錄ヲ得タリ、其他不正ノコトニ依ツテ得タル登錄

ノ如キハ、何年後デモ取消ヲ請求スルコトガ出來ルニ相違ナイガ、本案ニ

於テ期間ヲ定メヤウトスルコトハ此案ニ書イテアリマスガ如ク、本案ニ

若クハ公ニ用ヒラレタルモノ、特許及意匠ニ關シ、又ハ他人ノ商標ト同一、

若クハ類似ノ商標ニ關シテ、審判セントスルコトニ於テ期間ヲ定メントスル

ノデアリマス、願クハ滿場諸君ノ御贊成ヲ得タイ

○吉本榮吉君(二百五十六番) 議長指名ノ特別委員ニ付託シタイ

(贊成々々ノ聲起ル)

○副議長(島田三郎君) 御異議ガナケレバ吉本君ノ發議ノ通ニ決シマス

次ハ日程ノ第十二、是ハ關聯シテ居リマスカラ、十七マデヲ議題トシマス

○橋本省吾君(二百二十五番) 今議長ノ御言葉デ十二カラ十七マデ關聯シテ居

ルカラト云フコトデゴザイマスガ、十二ト十三ハ一括シテ宜シイガ、十四乃

至十七ハ關聯シテ居ルヤウナモノ、趣意ハ異ナルノデアリマス、吾々ハ十

二、十三ニ對シテハ異議ハゴザイマセヌガ、十四乃至十七ハ反對ノ意見ヲ懷

イテ居ル者デアアルカラ、之ヲ一括シテ遺ルト云フノハ以テノ外ノコト、思フ、

十二ト十三ハ一括シテモ宜シイガ、十四乃至十七ハ別ニ議題トセラル、様ニシタイ

○肥塚龍君(六十二番) 議長——チヨット

○副議長(島田三郎君) 議論デスカ、問答ナラ宜シイ

○肥塚龍君(六十二番) 是ヲ合セテ議題トスルト云フコトハ、立派ナ理由ノ

アルコトデゴザイマシテ、橋本省君ハ恐ラク此中ノコトハ御承知ナイト見エ

現ニ市制ノ七十二條ト云フモノカラ關聯シテ、特別市制ノ廢止ノコトナリ、

何レモ關聯シテ居ルノニ、強ヒテ引裂イテ遺ラナケレバナラヌト云フノハ、

無理ノ注文ノヤウニ思フ、議長ノ宣告通り六ツヲ併セテ議題トセラレテ、六ツニ就イテ私ハ意見ヲ述べタイ

○多田作兵衛君(百二十番) 正則通りニ御遣リナサイ

○中村克昌君(二百六十七番) 橋本君カラ十四カラ十七マデハ別ニシタイト云フコトデアリマスガ、私モ同様ニハ別ニ議論ヲ致シタイト考ヘマス、故ニ橋本君ガ述べラレタヤウニ十二、十三ハ是マデモ即決ヲ致シテ来ツテ居リマスカラ、先ヅ是丈ヲ議題トサレテ、二ツニ分ケテ御審議セラレンコトヲ望ミマス

(賛成ノ聲起ル)

○副議長(島田三郎君) 是ニ就イテハ別ニ議論ハ要ラヌト思ヒマス、決ヲ採リマセウ

○松田秀雄君(四十六番) 此コトニ就イテ聊質問ヲ致シタイ、唯今橋本君ノ十二ト十三ハ別ニシヤウト云フノデゴザイマスガ、其以下十七マデノ案ニ皆關聯シテ居ルト云フコトハ、到底免レナイト思ヒマスガ、之ヲ離シテモ宜シイト云フコトニナリマス、特別制ト云フモノヲ取リマス、サウシマスト十三ノ法律案ガ立チマス、後トノ十四、十五、十六ト云フモノト抵觸ヲシマス、ト云フコトハ、ドウ云フコトデアリマス、先キニ是ヲ決シマス、法律案ノ方デ抵觸ヲ……

○橋本省吾君(百二十五番) 御答シマス、十二ト十三ト云フモノハ特別市制ヲ廢スルト云フノデ、十四カラ十七迄ハ、東京府ト云フモノヲ廢シテ、市郡ヲ分離スルト云フノダカラ大變違フト思フ、十二ト十三ト一括スルハ宜シイガ、十四カラ十七迄ハ別ニシナケレバ差支ヘマス

○松田秀雄君(四十六番) サウ致シマス、一旦議決シテ所ヲ復線返スト云フコトニナリマス、此特別市制廢止ト云フダケデハイカナイノデ、京都デモ大阪デモ、況ンヤ東京ニ於テハ尙ホ更デス、ソレヲ決シテシマツテ直チニ其議案ノ修正ト云フノデスカ、百二十五番ハ案ノ中ノ事柄ハマダ御讀ミニナラヌノダラウト思フ

○橋本省吾君(百二十五番) 尙ホ御答致シマス、特別市制ト云フモノヲ廢シテシマフ、ソレシヤイカヌ、イカヌト云フノハ、詰リ何番デゴザイマス、松田君ノ意見デアレシヤ、特別市制ヲ廢スルト云フノハ、一當院ノ議トシテ、昨年ナドハ即決マデシタ位デス、故ニ十二、十三ハ委員付託ニシテシマツテ、委員付託ニナツタ其上デ修正ヲシテ出來ルコトダ、一向差支ハナイ

○肥塚龍君(六十三番) 橋本君ハ益、分ラヌカラモウ一ツ問ハナケレバナラヌ、特別市制廢止ダゲダト云フト、前同ニ於テモ特別市制廢止ヲ即決シタト云フコトダ、橋本君ハ中ニ何カ書イテアルカ御承知ナイノダラウ、唯ソレ丈デハ大阪モ京都モイケナイノデ、其點ヲ御承知ガナイノダラウ、十三ト十四ト、乃至十七ト關係ノナイト云フコトハ少モナイ、其關係シテ居ルコトヲ、前同ハ當院ニ於テ特別市制廢止ダケヲ決シタノダラウ、別ニシナケレバナラヌト云フハレテ見ルト、是ハ當院ノ議決ヲ忘レシマハレタノカ、或ハ無キコトヲ言ハレルノデアアルカ、ドツチカニナルノデゴザイマセウ、幾ラ橋本君ヲイヂメテモ仕方ガナイカラ、議場ニ於テ何レナリトモ決シラレテ、一ツミガト云フコトデアレバ、餘程不都合ノコトデアリマスケレドモ、多數ノ諸君ガサウシタイト云フナラバ致方ハナイ、唯當院ガ不規則ノコトヲ致シタモノト云フヨリ外ハナイガ、何卒六案ヲ一括シテ議スルコトニシタイ

○高木正年君(百二十六番) 高木君ハ問答ダケデスカ

○副議長(島田三郎君) 高木君ハ問答ダケデスカ

○高木正年君(百二十六番) 橋本君ニ賛成ナノデ

○副議長(島田三郎君) 反對トカ賛成トカ云フコトハナイノデ、議題ガマダナイノデスカ、問答ナラバ許シマスガ、百二十五番ニ賛成ト云フノデハ御議論ニナリマス

○高木正年君(百二十六番) 百二十五番ニ賛成シテ肥塚君ニ質問シタイコトガアル、併セテ松田君モ申シタイコトガアル、此肥塚君ガ主トシテ第十二、第十三ト一括シテ橋本君ノ如ク一括シテ十四、十七ヲ更ニ一括シテヤルト云フコトニ就イテ、議論ノ上デ此コトハ甚ダ不都合デアルト云フコトガアル、一ト向此コトハ分ラヌコトデアアル、ドウシテモ二ツニシナケレバナラヌト云フ理由ガアル、分ラヌカラ質問スル……

○副議長(島田三郎君) 高木君ハ議論デスカ、質問ノ要點ダケヲ……

○高木正年君(百二十六番) 其次第八十二、十三ノ日程ハ勿論牽連シテ居ルガ、肥塚君ノ申スコトニ就イテ疑ヲ抱イテ居ルハ、特別市制ヲ廢シタダケデハ分ラヌ、京都大阪ニ就イテハ……ソレナラバ何故ニ市制法案ハ東京丈ニ就イテ最モ重キヲ措イテ辯ゼラレタガ、京都、大阪ニ市制法案ハナイ、唯特別市制ヲ廢スルト云フ案ガ存シテ居ル、故ニ此案ニ就イテ餘程吾々ハ不思議ニ思フテ居ル、特別市制廢止案ハ東京ヲ重ニシテ提出サレタ年々續イタ議案デアアル、今日此項ニ至ツテ東京市ハ延期デアルト云フコトヲ聞イテ居ル、肥塚君ノ説ハ如何ニシテモ解シ得ヌ、十二、十三ハ全ク同一ノ議題デアアル、十四、十七モ即チ同一ノ議題デアアル、前後ノ上カラ考ヘテモ、一體十四、十七ヲ先ニ議シテ市制法案ガ潰レタ、東京モ中ニ包含スルヤウニスルノガ至當デアアル、ドウシテモ總テ一緒ニスルト云フコトハ、議論ガ立惡クイコトニナツテ居ル、之ガ分ラヌノデス

○肥塚龍君(六十三番) 唯今ノ高木君ノ御質問ニコチラカラ御質問ヲ致シマス、第十議會ニ於テ特別市制ヲ廢シタ、ソレダケデハナイ、之ヲ改正スル法律案ガ出シテ居ル、特別市制ヲ廢シタト云フハ昨年ノ議會ノコトデ、御承知アルカナイカト云フコトヲ承リタイ

○副議長(島田三郎君) 最早問答ハ盡キタト思ヒマス、カラ決議ヲ採リマス、議長ノ考ハ、十二カラ十七マデハ關聯シテ居ルト思フト申シタコトニ就イテ、議論ガ起リマシタカラ、ソレヲ決議ニ諮ヒマシテ、成立チマセムケレバ更ニ順序ヲ定メマス、十二ヨリ十七マデヲ關聯シテ議スルト云フコトニ、御同意ノ諸君ハ起立

起立者 少數

○副議長(島田三郎君) 少數ト認メマス、ソレデハ新ニ順序ヲ定メマス、十二、十三ヲ關聯シテ議シマス

第十二 市制中東京市京都市大阪市ニ設ケタル特 第一讀會

例廢止法律案(鳩山和夫君外四名提出)

第十三 市制中追加法律案(鳩山和夫君外四名提出) 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノタメ茲ニ掲載ス)

市制中東京市京都市大阪市ニ設ケタル特別廢止法律案

明治二十二年法律第十二號ハ明治三十年九月三十日限り廢止ス

市制中追加法律案

明治二十一年法律第一號市制第七十二條ニ左ノ一項ヲ追加ス

京都市大阪市ニ於テハ市長ハ區長及其代理者ヲシテ區内ニ關スル國ノ行政及府ノ行政並收入役ノ事務ヲ補助執行セシムルコトヲ得

○吉本榮吉君(二百五十六番) 兩案トモ議長ノ指名ノ九名ノ委員ニ付託セラレ  
レンコトヲ希望シマス

(政府委員内務省縣治局長三崎龜之助君演壇ニ登ル)

○政府委員(三崎龜之助君) 十二、十三ノ案ガ唯今議題ト爲テ居リマス、  
是ニ對シテ一言申上ゲテ置キマス、特別市制ヲ廢スルカ、或ハドウシカト  
云フコトニ就イテハ、到底ドウカシナケレバナラヌト云フコトハ政府ハ認メ  
テ居リマス、特ニ此東京市ニ對シテハ何カ廢シマスレバ、別ノ市制ヲ以テ東  
京市ヲ支配スルカ、或ハ他ニ適當ノ市制ヲ制定シテ支配スルカト云フコトガ  
問題ニナリマス、又京都大阪ニ對シテモツレガ問題ニナツテ居リマス、其市  
制ガ出來ルマデハ、其案ガ出來ルマデハ政府ハ其特別市制ヲ三箇所ニ對シテ  
廢スルト云フコトハ、今俄ニ御贊同ガ出來ナイノデス、是ダケヲ言明シテ置キ  
マス

○副議長(島田三郎君) 議長指名ノ九名ノ委員ニ託スルト云フ發議ガアリマ  
スガ、異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○副議長(島田三郎君) 左様致シマス、十四ヨリ十七マデヲ關聯シテ議題ト  
爲シマス

第十四 東京市制案(肥塚龍君外三名提出) 第一讀會

第十五 千代田縣設置法律案(肥塚龍君外三名提出) 第一讀會

第十六 法律案(肥塚龍君外三名提出) 第一讀會

第十七 警察費ニ對スル國庫下渡金ノ規定ヲ東京市  
(肥塚龍君外三名提出) 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

東京市制

第一章 總則

第一款 市及其ノ區域

第二款 市住民及其ノ權利義務

第三款 市條例及市規則

第二章 市會

第一款 組織及選舉

第二款 職務權限及處務規程

第三章 市行政

第一款 市參事會及市吏員ノ組織選任

第二款 市參事會及市吏員ノ職務權限及處務規程

第三款 給料及給與

第四章 市ノ財務

第一款 市有財產及市稅

第二款 市ノ歲入出豫算及決算

第五章 區會及區行政

第一款 區會

第二款 區行政

第六章 市行政ノ監督

第七章 附則

東京市制 第一章 總則

第一款 市及其ノ區域  
第一條 東京市ハ從來ノ區域ヲ以テ其ノ區域トス  
第二條 市ノ區域ト符合セサル行政區畫ヲ設クルコトヲ得

第三條 市ハ法人トシテ法律命令ヲ以テ定メタル範圍内ニ於ケル公共事務並  
ニ從來法律命令若ハ慣例ニ依リ東京市東京府ニ屬スル事務及將來法律勅令  
ニ依リ市ニ屬スル事務ハ官ノ監督ヲ受ケテ之ヲ處理スルモノトス

第四條 市ノ區域變更ヲ要スルトキハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 市ノ境界ニ關スル爭論ハ行政裁判所之ヲ裁決ス

第六條 區ハ法律命令ノ定ムル所ニ從ヒ國ノ行政區畫トシ市條例若ハ市規  
則ノ定ムル所ニ從ヒ市ノ行政區畫トス

第七條 區ハ從來ノ區域ヲ存シテ變更セズ但シ將來其ノ廢置分合若ハ境界ノ變更  
ヲ要スルトキハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 區ハ其ノ財產及營造物ニ關スル事務其ノ他法律命令ニ依リ區ニ屬スル事  
務ヲ處理スルモノトス

第二款 市住民及其ノ權利義務

第七條 市内ニ住居ヲ占ムル者ハ總テ市住民トス  
市住民タル者ハ此ノ法律ニ從ヒ市有財產並市ノ營造物ヲ共用スル權利ヲ  
有シ及市ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ有スルモノトス但シ特ニ民法上ノ權利  
義務ヲ有スル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 帝國臣民ニシテ公權ヲ有スル獨立ノ男子二年以來(一)市ノ住民ト  
ナリ(二)市ノ負擔ヲ分任シ及(三)市内ニ於テ地租ヲ納メ若ハ直接國稅年  
額二圓以上納ムル者ハ市公民トス公費ヲ以テ貧民救助ヲ受ケタル後二年  
ヲ經サル者ハ此ノ限ニ在ラス但シ場合ニ依リ市會ノ議決ヲ以テ本條ニ定  
ムル二箇年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

第九條 市公民ハ市ノ選舉ニ參與シ市ノ名譽職ニ選舉セラレ若ハ選任セラ  
ル、權利ヲ有シ及市ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ有スルモノトス

左ニ掲グル者ニ非サレハ名譽職ヲ拒辭シ又ハ任期中退職スルコトヲ得ス

一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者

二 營業ノ爲ニ常ニ市内ニ居ルコトヲ得サル者

三 年齡滿六十歲以上ノ者

四 官職ノ爲ニ市ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者

五 四年以上無給ニシテ市吏員ノ職ニ任シ爾後四年ヲ經過セサル者及六  
年以上市會議員ノ職ニ居リ爾後六年ヲ經過セサル者

六 其ノ他市會ノ議決ニ依リ正當ノ理由アリト認メラル者

前項ニ該當セサル者ニシテ名譽職ヲ拒辭シ又ハ任期中退職シ又ハ無任期  
ノ職務ヲ少クトモ三年間擔當セス又ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セサル者ハ  
市會ノ議決ヲ經テ六年間以内市公民ノ權ヲ停止シ場合ニ依リ同年間他  
前住民ノ負擔スヘキ市稅ノ率ニ比シ四分ノ一以下ヲ增加スルコトヲ得

ハ項ノ處分ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得又前項ノ處分  
ノ其ノ確定ニ至ルマテ執行ヲ停止ス

第十條 市公民タル者第八條ニ掲載スル要件ノ一ヲ失フトキハ公民タル權

ヲ失フモノトス  
 市公民タル者公權停止中若ハ租稅滯納處分中ハ公民タル權ヲ停止ス家資  
 分數若ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ復權ノ決定アルマテ又公權剝奪若  
 ハ停止ヲ附加スヘキ重罪輕罪ノ爲公判ニ付セラレタルトキハ其ノ裁判ノ  
 確定ニ至ルマテ亦同シ  
 陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ市ノ公務ニ參與セサルモノトス現役以外ノ兵  
 役ニ在ル者ニシテ戰時若ハ事變ニ際シ召集セラレタルトキ亦同シ

第三款 市條例及市規則

第十一條 市住民ノ權利義務及市ノ事務ニ關シ此ノ法律中明文ナク又ハ特  
 例ヲ設クルコトヲ許セル事項ハ特ニ條例ヲ設ケテ之ヲ規定スルコトヲ得  
 市ハ市有財產及市ノ設置ニ係ル營造物其ノ他規定スルコトヲ要スル事項  
 ニ就テハ規則ヲ設クルコトヲ得  
 市條例及市規則ハ之ヲ發行スルトキハ地方慣行ノ公告式ニ依ルヘシ

第二章 市會

第一款 組織及選舉

第十二條 市會議員ハ市ノ選舉人其ノ被選舉權アル者ヨリ之ヲ選舉ス  
 議員ノ定員ハ市條例ヲ以テ之ヲ定ム但シ六十人ヲ超ユルコトヲ得ス

第十三條 市公民ハ總テ選舉權ヲ有ス但シ公民權停止中ノ者及第十條第三  
 項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 區ヲ以テ市會議員ノ選舉區トス各選舉區ヨリ選舉スヘキ議員ノ  
 員數ハ市條例ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十五條 選舉人ハ各選舉區ニ於テ之ヲ三級ニ分ツヘシ但シ選舉人ハ住居  
 ヲ占ムル地ヲ以テ所屬ノ選舉區トス

選舉人中直接市稅ノ納額最多キ者ヲ合セテ選舉人總員ノ納ムル總額ノ三  
 分ノ一ニ當ルヘキ者ヲ一級トス

一級選舉人ヲ除ク外直接市稅ノ納額多キ者ヲ合セテ選舉人總員ノ納ムル  
 總額ノ三分ノ一ニ當ルヘキ者ヲ二級トシ爾餘ノ選舉人ヲ三級トス

各級ノ間納稅額兩級ニ跨ル者アルトキハ上級ニ入ルヘシ又兩級ノ間ニ同  
 額ノ納稅者二名以上アルトキハ市内ニ住居スル年數ノ多キ者ヲ以テ上級  
 ニ入ル若シ住居ノ年數ニ依リ難キトキハ年長者ヲ以テ年數ニモ依リ難キ  
 トキハ區長自ラ抽籤シテ之ヲ定ムヘシ

一級選舉人十名ニ充タサルトキハ一級二級選舉人合同シテ其ノ選舉スヘ  
 キ兩級ノ議員ヲ通シテ選舉スヘシ但シ當選者ノ等給ハ區長自ラ抽籤シテ  
 之ヲ定ム

各選舉區ヨリ選舉スヘキ議員ハ每級各別ニ其ノ三分ノ一ヲ選舉スルモノ  
 トス但シ前項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

被選舉人ハ同級内ノ者ニ限ラス又其ノ選舉區内ノ者ニ限サルモノトス

第十六條 選舉權ヲ有スル市公民ハ總テ被選舉權ヲ有ス

左ニ掲グル者ハ被選舉權ヲ有セス

一 有給ノ市吏員

二 檢事及警察官吏

三 神官僧侶其ノ他諸宗教師

四 小學校教員

五 直接間接ヲ問ハス市ノ事業ニ屬スル請負ヲナス者

其ノ他官吏ニシテ當選シ之ニ應セムトスル所屬長官ノ許可ヲ受ク

第十七條 議員ハ名譽職トス其ノ任期ハ六年トシ每三年各級ニ於テ其ノ半  
 數ヲ改選ス若各級ノ議員二分シ難キトキハ初回ニ於テ多數ノ一半ヲ退職  
 セシム初回ニ於テ退職セシムヘキ者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

前項議員ノ任期ハ總選舉ヲ行ヒタル日 選舉ノ數日ニ互ル 又ハ定期改選期  
 日 選舉ノ數日ニ互ル ヨリ起算シ曆ニ從フ但シ總選舉ノ場合ニ於テ一部ノ  
 議員後レテ選舉セラレ又ハ定期改選ノ場合ニ於テ一部若ハ全部ノ議員其  
 ノ期日後ニ選舉セラレハコトアルモ先ニ總選舉ヲ行ヒタル日又ハ定期改  
 選期日ヨリ起算ス

退職ノ議員ハ再選セラレハコトヲ得

議員ニ關シテハ第七十八條第一項第三項第八十一條第八十二條ノ例ヲ適  
 用ス

第十八條 議員中關員アルトキハ每三年定期改選ノ時ニ至リ同時ニ補闕選  
 舉ヲ行フヘシ若定員三分ノ一以上關員アルトキ又ハ市會若ハ市參事會ニ  
 於テ臨時補闕ヲ必要ト認ムルトキハ定期前ト雖モ補闕選舉ヲ行フヘシ

補闕員ハ前任者ノ殘任期間在職スルモノトス

定期改選及補闕選舉ハ前任者ノ選舉セラレタル選舉區及選舉等級ニ從テ  
 之ヲ選舉ヲ行フヘシ

第十九條 區長ハ選舉原簿ヲ調製シ此ノ原簿ニ依リ選舉人名簿ヲ調製スヘ  
 シ

選舉原簿ニハ毎年九月一日現在ノ選舉人資格ヲ記載スヘシ

選舉人名簿ハ九月二十一日ヨリ十日間區役所ニ於テ關係者ノ縱覽ニ供ス  
 ヘシ若關係者ニ於テ異議アルトキハ縱覽期限内ニ之ヲ市長ニ申立ツルコ  
 トヲ得市長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ三日以内ニ市會ノ裁決ニ付スヘ  
 シ市會ハ其ノ迴附ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項市會ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得區長若ハ  
 市長ニ於テ不服アルトキ亦同シ

本條ノ異議若ハ訴訟ノ爲ニ處分若ハ決定ノ執行ヲ停止セス

區長ハ異議ヲ決定又ハ訴訟ノ判決ニ依リ選舉人名簿ヲ修正ヲ要スルトキ  
 ハ十一月三十日ヲ限リ之ニ修正ヲ加ヘテ確定名簿ト爲シ之ニ登錄セラレ  
 サルモノハ何人タリトモ選舉ヲ行フコトヲ得ス

確定名簿ハ次年ノ十一月三十日マテ據置クモノトス

名簿確定後訴訟ノ判決ニ依リ修正ヲ要スルトキハ選舉ノ日ヨリ七日間ニ  
 之ヲ修正シ其ノ修正シタル要領ヲ公告スヘシ

異議ノ決定確定シ若ハ訴訟ノ判決アリタルニ依リ名簿ノ無効トナリタル  
 トキハ前名簿ヲ記載スヘキ選舉人資格ニ依リ市長ノ指定シタル期日マテ  
 ニ新ニ名簿ヲ調製スヘキモノトス其ノ縱覽修正ニ關スル期限等ハ總テ本  
 條ノ例ヲ準用ス

第二十條 選舉ヲ執行スルトキハ市長ハ選舉ノ場所日時ヲ定メ及選舉スヘ  
 キ議員ノ數ヲ各區各級ニ分チ選舉前七日ヲ限リテ之ヲ公告スヘシ

各級ニ於テ選舉ヲ行フ順序ハ先ツ第三級ノ選舉ヲ行ヒ次ニ二級ノ選舉ヲ行  
 ヒ次ニ一級ノ選舉ヲ行フヘシ但シ第十五條第五項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラ  
 ス

第二十一條 選舉掛ハ名譽職トシ區長ニ於テ臨時ニ選舉人中ヨリ二名若ハ  
 四名ヲ選任シ區長若ハ其ノ代理者ハ掛長トナリ選舉會ヲ開閉シ會場ヲ取

締二任ス

第二十二條 選舉開會中ハ選舉人ヲ除ク外選舉會場ニ入ルコトヲ得ス選舉人ハ選舉會場ニ於テ協議若ハ勸誘ヲ爲スコトヲ得ス

第二十三條 選舉ハ投票ヲ以テ之ヲ行フ投票ハ被選舉人ノ氏名ヲ記シ封緘ノ上選舉人自ラ之ヲ掛長ニ差出スヘシ但シ選舉人ノ氏名ハ投票ニ記入スルコトヲ得ス

選舉人投票ヲ差出ストキハ自己ノ氏名及住所ヲ掛長ニ申立テ掛長ハ選舉人名簿ニ照シテ之ヲ受ケ封緘ノ儘投票函ニ投入スヘシ但シ投票函ハ投票ヲ終ルマテ之ヲ開クコトヲ得ス

第二十四條 單名投票ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノハ之ヲ無効トス連名投票ニシテ第三號ニ該當スルモノ亦同シ又連名投票ニシテ第一號第二號及第四號ニ該當スルモノハ其部分ノミヲ無効トス

一 記載シタル氏名ノ讀ミ難キモノ  
二 被選舉人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ  
三 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ位階敬稱住所ノ類ヲ記入スルハ此ノ限ニ在ラス

四 被選舉權ナキ人名ヲ記載スルモノ  
投票ニ記載ノ人員其ノ選舉スヘキ定數ヲ過クルトキハ末尾ニ記載シタルモノヨリ順次ニ棄却スヘシ

投票ノ受理並効力ニ關スル事項ハ選舉掛之ヲ議決ス可否同數ナルトキハ掛長之ヲ決ス

第二十五條 議員ノ選舉ハ有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス投票ノ數相同キトキハ年長者ヲ取り同年ナルトキハ掛長自ラ抽籤シテ其ノ當選ヲ定ム

同時ニ補闕員數名ヲ選舉スルトキハ投票數ノ多キ者ヲ以テ殘任期ノ長キ前任者ノ補闕ト爲シ投票ノ數相同キトキハ掛長自ラ抽籤シテ其ノ順序ヲ定ム

第二十六條 選舉掛ハ選舉錄ヲ製シテ選舉ノ願末ヲ記録シ選舉ヲ終リタル後之ヲ朗讀シ選舉人名簿其ノ他關係書類ヲ合綴シテ選舉掛長選舉掛ノ一名若ハ數名ト共ニ之ニ署名捺印シ少クモ六年間之ヲ保存スヘシ

投票ハ選舉ヲ終リタル後之ヲ取纏メ封緘ノ上選舉掛長選舉掛ノ一名若ハ數名ト共ニ之ニ捺印シ少クモ六年間之ヲ保存スヘシ

第二十七條 選舉ヲ終リタルトキハ選舉掛長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知同時ニ市長ニ當選者ノ氏名ヲ報告スヘシ

當選者ニシテ當選ヲ辭セムトスル者ハ當選ノ告知ヲ發シタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ市長ニ申出ツヘシ

一人ニシテ數級若ハ數區ノ選舉ニ當リタルトキハ當選ノ告知ヲ最終ニ發シタル日ヨリ五日以内ニ何レノ選舉ニ應スヘキコトヲ市長ニ申立ツヘシ

其ノ期限内ニ之ヲ申立テサル者ハ總テ其ノ當選ヲ辭スルモノトナシ第九條ノ處分ヲナスヘシ

定期改選ト補闕選舉ト同時ニ行ヒタル場合ニ於テ一人ニシテ其ノ兩選舉ニ當リタルトキ亦前項ノ例ヲ適用ス

本條ニ依リ當選ヲ辭シタル者アルトキハ更ニ選舉ヲ行フヘシ  
選舉ヲ終リ當選者定マリタルトキハ市長ハ直ニ其ノ氏名ヲ告示スヘシ  
第二十八條 選舉人選舉ノ效力ニ關シ異議アル日ヨリ七日以内ニ之ヲ市長ニ申立テ市長ハ三日以内ニ市會ノ決定ヲ求ムルモノトス

前項市會ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得區長若ハ市長ニ於テ不服アルトキ亦同シ

市長ニ於テ選舉ノ效力ニ關シ異議アルトキハ第一項申立ノ有無ニ拘ラス選舉ノ日ヨリ七日以内ニ市會ノ決定ヲ求メ尙不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本條ノ異議若ハ訴訟ノ爲ニ處分ノ執行ヲ停止セス

第二十九條 市長ハ選舉ノ規定ニ違背スルモノアルコトヲ發見スルトキ又ハ當選者中其ノ資格ノ要件ヲ有セサル者アルコトヲ發見スルトキハ市參事會ノ議決ヲ經テ其ノ選舉若ハ當選ヲ無効トスヘキモノトス但シ選舉ノ規定ニ違背スル所アルモノ其ノ事ノ輕微ニシテ選舉ノ結果ニ異動ヲ生セサルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三十條 選舉若ハ當選無効ト確定シタルトキハ更ニ選舉ヲ行フヘシ

第三十一條 議員中其ノ資格ノ要件ヲ有セサル者アルトキハ其ノ職ヲ失フモノトス

前項資格要件ノ有無ハ市會之ヲ決定シ其ノ決定ニ不服アルモノハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本條ノ場合ニ於テ資格要件ヲ有セストスル決定ハ其ノ決定確定シ又ハ訴訟ノ判決アルマテ其ノ執行ヲ停止ス

第二款 職務權限及處務規程

第三十二條 市會ハ此ノ法律ニ從ヒ市一切ノ事件並從來法律命令若ハ慣例ニ依リ東京市會東京府會ニ委任セラレタル事件及將來法律命令ニ依リ委任セラレタル事件ヲ議決スルモノトス

第三十三條 市會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一 市條例及市規則ヲ設定スル事  
二 市費ヲ以テ支辨スヘキ事業但シ國ノ行政事務ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

三 歲入出豫算ヲ定メ豫算外ノ支出及豫算超過ノ支出ヲ認定スル事  
四 決算報告ヲ認定スル事

五 法律勅令ニ定ムルモノヲ除ク外使用料手数料市稅ノ賦課徵收ノ法ヲ定ムル事  
六 市有不動産ノ賣買交換讓受讓渡ヲ爲ス事

七 基本財産及積立金穀等ノ處分ヲ爲ス事  
八 歲入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ棄却ヲ爲ス事

九 市有財産及市ノ營造物ノ管理方法ヲ定ムル事  
十 市吏員ノ身元保證ヲ徵シ其ノ額ヲ定ムル事

十一 市ニ係ル訴訟及和解ニ關スル事  
第三十四條 市會ハ法律勅令ニ依リ其ノ職權ニ屬スル選舉ヲ行フヘシ  
第三十五條 市會ハ市ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ市長ノ報告書ヲ請求シテ事務ノ管理議決ノ施行並收入支出ノ正否ヲ檢査スルノ職權ヲ有ス

市會ハ市ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ監督官廳ニ差出スコトヲ得  
市會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ  
第三十六條 議員タル者ハ選舉人ノ指示若ハ委囑ヲ受クヘカラサルモノトス  
第三十七條 市會ハ毎曆年ノ初メ議長及副議長各一名ヲ互選スヘシ

第三十八條 議長故障アルトキハ副議長之ニ代リ議長副議長共ニ故障アルトキハ市會ハ年長ノ議員ヲ以テ假議長トナスヘシ但シ臨時ニ假議長ヲ選舉スルモ妨ナシ

第三十九條 市參事會員及其ノ委任ヲ受ケタル市吏員ハ會議ニ列席シテ議事ヲ辯明スルコトヲ得

第四十條 市會ハ會議ノ必要アル毎ニ議長之ヲ召集ス若シ議員四分ノ一以上ヨリ請求アルトキ又ハ市長若ハ市參事會ノ請求アルトキ必ス之ヲ召集スヘシ其ノ召集會議ノ事件ヲ告知スルハ急施ヲ要スル場合ヲ除ク外少クトモ會議ノ三日前タルヘシ但シ市會ノ議決ヲ以テ豫メ會議日ヲ定ムルモ妨ナシ

議員ハ豫算案ヲ除ク外議案ヲ發議スルノ權ヲ有ス其ノ發議ハ議員四分ノ一以上ノ贊成アルニ非サレハ議題トナスコトヲ得

第四十一條 市會ハ議員定員ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ同一ノ事件ニ付集會再回ニ至ルモ議員仍半數ニ滿タサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十二條 市會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル

第四十三條 議長及議員ハ一身上ニ關スル事件ニ就テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得

第四十四條 市會ニ於テ市吏員ヲ選舉スルニハ其ノ一名毎ニ匿名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ有效投票ノ過半數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス若シ過半數ヲ得タル者ナキトキハ最多數ヲ得タル者二名ヲ取リ之ニ就テ更ニ投票セシム若シ最多數ヲ得タル者三名以上同數ナルトキハ議長自ラ抽籤シテ其ノ二名ヲ取リ更ニ投票セシム此ノ再投票ニ於テモ仍過半數ヲ得タル者ナキトキハ抽籤ヲ以テ當選ヲ定ム其ノ第二十四條ノ例ヲ適用ス

第五十條 市長ハ有給トス其ノ任期ハ六年トシ内務大臣市會ヲシテ三名ノ候補者ヲ選舉セシメ其ノ内ヨリ之ヲ勅任スヘシ

第五十一條 參事ハ有給トス其ノ任期ハ六年トシ市會之ヲ選舉シ内務大臣上奏シ裁可ヲ請フヘシ

第五十二條 市長及參事ハ市民タル者ニ限ラス但シ其ノ任ヲ受クルトキハ公民タル者ノ權ヲ得

第五十三條 名譽職參事會員ハ市民中年齡滿三十歲以上ニシテ選舉權ヲ有スル者ヨリ市會之ヲ選舉ス

第五十四條 名譽職參事會員ハ每二年其ノ半數ヲ改選ス初回ニ於テ退職スヘキ者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第五十五條 名譽職參事會員ニ關シテハ第十七條第二項ノ例ヲ適用ス

第五十六條 名譽職參事會員中關員アルトキハ直ニ補闕選舉ヲ行フヘシ補闕員ハ前任者ノ殘任期間在職スルモノトス

第五十七條 名譽職參事會員ハ第十六條第二項ニ掲載スル職ト相兼ヌルコトヲ得

ル者ヲ以テ之ニ充ツ其ノ合議體ニ組織シタル場合ニ於テハ市參事會員一名ヲ以テ委員長トス  
委員中市會議員ヨリ出ツヘキ者ハ市會之ヲ選舉ス選舉權ヲ有スル公民ヨリ出ツヘキ者ハ市參事會之ヲ選舉シ市參事會員ヨリ出ツヘキ者ハ市參事會之ヲ互選ス  
委員中其ノ資格ノ要件ヲ有セサル者アルトキハ其ノ職ヲ失フモノトス其ノ要件ノ有無ハ市參事會之ヲ決定ス  
前項市參事會ノ決定ニ關シテハ第三十一條第二項第三項ノ例ヲ適用ス  
委員ニ關シテハ第五十七條末項ノ例ヲ適用ス

第二款 市參事會及市吏員ノ職務權限及處務規程

第六十一條 市長ハ市政一切ノ事務ヲ指揮監督ス  
第六十二條 市參事會ハ市ヲ統轄シ其ノ行政事務ヲ擔任ス  
市參事會ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ  
一 市會ノ議事ヲ準備シ其ノ議決ヲ執行スル事  
二 市ノ權利ヲ保護シ市有財產及市ノ營造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理者アルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事  
三 市ノ歳入ヲ管理シ歳入出豫算其ノ他市會ノ議決ニ依テ定マリタル收入支出ヲ命令シ會計及出納ヲ監視スル事  
四 市ノ諸證書及公文書類ヲ保管スル事  
五 外部ニ對シテ市ヲ代表シ及市ノ名義ヲ以テ他廳若ハ一個人ト交渉スル事

第六十三條 市參事會ハ市ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ監督官廳ニ差出スコトヲ得

第六十四條 市會又ハ區會ノ議決其ノ權限ヲ越エ又ハ法律命令ニ背キ又ハ公益ニ害アリト認ムルトキハ市參事會ハ自己ノ意見又ハ內務大臣ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議セシメ尙其ノ議決ヲ改メサルトキハ內務大臣ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ

第六十五條 市會若ハ區會ニ於テ招集ニ應セス又ハ第百二十條ノ場合ニ於テハ市參事會代テ之ヲ議決スルモノトス  
市會若ハ區會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セス若ハ議了セサルトキハ前項ノ例ニ依ル

第六十六條 市參事會ハ市會又ハ其ノ代理者及名譽職參事會員定員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得

第六十七條 市參事會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル

第六十八條 市參事會ノ議事録ニ記錄スヘキモノトス  
第六十九條 市長ト市參事會トノ關係ニ就テハ第六十四條ノ市會又ハ區會トアルヲ市參事會ト見做シ市參事會トアルヲ市長ト見做シ其ノ例ヲ適用ス

市參事會招集ニ應セサル場合ハ市長ハ內務大臣ニ具狀シテ其ノ指揮ヲ請フコトヲ得

前項ノ處分ハ次回ノ會議ニ之ヲ報告スヘシ  
第六十九條 市參事會ハ市長、參事、名譽職參事會員ヲ除ク外其ノ他ノ市吏員ヲ監督シ市吏員ニ對シ懲戒處分ヲ行フ其ノ懲戒處分ハ譴責二十五圓以下ノ過怠金及解職トス  
第七十條 市長ハ市參事會ヲ招集シ之カ議長トナル市長故障アルトキハ其ノ代理者ヲ以テ之ニ充ツ  
市長ハ市參事會ノ議事ヲ準備シ其ノ議決ヲ執行シ市參事會ノ名ヲ以テ文書ノ往復ヲナシ及之ニ署名ス  
第七十一條 急施ヲ要スル場合ニ於テ市參事會ヲ招集スル暇ナキトキハ市長ハ市參事會ノ事務ヲ專決處分シ次回ノ會議ニ於テ其ノ處分ヲ報告スヘシ

第七十二條 市參事會ハ市長ノ職務ヲ補助ス市長故障アルトキハ上席參事會ノ代理ス  
市長ハ市會ノ同意ヲ得テ市參事會員ヲシテ市行政事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得

第七十三條 出納司ハ市ノ收入支出ノ手續ヲ爲シ其ノ他會計事務ヲ掌ル

第七十四條 書記ハ市長ニ屬シ庶務ニ從事ス

第七十五條 委員ハ市參事會ノ監督ニ屬シ市有財產若ハ市ノ營造物其ノ他市行政事務ノ一部ヲ管理スルコトヲ得

第七十六條 市長ハ市吏員ヲシテ市行政事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第七十七條 市長ハ法律命令及官廳ヨリ委任セラレタル國政事務ヲ管掌スル有給吏員ハ市長ノ命令ヲ受ケテ國政事務ニ從事ス

第七十八條 名譽職員ハ職務取扱ノ爲ニ要スル實費ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第七十九條 委員及第七十二條第二項ノ名譽職參事會員ニハ實費辨償ノ外市會ノ議決ヲ經テ勤務ニ相當スル報酬ヲ給スルコトヲ得

第八十條 市長、參事、市長、參事其ノ他有給吏員ノ給料額、旅費額及支給方法ハ市規則ヲ以テ之ヲ定ム

第八十一條 市長、參事ノ給料額ハ內務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス若認可スヘカラスト認ムルトキハ內務大臣之ヲ確定ス

第八十二條 市條例ヲ以テ有給吏員ノ退職料及遺族扶助料ヲ設クルコトヲ得

第八十三條 有給吏員ノ給料旅費退隱料遺族扶助料其ノ他第七十八條ノ給與ニ關スル異議ハ市參事會之ヲ決定ス其ノ市參事會ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八十四條 本條ノ異議若ハ訴訟ノ爲ニ處分ノ執行ヲ停止セス

第八十五條 給料旅費退隱料遺族扶助料報酬辨償等ハ市ノ負擔トス

第四章 市ノ財務

第八十六條 市有財產及市稅

第八十七條 市ハ不動產積立金穀等ヲ以テ基本財産ト爲シ之ヲ維持スル義務アリ

臨時ニ收入シタル金穀等ハ基本財産ニ加入スヘシ但シ寄附金穀等寄附者別ニ其ノ使用ノ目的ヲ定ムルモハ此ノ限ニ在ラス

市ハ或ル事業ノ爲ニ特別ノ基本財産若ハ積立金穀等ヲ設クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市會ノ議決ヲ經テ前項收入ノ一部若ハ全部ヲ特別ノ基本財産若ハ積立金穀等ニ加入スルコトヲ得但シ寄附金穀等寄附者別ニ其ノ使用ノ目的ヲ定ムルモハ此ノ限ニ在ラス

第八十四條 市有財産ハ全市ノ爲ニ之ヲ管理シ及共用スルモノトス但シ特別ノ權利ヲ有スルモノアルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八十五條 舊來ノ慣行ニ依リ市住民中特ニ其ノ市有ノ土地物件ヲ使用スルノ權利ヲ有スル者アルトキハ市會ノ議決ヲ經ルニ非サレハ其ノ舊慣ヲ改ムルコトヲ得ス

第八十六條 市有財産ヲ市住民ノ全部若ハ一部ノ直接ノ共用ニ供スルニハ市規則ノ規程ニ依ルヘシ

第八十七條 市有財産ノ賣却貸與又ハ市ノ工事及物件調達ノ請負ハ公ノ入札ニ付スヘシ但シ臨時急施ヲ要スルトキ又ハ入札ノ價額入札ノ費用ニ比シテ得失相償ハサルトキ又ハ市會ノ承諾ヲ得ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八十八條 市ハ内務大臣ノ許可ヲ得テ國府縣郡市町村其ノ他公共團體若ハ一個人ノ事業ニ對シ寄附若ハ補助ヲナスコトヲ得

第八十九條 市ハ其ノ必要ナル支出及從來法律命令若ハ慣例ニ依リ東京市及東京府ニ賦課セラレタル支出並將來法律命令ニ依リ賦課セラル、支出ヲ負擔スル義務アリ

前項ノ外從來府知事ノ職務ニ屬スル國政事務執行ニ關スル經費ハ府縣費ニ準シテ國庫ヨリ交付スルモノトス

市ハ市有財産ヨリ生スル收入使用料手數料國庫交附金料過怠金其ノ他法律命令ニ依リ市ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ市稅ノ賦課徵收スルコトヲ得

第九十條 市ハ市有財産若ハ市ノ營造物ノ使用ニ付又ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付使用料又ハ手數料ヲ徵收スルコトヲ得

第九十一條 市稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキ目左ノ如シ

一 國稅ノ附加稅

二 直接若ハ間接ノ特別稅

附加稅ハ直接ノ國稅ニ附加シ均一ノ稅率ヲ以テ市ノ全部ニ賦課スルヲ常例トス

特別稅ハ別ニ市限リ稅目ヲ設ケ課稅スルコトヲ要スルトキ賦課スルモノトス

第九十二條 此ノ法律中別ニ規程アルモノヲ除ク外使用料手數料特別稅ニ關スル細則ハ市規則ヲ以テ之ヲ規定スヘシ其ノ規則ニハ料一圓九十五錢以下ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

料料ニ應シ及之ヲ徵收スルハ市參事會之ヲ掌ル其ノ處分ニ不服アル者ハ令狀交付後十四日以内ニ司法裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九十三條 市住民ニ非スト雖モ市内ニ於テ土地家屋ヲ所有シ若ハ使用シ又ハ市内ニ於テ營業所ヲ定メテ營業ヲ爲シ又ハ市内ニ於テ或ル行爲ヲ爲ス者ハ土地家屋營業若ハ其ノ所得ニ對シ又ハ行爲ニ對シテ賦課スル市稅ヲ納ムル義務アルモノトス其ノ法人タルトキ亦同シ但シ官業ハ此ノ限ニ在ラス

第九十四條 所得稅ノ附加稅ヲ賦課シ及市ニ於テ特別ニ所得稅ヲ賦課スル

トキハ納稅義務者ノ市外ニ於テ所有シ若ハ使用スル土地家屋又ハ市外ニ於テ營業所ヲ定メタル營業ヨリ收入スル所得ハ之ヲ控除スヘキモノトス

第九十五條 所得稅法第三條ニ掲グル所得ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

國府縣郡市町村其ノ他公共團體ノ直接ノ公用ニ供スル土地家屋營造物ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

社寺ノ用ニ供シ又ハ官立公立ノ學校病院ノ用ニ供シ又ハ官其ノ他公共ノ施設ニ係リ學藝美術慈善ノ用ニ供スル土地家屋營造物ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

國有ノ山林若ハ荒蕪地ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

本條ノ外市稅ヲ賦課スルコトヲ得サルモノハ別段ノ法律勅令ニ定ムル所ニ從フ

第九十六條 市有財産ヲ市住民ノ一部ノ直接ノ共用ニ供シタル場合ニ於テハ其ノ使用權ヲ有スル者ヲシテ使用ノ多寡ニ準シテ其ノ財產ニ係ル必要ナル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

第九十七條 市内ノ一區ニ於テ專ラ使用スル營造物アルトキハ其ノ區内ニ住居シ又ハ其ノ區内ニ土地家屋ヲ所有シ若ハ使用シ又ハ其ノ區内ニ於テ營業所ヲ定メテ營業ヲ爲シ又ハ其ノ區内ニ於テ或ル行爲ヲ爲スニ依リ市稅ヲ納ムル義務アル者ニ其ノ修築及保存ノ費用ヲ負擔セシムルコトヲ得但シ其ノ一區ノ收入アルトキハ先ツ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツヘシ

第九十八條 地租ノ附加稅ハ地租ノ納稅者ニ賦課スルコトヲ得

第九十九條 地租所得稅營業稅ノ附加稅ヲ除クノ外市稅徵收方法ハ市規則ヲ以テ之ヲ定ム

第一百條 市ニ於テ徵收スル使用料手數料市稅其ノ他法ノ公法上ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ市參事會ハ國稅滯納處分法ニ依リ之ヲ處分スヘシ其ノ督促及手數料ニ關シテハ市規則ヲ以テ別段ノ規程ヲ設クルコトヲ得

納稅義務者中無資力ナル者アルトキハ市參事會ノ意見ヲ以テ會計年度内ニ限リ納稅延期ヲ許スコトヲ得其ノ年度ヲ超ユル場合ニ於テハ市會ノ議決ニ依ル

本條ニ記載スル徵收金ノ追徵還付期滿免除及先取特權ニ就テハ國稅ニ關スル例ヲ適用ス

第一百一條 市稅ノ賦課ヲ受タル者ニシテ其ノ課目課額ニ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ノ交付後三箇月以内ニ市參事會ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得

市有財産若ハ市ノ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ異議アル者ハ之ヲ市參事會ニ申立ツルコトヲ得

本條ノ異議ハ市參事會之ヲ決定ス其ノ市參事會ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本條ノ異議若ハ訴訟ノ爲ニ處分ノ執行ヲ停止セス

第一百二條 市ハ其ノ負債ヲ償還スル爲メ又ハ天災事變等已ムヲ得サル支出若ハ市ノ永久ノ利益トナルヘキ支出ヲ要スルニ方リ通常ノ歳入ヲ増加スルトキハ市住民ノ負擔ニ堪ヘサル場合ニ限リ市債ヲ起スコトヲ得

市債ヲ起スニ付市會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ借入ノ方法利息ノ定率及

衆議院議事速記第二十七號

明治三十年三月十七日

議事日程自第十四至第十七

會議

四八七

償還ノ方法ニ付議決ヲ經ヘモトス其ノ變更ヲ要スルトキ又ハ此ノ法律施行前ニ起シタル負債ニ關シ變更ヲ要スルトキ亦同シ  
市債償還ノ初期ハ起債ノ時ヨリ三年以内トナシ年々ノ償還歩合ヲ定メ起債ノ時ヨリ三十年以内ニ還スルヘシ  
豫算内ノ支出ヲ爲スニ付必要ナル一時ノ借入金ハ本條ノ例ニ依ラス其ノ年度ノ收入ヲ以テ償還スヘキモノトス但シ此場合ニ於テハ市會ノ議決ヲ要セス

第二款 市ノ歳入出豫算及決算

第百三條 市參事會ハ每會計年度收入支出ノ豫知シ得ヘキ金額ヲ見積リ年度前二箇月ヲ限リ歳入出豫算ヲ調製シ年度前市會ノ議決ヲ經ヘシ但シ市會計年度ハ政府ノ會計年度ニ同シ

第百四條 市參事會ハ必要ノ場合ニ於テハ市會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加若ハ更正ヲ爲スコトヲ得

第百五條 豫算外ノ支出若ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ但シ市會ノ否決シタル費目ニ充ツルコトヲ得

市ノ費用ヲ以テ支辨スヘキ事業ニシテ數年ヲ期シ施行スヘキモノ又ハ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ市會ノ議決ヲ經テ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費トナスコトヲ得

市ハ市規則ヲ以テ特別會計ヲ設クルコトヲ得

豫算調製ノ式ハ内務大臣之ヲ定メ費目流用ニ關スル規程ハ市會之ヲ議決ス

豫算ハ市會ノ議決ヲ經タル後直ニ之ヲ内務大臣ニ報告シ並一定ノ公告式ニ依リ其ノ要領ヲ告示スヘシ

第百六條 豫算ノ議決ヲ經タルトキハ市長ヨリ其ノ謄本ヲ出納司ニ交付スヘシ其ノ豫算中監督官廳ノ許可ヲ受クヘキ事項アルトキハ先ツ其ノ許可ヲ受クヘシ

出納司ハ市參事會ノ命令アルニ非サレハ支拂ノ手續ヲ爲スコトヲ得

市參事會ノ命令ヲ受クルモ其ノ支出豫算中豫定キカ又ハ其ノ命令前條第一項ノ規定ニ依ラサルトキハ支拂ノ手續ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ背キタル支拂ハ總テ出納司ノ責任ニ歸ス

第百七條 市ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ検査シ又毎年少クトモ一回臨時検査ヲ爲スヘシ例月検査ハ市長又ハ其ノ代理者之ヲ爲シ臨時検査ハ市長又ハ其ノ代理者ノ外市會ノ互選ナル議員一名以上ノ立會ヲ要ス

第百八條 市ノ出納閉鎖ハ翌年度六月三十日ヲ以テ期限トス

決算ハ出納閉鎖期限後一箇月以内ニ證書類ヲ併シテ出納司ヨリ之ヲ市參事會ニ提出スヘシ市參事會ハ之ヲ審査シ意見ヲ附シ之ヲ市會ノ認定ニ附スヘシ其ノ認定ヲ經タルトキハ市長ヨリ之ヲ内務大臣ニ報告スヘシ

市參事會員タル市會議員ハ決算報告ニ關スル市會ノ議決ニ加ハルコトヲ得

第五章 區會及區行政

第一款 區會

第百九條 區會ハ每區ニ之ヲ設ク

第百十條 區會ノ議決スヘキ事件及組織權限等ハ市會ノ例ヲ準用シ市條例ヲ以テ之ヲ定ム

第二款 區行政

第百十一條 每區ニ區長及出納吏各一名並書記其ノ他必要ノ附屬員ヲ置キ有給トス

第百十二條 區長ハ市參事會之ヲ選任ス其ノ他ハ第五十八條第一項第三項第四項ヲ適用シ出納吏並書記ハ附屬員ニ關シテハ第五十九條ノ例ヲ適用ス

第百十三條 區長ハ市參事會ノ指揮命令ヲ受ケ其ノ區内ニ關スル公共事務ヲ管掌ス

區長ハ市長若ハ市參事會ノ委任ニ依リ區内ニ關スル市行政事務ヲ執行シ又ハ其ノ命令ヲ受ケ區内ニ關スル市行政事務ヲ補助執行ス

區長ハ市長ノ監督ヲ受ケ法律命令ニ依リ若ハ市長ノ委任ニ依リ區内ニ關スル國ノ行政事務ヲ執行シ又ハ市長ノ命令ヲ受ケ區内ニ關スル國ノ行政事務ヲ補助執行ス

第百十四條 出納吏ハ區ノ收入支出ノ手續ヲ爲シ其ノ他會計事務ヲ掌ル

出納吏ハ市ノ出納司ノ命令若ハ委任ニ依リ區内ニ關スル出納司ノ事務ヲ執行シ又ハ其ノ事務ヲ補助執行ス

第百十五條 區書記ハ區長ノ命令ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第六章 市行政ノ監督

第百十六條 市行政ハ内務大臣之ヲ監督ス

第百十七條 此ノ法律ニ規定スル異議若ハ訴訟ハ處分ヲ爲シ又ハ決定書ヲ交付シタル日ヨリ二十一日以内ニ提出スヘシ但シ此ノ法律中別ニ期限ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第百十八條 監督官廳ハ市行政ノ法律命令ニ背反セサルヤ其ノ事務錯亂滯セサルヤ否ヲ監視スヘシ監督官廳ハ之カ爲ニ行政事務ニ關シテ報告ヲ爲シシムル豫算決算等ノ書類帳簿ヲ徵シ並實地ニ就テ事務ヲ視察シ出納ヲ檢閲シル權ヲ有ス

第百十九條 市ニ於テ法律勅令ニ依テ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依テ命令スル所ノ支出ヲ定額豫算ニ載セス又ハ臨時之ヲ承認セス又ハ實行セザルトキハ内務大臣ハ理由ヲ示シテ其ノ支出額ヲ定額豫算中ニ加ヘ又ハ臨時支出セシムヘシ

市ニ於テ前項ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百二十條 市會ノ解散ハ勅裁ヲ經テ内務大臣之ヲ命ス此ノ場合ニ於テハ六十日以内ニ議員ヲ選舉スヘシ

區會ノ解散ハ内務大臣之ヲ命ス其ノ議員選舉ハ前項ノ例ニ依ル

第百二十一條 市條例ノ設定ハ内務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス内務大臣ハ勅裁ヲ經テ之ヲ許可スヘキモノトス

第百二十二條 左ニ掲グル事件ハ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

一 市債ヲ起シ並借入ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ若ハ變更スル事但シ第百二條末項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラス

二 特別稅使用料手數料ヲ新設シ若ハ變更スル事

三 直接國稅二分ノ一ヲ超過スル附加稅ヲ賦課スル事營業稅

四 間接國稅ノ附加稅ヲ賦課スル事

五 官廳ヨリ交付スル補助金ニ對シ支出金額ヲ定メ若ハ變更スル事

第百二十三條 左ニ掲グル事件ハ内務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

一 市規則ヲ設定スル事  
 二 學藝美術ニ關シ又ハ歷史上貴重ナル物件ノ賣却交換讓渡若ハ大ナル變更ヲ爲ス事  
 三 市有不動産ノ賣却交換讓渡ヲ爲ス事  
 四 基本財産及積立金數等ノ處分ヲ爲ス事  
 五 各種ノ保證ヲ與フル事  
 六 五箇年以上ノ繼續費ヲ定メ若ハ變更スル事  
 七 均一ノ稅率ニ依ラスシテ國稅ノ附加稅ヲ賦課スル事

第百二十四條 內務大臣ハ市長、參事、名譽職參事會員其ノ他有給吏員ニ對シ懲戒處分ヲ行フ其ノ懲戒處分ハ譴責及二十五圓以下ノ過怠金トス  
 市長、參事及名譽職參事會員職務ニ違フコト再三ニ及ビ若ハ其ノ情狀重キ者又ハ行狀ヲ亂リ廉耻ヲ失フ者又ハ財産ヲ浪費シ其ノ分ヲ守ラサル者又ハ職務舉ヲサレ者ハ解職ニ處スヘキモノトス  
 解職ハ懲戒裁判ヲ以テ之ヲ行フ  
 懲戒裁判ハ內務大臣ノ命スル委員其ノ審問ヲ爲シ內務大臣之ヲ裁決ス  
 內務大臣ハ懲戒裁判ノ裁決前停職ヲ命シ並給料ヲ停止スルコトヲ得  
 懲戒裁判ノ手續ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 附則  
 第百二十五條 此ノ法律ハ明治三十年十月一日ヨリ施行ス  
 第百二十六條 此ノ法律ニ於テ直接稅若ハ間接稅トナスヘキ類別ハ內務大臣及大藏大臣之ヲ告示ス  
 第百二十七條 從來東京市ノ營造物及市有財産ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ市ノ管理若ハ所有ニ移ルモノトス  
 此ノ法律施行ノ際從來東京市都部會ニ屬スル營造物及府有財産ハ直ニ市ノ管理若ハ所有ニ移リ市郡聯帶ニ屬スル營造物及財産ハ明治三十年度ノ經費負擔割合ニ準シ之ヲ分割スルモノトス  
 第百二十八條 現行ノ法律命令中府トアルハ市、府會トアハ市會、府會議員トアルハ市會議員、府知事トアルハ市長、府廳高等官トアルハ市長參事、府參事會若ハ常置委員會若ハ常置委員指シタルモノトアルハ市參事會、府參事會員トアルハ市參事會員、名譽職府參事會員若ハ常置委員トアルハ名譽職參事會員、市收入役トアルハ市出納司ト看做シ其ノ他此ノ例ニ依ル但シ本條ノ例ニ依ラサルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第百二十九條 水利組合條例ニ依リ設置シタル水利組合ハ此ノ法律規則ノ爲消滅セサルモノトス  
 第百三十條 衆議院議員選舉區東京府第一區乃至第九區ハ從前ノ區域ヲ存シ市ノ第一區乃至第九區トス  
 東京府第一區乃至第九區選出衆議院議員ハ市第一區乃至第九區選出ノ議員ト看做シ其ノ任期間在職スルモノトス  
 現在ノ名譽職參事會員市會議員區會議員及委員ハ此ノ法律施行後ト雖モ其ノ任期間在職スルモノトス  
 第百三十一條 衆議院議員市會議員ノ選舉及被選舉資格中其ノ年限ニ關スルモノハ此ノ法律施行ノ爲ニ中斷セラル、コトナシ  
 第百三十二條 此ノ附則ニ規定スルモノヲ除ク外此ノ法律施行ニ付必要ナル事項ハ內務大臣之ヲ定ム

千代田縣設置法  
 第一條 東京市制ノ定ムル市ノ區域ヲ除ク外從來東京府ノ管轄セシ區域ヲ

以テ千代田縣ヲ置ク縣廳ノ位置ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル  
 第二條 衆議院議員選舉區東京府第十區乃至第十三區ハ從前ノ區域ノ儘順次千代田縣第一區乃至第四區トス  
 東京府第十區乃至第十三區選出衆議院議員ハ千代田縣第一區乃至第四區選出ノ議員ト見做シ其ノ任期間在職スルモノトス  
 第三條 千代田縣會議員ヲ初メテ選舉スル場合ニ於テ議員ノ員數ハ府縣會議規則第十條ニ依リ千代田縣知事之ヲ定ムヘシ但シ次回改選以後ノ員數ハ府縣會議規則第十條ニ依リ千代田縣知事ノ議定スル所ニ依ル  
 此ノ法律施行ノ前東京府ニ於テ確定シタル府會議員選舉名簿ハ府縣會議員選舉規則第十三條選舉人名簿改訂期日マテ千代田縣會議員選舉名簿トシテ其ノ效力ヲ有スルモノトス  
 第四條 衆議院議員及縣會議員ノ選舉及被選舉資格中其ノ年限ニ關スルモノハ此ノ法律施行ノ爲ニ中斷セラル、コトナシ  
 第五條 現行法令中東京府小笠原島、伊豆七島トアルハ千代田縣小笠原島、伊豆七島トス  
 第六條 此ノ法律ハ明治三十年十月一日ヨリ施行ス  
 第七條 此ノ法律施行ニ付必要ナル事項ハ內務大臣之ヲ定ム

第一條 東京市及千代田縣聯帶支辨ノ費用ニ關スル法律  
 第二條 從來東京府地方稅ノ聯帶支辨ニ屬シタル警察、監獄、土木費ハ東京市及千代田縣ノ聯帶支辨トス  
 第三條 聯帶經費收支豫算ヲ議定セシムル爲東京市及千代田縣聯帶經費聯合會ヲ置キ內務大臣、監督ニ屬セシム  
 聯合會及之ニ關スル費用ハ東京市及千代田縣ノ聯帶支辨トス  
 第四條 聯帶經費ノ收支豫算ハ東京市長千代田縣知事之ヲ編製ス但シ其ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ同シ  
 第五條 豫算ハ毎年九月三十日迄ニ聯合會ノ議決ヲ經テ之ヲ內務大臣ニ報告シ並其ノ要領ヲ官報ニ登載スヘシ  
 豫算ヲ聯合會ニ提出スルトキハ併セテ聯帶經費ノ經濟ニ屬スル財産表ヲ提出スヘシ  
 第六條 東京市長千代田縣知事ハ必要ノ場合ニ於テ聯合會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加若ハ更正ヲ爲スコトヲ得  
 第七條 豫算外ノ支出若ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ但シ聯合會ノ否決シタル費目ニ充ツルコトヲ得ス  
 聯帶經費ヲ以テ支辨スヘキ事業ニシテ數年ヲ期シ施行スヘキモノ又ハ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ其ノ年間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費トナスコトヲ得  
 前項繼續費ノ設定ニ就テハ聯合會ノ議決ヲ經ヘシ其ノ決議ハ內務大臣ノ認可ヲ受クルヲ要ス其ノ變更ニ就テモ亦同シ  
 豫算編製ノ式ハ內務大臣之ヲ定メ費目流用ニ關スル規定ハ聯合會之ヲ議決ス

第八條 聯帶經費ハ東京市及千代田縣ニ分賦ス  
 前項分賦スヘキ費目及割合ヲ定ムルニハ聯合會ノ議決ヲ經テ內務大臣ノ許可ヲ受クヘシ若ハ內務大臣ニ於テ許可スヘカラスト認ムルトキハ其ノ職權ヲ以テ之ヲ定ム  
 聯帶經費ノ經濟ニ屬スル財産ヨリ生スル收入其ノ他雜收入ハ經費分賦ノ

衆議院議事速記錄第二十七號  
 明治三十年三月十七日  
 議事日程自第十四至第十七 會議

四八九





服従ハ出来ナイ、是ガタメニ反對ヲ致シタノデアアルガ、市制案ハドウデアアル  
カト言ヘバ、サウデアハゴザイマセヌ、市長ト云フモノヲバ、即チ府縣ノ知事  
ト同一地位ニ立テ、サウシテ東京市ト云フモノヲバ、内務省ノ直轄ニ致シ  
テ、サウシテ其市長ト云フモノハ、此處ニ往クルト市制ト同一デアゴザイマセ  
三人ノ市長ノ候補者ヲ選出シマシテ、其三人ノ市長ノ候補者ノ中カラ、一人  
勅選セラル、ト云フ、チヨット衆議院ノ議長選舉見ダヤウナ工合ニナツテ居  
ルノガ、此市制案ノ組方デアアルノデアゴザイマセヌ、是ゾ即チ此都制案ト云  
ルモノト、此市制案ト云ヘルモノトノ異ナル所ノ點デアゴザイマセヌ、ソレカラ  
シテ此市制案ト云フモノヲ拵ヘマスト云フ、市ガ獨立スルノデアアル、即チ  
一市獨立シテ、元ノ八郡ヲバ切放シテシマフノデアアルガ、切放シテシマフ  
云フガタメニ、此前アタリニ居ラル、所ノ議員諸君ハ、ナカク熱心ニ反  
對ニ出テ居ラル、デアゴザイマセヌガ、ソレモ種々事情ノアル事デアゴザイマセ  
ウ、御察申スノデアアル御察申スノデアアルガ、又此場合ニ熱心ナル諸君モ  
吾々、此市制案ノ編制ハ、如何ナルモノニナツテ居ルカ、千代田縣ト云フモ  
ノハ如何ナル場合ニカ、警察費ニ對スル所ノ國庫ノ下附金ハドウナツテ居  
方ハドウナツテ居ルカ、警察費ニ對スル所ノ國庫ノ下附金ハドウナツテ居  
カト云フコトモ調ベズシテ、ナアニ郡ト云フモノガ市トクツツイテ居レバ得  
デアアル、市ガ幾ラ迷惑シテモ構ハナイト云フヤウナ考デ、此市制案ニ反對  
シテ、選舉區(名譽ヲ擔フテ歸ルナドト云フコトヲヤラレテハ、甚ダ提出者ニ  
取ツテハ迷惑千萬ノ至リデアアル。私ハ選舉區ヘ土産ノ演説モ、選舉區ノ  
メニ我田ヘ水ヲ引クト云フ様ナ演説モ、一度モシタコトモナシ、議案モ出シ  
タコトガナイ、若シアルト云フナラバ、證據ヲ出シ給ヘ。(今出シタ)ト呼  
者アリ、誰ガソナコトヲ言フノダ。東京市ト云フモノハ、此中ニ獨立ヲ  
致ス、斯様ニ獨立ヲ致スト云フ、即チ郡ガ割レルカラシテ、中ニ二獨立ヲ  
君ガ反對ニ來タト云フヤウナ話デアゴザイマセヌガ、吾々ノ編方ハ、斯様ニナ  
テ居ルノデアゴザイマセヌ、郡ト云フモノヲバ、之ヲバ邪魔物デアアルカ  
ラシテ、切放スト云フヤウナ譯デアハ決シテナイ、是ハ郡ノ諸君ニモ異レ、  
モ豫メ御話ガシテアルノデアゴザイマセヌ、都制案ト云フモノガ郡ト分離ヲ致  
シテ、治水ノ關係ナンドモ絶ツテシマフト云フヤウナコトヲシタノハ、甚ダ  
宜クナイト云フコトハ、吾々モ認メテ居ル、又吾々ノ心モ、此反對ノ人ハ、  
能ク承知シテ居ラレハ、相違ハゴザイマセヌ、ソコデア茲ニ又必ズ此市制案ニ  
向ツテ、事情ノ分ラナイ人ハ、折々斯様ナコトヲ言フ、先年東京市ニ於テ  
ハ、三多摩ガイヤガルモノヲバ、無理取リシコトヘ取ツテ來テ、クツツケテ  
置キナガラ、又今日ハ三多摩ヲバ分離シテシマフト云フコトハ、理窟ガ立タ  
マデナイカト云フコトヲバ、非難ヲスル人ガ隨分アルデアゴザイマセヌガ、  
是モ少シモ非難ヲ受ケベキ所ハ、吾々ニ於テナイノデアゴザイマセヌ、ナゼナイ  
ノデアゴザイマセヌカト云フ、御承知ノ通、此東京市ヘ出テ來ル所ノ水道ダ、  
此水道ノ水源ト云フモノハ、一番原トハ甲州ニ幾ラカ掛ツテ居リマセヌケレ  
ドモ、多ク流レテ來マセヌ、西多摩郡カラ北多摩ヲ通ツテ、東京ヘ這  
入テ來ルノデアゴザイマセヌ、所ガ、三多摩ト稱ヘル、即チ南多摩、北多摩、西  
多摩、此三多摩ガ神奈川縣ノ管轄ニナツテ居リマセヌ、ト、一番東京府ノ困  
タノハ、水ニ就イテノ警察デアゴザイマセヌ、上ハ御一人ヲ始メ、百万餘人ノ人  
ノ飲水ニ、川ニ向ツテ虎刺ノ排泄物ヲ流シ、ソレ嚴重ニ取締ラナケレ  
ハナラヌ、御郡ノ神奈川縣ヘ掛合ハナケレバ、ソレ嚴重ニ取締ラナケレ  
カシイコトヲシテ居ラヌ、連モ警察ト云フモノハ行届クコトガ出來ナイ、是  
ガタメニ此三多摩ト云フモノハ、東京府ヘ合シテシマヘバ、是等ノ働モ自由  
自在ト爲ルト云フコトガ大體ノ趣意デア、此三多摩ヲバ東京府ヘ合シタノハ、

ドナタモ御承知デアゴザイマセヌ、是ガ一番大切ナル趣意デア、  
マス、然ラバ今日ノ此千代田縣設置案ト云フモノハ、ドウナツテ居ルカト云  
フト、即チ斯様ニナツテ居ル、ソレハ隨分此數多キ議案デアゴザイマセヌガ、  
諸君ノ中ニハ、御郡ノ御方ガナイ御方モアルカモ知レマセヌガ、  
様ニナツテ居ルノデアゴザイマセヌ、千代田縣ト云フモノハ、現在ノ十五區ヲ除  
イタ後トノ八郡ト云フモノヲバ、纏メテ一ノ千代田縣ト云フモノニ致シテ、  
此千代田縣ト云フモノト、東京市ト云ヘルモノトノ間ニ、一ノ聯合會ト云フ  
モノヲ組織ヲ致シテ、此聯合會ニ於テ、警察、監獄、土木、此三ツノモノハ、  
此聯合會デア議決シテ執行スルト云フコトノ、此千代田縣設置案ノ此仕組ガ  
ナツテ居ルノデアゴザイマセヌカ、郡ノ人ハ、ガ此費用ニ就イテ心配ラセラル  
ルカハ知リテ居ル、其費用ニ就イテハ、吾々ノ案デア見マセヌ、是マデ市  
ガ負擔シテ居ル、ト通フ負擔ヲ、矢張郡ヘ出シテ往ク、此案ニナツテ居ル  
デアゴザイマセヌカ、費用ノ負擔ノ上ニ於テモ、吾々ニ於テハ少シモ郡ニ  
迷惑ヲ掛ケルト云フコトハ、毛頭ナイノデアゴザイマセヌ、ソレカラ警察ハドウ  
デアアルカ、即チ警視廳ト云フモノハ現在ノ儘デアゴザイマセヌ、警視廳ハ現在ノ  
儘デア、即チ警視廳ガ東京府内デアゴザイマセヌ、一市八郡、一市八郡ヘ  
警察ニ三多摩ヲ割イテ、東京府ヘ合セナケレバナラヌ、其理由ハナンデアアルカト  
云フト、水道ノ上ニ於テ警察ノ保護ガ不行届ニナルト云フ、其恐レカラ三多  
摩ヲ合セタノデアゴザイマセヌガ、今日警視廳ヲ依然タル制度ニ置イテ、三多  
摩ヲバ今割イタ所ガ、吾々ガ元ト合シタ所ノ趣旨トハ、少シモ違ツタコトハ  
ナイノデアゴザイマセヌ、ソレカラ又此千代田縣ノ地形ト云フモノガ、蛇ノ目見  
タヤウニナツテシマフト云フ、ソレガ隨分アルノデアゴザイマセヌ、東京市ト云フ  
ノガ真中ニナツテ、其グルリヲ八郡ガ取卷イテ居ルト云フ、殆ド蛇ノ目ノ形  
ニナツテ、地理ガ不便デアアルト云フ話モゴザイマセヌガ、吾々ノ考デアハ、  
ウ云フ考、縦シヤ蛇ノ目ノ形ニナラウガ、何形ニナラウカ、隨分東京市  
近傍ノ八縣ノ便利ト申シマセヌモノハ、之ヲバ他ノ田舎ヘ往キマシタ、此地  
理ノ不便ナ處ニ較ベテ見マセヌト、道路ハ四通八達ナリ、鐵道ハ他ニ較ベテ  
見マセヌト云フ、自由自在ニ通シテ居ルト云フ、此位ナ所デアゴザイマセヌカ  
ラ、此地形ガ縦シヤ蛇ノ目形ニナラウガ、ヘビノ形ニナラウガ、ソレハ一向  
ニ差支ハナイガ、併ナガラ若シ八縣ノ人ハ、郡ニ縣廳ヲ置テハ不便ナ  
リト云フ考デアアリマセヌ、東京ノ中ノ真中ニ縣廳ヲ築イテモ、吾々ハ  
一言モ故障ハ言ハヌ、若シ又希望トアレバ、現在ノ東京府廳ハ隨分廣ウゴザ  
イマセヌカ、成ル程負擔ニ堪エル堪エナイト云フコトハ、百万ノ家財ヲ積  
デ居ル人モ、貧乏ト云フ言ヒ得ナイコトガナシ、乞丐モ富ツテ居ルト云ハ  
バ言ヘナイコトハ、ゴザイマセヌガ、併ナガラ公平ナル事實ニ依ッテ判斷致シマ  
スルト云フ、八郡ニ於テ獨立ガ出來ナイト云フコトハ、私ハドウモソレハ  
八郡ノ人ハ、ガ東京市ト一緒ニナツテ居ルヨリモ、獨立スレバ不便デアアルト云  
フ理窟ナレバ、ソレハ幾分ノ理由ガアルカモ知レマセヌケレド、獨立ガ出來  
ナイト云フ、連モソレハ負擔ニ堪エラレナイト云フ、此請願ナドモ出サレ  
テ居ル所ノ趣意ニハ、私ハ甚ダ同意ハ出來ナイノデアゴザイマセヌ、ト申シマ





スラ随分或時ニ於テハ互ニ鑄ヲ削テ議案ヲ否決ニスルト云フコトハ間々アリマシタ、完全ナル規則ノ下ニ立ツ所ノ市郡ノ關係スラ斯ノ如キデゴザイマ事ヲ行フコトガ出來ルヤ否ヤト云フコトハ、肥塚君ガ提出セラレタ所ノ此法案ニ就イテハ、甚ダ不十分デアルト云ハナケレバナラヌコトデアリマス、何故ニ左様申シマスルカト云ヘバ、東京府ノ八郡ハ、所謂府縣會規則ニ依テハ郡五人トシテモ僅ニ四十人デ、東京府ノ議員ハ自然多數ガ出ルト云フコトハ分ツテ居ルノデゴザイマス、多數決ノ上ニ就イテハ、既ニ公平ナル決議ガ出來ナイ、是等ニ就イテハ如何致シマスルカ、一歩進ンデ之ヲ申セバ、若シ斯様ノ決議ノ上ニ就イテ豫算ガ不成立ニナリ、議案ガ成立タヌ時ハ、如何ニシテ之ヲ内務省ハ處分シマスカ、一ノ東京府ノ下ニ在ッテハ郡部ノ札、即チ他縣モ同様デゴザイマスルガ、ウレストラ餘程治メ惡タイ場合ニ、一度聯合ノ上ニ斯様ナコトガアレバ、如何ナサルカ(肥塚君「簡單々々」ト呼ビ又「モウ止メ給イ」ト呼フ者アリ)モウ少シ——肥塚君ハ所謂蛇ノ目ノ形デアルト云ハレマスガ、此市制大意ヲ讀ンデ見ルト、店借ノ如キ不都合ノ形デアラス様ナ府縣ガ何レニゴザイマスルカ、東京郡部ノ如キハ、所謂宮城縣等ニ比シテモ往々斯様ナモノガアルト云ヒマスルガ、所謂蛇ノ目形ノ府縣ガ何レニアルカ、其府廳ハ何處ノ國ニ置クカ、他ニ寄留スル所ノ府縣廳ト云フモノガ、何レノ地方ニアリマスルカ、斯ノ如ク擧ゲ來リマスレバ、肥塚君ノ所謂聯合會ト云フモノハ、實際ニ成立タナイノミナラズ、國ト云フ上ニ就イテ、千代田縣ノ下ニ市制ハ行ヒ得ラレナイト云フコトハ分ツテ居リマス、且其理由ト爲ス所ヲ聽キマスレバ、肥塚君ハ特別市制ヲ廢スレバ足レリト云フ簡單ナル一語ニ過ギナイノデゴザイマスルガ、東京市民ハ決シテ迷惑ハシマセヌ、特別市制サヘ廢シテ、是ニ就イテ一ノ法律ノ追加ヲナシ、若クハ改正ヲナセバ、即チ……今唱ヘマスルヤウナ不完全ナルモノヲ出シテ、長ク市民ノ煩ヒヲ遺スノハ、却テ肥塚君ハ其人民ニ對シテ不親切デアルト思フノデゴザイマス

○討論終結(ト呼フ者アリ)  
 ○副議長(島田三郎君) モウ討論ハ盡キタリト考ヘマスルカラ決ヲ採リマス、二讀會ヲ開クヤ否ヤノ決ヲ採リマス、二讀會ヲ開クニ同意ノ諸君ハ起立起立者 少數  
 ○副議長(島田三郎君) 少數デゴザイマス、唯今關聯シマシタ十四ヨリ十七マデハ否決ニナリマシタ——次ノ日程ニ移リマス

第十八 市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法 第一讀會  
 (左ノ議案ハ朝讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)  
 中追加法律案(柏田盛文君外二名提出)

市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法中追加法律案  
 明治二十九年法律第十四號市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法中左ノ通改正追加ス  
 第八條ノ次ニ左ノ二條ヲ追加ス  
 第九條 代用私立尋常小學校ノ正教員及准教員ニシテ五箇年以上同一學校ニ勤續スル者ハ本法ニ依リ年功加俸ヲ給ス  
 前項ノ場合ニ於テハ成規ニ據リ設立者ヨリ與フル所ノ一定ノ給與ヲ以テ本俸トス  
 第十條 代用私立尋常小學校ノ正教員及准教員ノ勤續年數ハ明治二十三

年勅令第二百十五號小學校令ニ依リ市町村ニ於テ代用シタル月以後ニ就テ之ヲ計算ス  
 豫メ定メタル期限ヲ經過シ引續キ代用スル場合ニ於テハ其ノ勤續年數ハ第一次代用ノ月ヨリ通算スルモノトス  
 第九條ノ第一條トシテ第十條ノ第十二條トシテ同條ニ左ノ但書ヲ加フ  
 但シ本法中代用私立尋常小學校ノ正教員及准教員ニ關スル規定ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

衆議院議事速記第二十七號 明治三十年三月十七日 市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法中追加法律案 第一讀會 四九五

○柏田盛文君(二百九十八番) 本案提出ノ理由ヲ述ベマス、其理由ヲ述ブルニ先キダツテ、便宜ノタメニ理由書ノ後トノ方ヲ少シ訂正シテ置キマス、此數字ヲ初メ理由書ヲ書ク時ハ、十分正確ナコトニ依ラズシテ、少シ推測ニ涉リテ概數ヲ擧ゲテ置キマシタケレドモ、其後トニナリテ當局者ニ問合セテ稍、正確ナモノヲ得マシタカラ、其數ヲ直シテ置ク方ガ、餘程御便利デアラウト思ヒマスカラ、其數ヲ直シテ置キマス、最近ノ調査ニ據ルニ、全國ニ於ケル私立小學校ノ數ハ五百四十九ト云フノヲ、四百二十ト改メマス、ワレカラ二番目ノ行リヲ、代用私立尋常小學校ノ概數ハ全國ヲ通算シテ三百五十一ト云フノヲ、五百五十八ト云フニシテ、其下ニ「正准教員ハ略々一千人」ト云フノヲ、千圓内外ト、斯ウ云フ風ニ修正シマス、是ガ稍、正確デアリマス、此國民教育ノ大切ナルコトハ、今更私ガ喋々ト申述ベマセヌデモ分ツテ居ルコトデゴザイマスガ、此教育ニ就イテ勿論教員ノ良イ者ヲ得ナケレバナラヌト云フコトハ又大切デアアル、教員ヲ良イ者ヲ得ルニ就イテハ、教員ノ地位ヲ鞏固ニシナケレバナラナイト云フコトハ、誰モ認メテ居ツタコトデアラツテ、文部省モ是ハ認メテ年功加俸ト云フ法律案ヲ出シテ、兩院ニ呈ス贊成シテ通過シテ居ル譯デゴザイマスガ、然ルニ獨リ怪ム、全國ノ私立小學校ガ丁度理由書ニモアリマス通、四百二十ト云フノ、此四百二十ト私立學校ノ中デ、代用私立小學校ト云フモノガ二百二十三校アル、此二百二十三校ノ中デ、大概東京デゴザイマスガ、東京ハ二百十八校、其外ノ地方ニ五ツアル、神奈川ニ一ツ、千葉ニ二ツ、巖手ニ一ツ、島根ニ一ツト云フ有様デアラツテ、殆ド東京デ占メテ居ルヤウナ有様デアアル、然ルニ何故ニ此小學校ノ四百幾ツモアルモノカラシテ、二百二十三校ト云フモノハ、代用小學校ト云フコトヲイタメニ居ルカト云フト、其處ニハ公立小學校ガナイ、公立ノ小學校ガナイタメニ、公立ノ小學校ノ代用ヲ所謂指シテ居ルノデアアル、コレデ文部省デハ代用規則ト云フモノヲ發シテ、殆ド公立小學校ト同シヤウナ取扱ヲ爲シテ居ルノデアアル、其費用ノ出ル所ハ、其市ニアルモ即チ私立デアラツテ、公共ノモノカラ取立テナイト云フダケデゴザイマス、シテ見レバ此東京ニ於テハドレダケノ學校ノ數ガアルカト云フト、殆ド四百以上モアツテ、サウシテ其中ニ二百十八ハ代用ノ小學校デアアルトシテ見レバ、殆ド代用ノ小學校、即チ私立小學校ノ方ガ多イ、其多イ所ノモノニ向ッテ、此大切ナル所ノ國民教育ヲバ付託シテ置キマス、然ルニ其教員ノ取扱ハドウデアアルカ、今ノヤウナ大切ナ同シヤウナ職務ヲバ委託シテ居ナガラ、此年功加俸ト云フモノヲ與ヘナイコトニシテ、其地位ト云フモノガ始終動搖シテ十分ノ成績ヲ出シナイ、斯ウ云フコトニシテ、其地位ト云フモノガ十分ノ國民教育ノ成績ヲ出シナイ、許シタナラバ、ツレ相應ニ十分國民教育ノ成績ヲ出シナイヤウニセナケレバ、ナイト云フコトハ、必要ナコトデゴザイマセウ、其必要ナ所ノ要素ヲバ缺イテ居ッテサウシテ漠然ト是ヲバ今日等閑ニ付シテ居ルト云フノハ、所謂東京

衆議院議事速記第二十七號 明治三十年三月十七日 市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法中追加法律案 第一讀會 四九五



スル所ノ授業料ヲ以テ、其授業料ヲ諸般ノ經費ヲ支辨シテ、且設立者モ相當ナル利益ト云フテハドウゾゴザイマスカ知レマセヌガ、收入ヲ得ルコトニナシテ居リマス、是ガ私立學校ノ代用小學校ノ實際ノ有様、此代用小學校ノ現數ハ、東京府下ニ二百八十八アツテ、其中五ノハ郡ニゴザイマス、尙ホ他ニ五ツアルト云フコトハ確デゴザイマスルガ、今少シハ郡ニゴザイマス積リマス、今少シアル積リマスルガ、確ナル計數ヲ得ラレマセヌカラ、計數上ニ擧ゲテ居リマスルノハ二百二十三、其中二百二十三東京市ニアルノゴザイマス、ソレデ此問題ハ實際東京市ノ問題ト申シテモ宜シイ位デ、東京ノ私立小學校ノ授業料ハ、公立ノ學校ニ較ベマスルト、實際何レモ低イノゴザイマス、公立ノ小學校ノ授業料ヨリハ低クシテ、規則ナドモ寬大ニシテ、成ルベク經費ヲ節減シテ、父兄ノ氣ニ合フヤウニ致シテ、而シテ其學校ヲ維持シテ居ル經費ハ極テ微弱ナモノデゴザイマス、從ツテ其學校ノ不完全ナリト云フコトハ、多數ノ學校ノ上ニ就イテ免ルベカラザルコトデゴザイマス、公費ヲ以テ維持シテ居ル學校ハ、授業料ガ高クテ、收入ヲ以テ維持シテ居ルコトヲ云フノガ大所ノ學校ハ授業料ハ低イ、僅ニシテソレヲ維持シテ居ルコトヲ云フノガ大數デアリマス、ソレデ不完全ナコトハ、公立學校ニ比シマシテ申スマデモナク、ナラヌ、明治二十四年ニ、文部省令ノ代用小學校ニ關スル規則ヲ相當ニ取締ル法ハ設ケテアリマス、而シテ其文部省令ノ規則ニ依リマシテ、實際ニ監督ノ責ニ當ツテ居リマスル者ハ東京府知事デアリマシテ、而シテ其實行ノ責ニ當ツテ居ル者ハ府知事タル所ノ市長ト、ソレト學務委員デアル、此學務委員ノ中ニハ、隨分有名ナ人モ加ツテ居ラレル、前ノ文部次官辻新次トカ、或ハ伊澤修二氏デアルトカ、若クハ先刻ノ何ニモ見エラレ肥塚龍氏トカ、或ハ芳野世修氏トカ、黒田綱彦氏トカ、隨分有名ノ人ガ加ツテ居リマスガ、實際上ノ監督ハ甚ダ不行居キニナツテ居ル、(「簡單」又ハ「分り」シマ)ト呼ブ者アリ) 御分リデゴザイマセウケレドモ、御分リニナツテ居ル御方ニ申ス必要ハゴザイマセヌガ、御渡レトハ思ヒマスガ、判斷ヲ誤ラレルヤウナコトガアリマシテハ遺憾デアリマスカラ、(能ク述ベマセト分リマセヌ)ト呼ブ者アリ) チョットムツカシイノデ、暫ク御待チテ願ヒマス、政府ハ好キ好シデ反對論ヲシタクナイノデアリマス、(言ヒ給ヘリ給ヘ) 又ハ一委員會デ十分「ト」呼ブ者アリ) 委員會ハ僅ノ御人數デゴザイマスカラ、甚ダ私モ申シ惡クイコトヲ申サナクテヤナラヌノデゴザイマスカラ、成ルベクナレバ申サズニ濟ミタイノデアリマス、(「辯スベシ辯スベシ」ト呼ブ者アリ) ヤリマスデゴザイマス、暫ク御免ヲ蒙リマス、(十分ヤルベシ)ト呼ブ者アリ) ソコデ文部省ニ於キマス、シテハ、其監督ノ責ニ當リマスカラ、尙ホ十分ナル監督ノコトヲ致サネバナリマセヌガ、奈何セシ數年來ノ積弊ハ、姑息ノ方法ヲ以テハ之ヲ監督スルコトノ出來ナイマデニ至ツテ居リマス、大キナ石ヲ動かスニハ、十分ナル力ヲ用ヒナケレバナラヌヤウニナツテ居ル、ソレ故ニ根本的ニ監督ヲ行フノ外ナイト云フ見込デ、數年來其取調ニ從事シテ居リマスガ、其關スル所ガ極テ大キウゴザイマスカラ、マダ多少ノ日子ヲ要スル積リマス、ソレデ先刻提出者カラモ既ニ申述ベラレシタガ、私立學校ノ有様デハ、今日ノ代用小學校ノ有様デハ、人ノ任免、俸給ノ金額、其他ノ事柄ニ就イテ、十分ナルコトヲ得ルコトガムツカシイ、公立學校デスラ、諸君ノ御承知ノ方モゴザイマセウガ、往々ニシテ俸給額ト實際ノ支給額ハ違ツテ居ルコトガアリ、色々ナ名義ヲ用ヒテ俸給ヲ減ズルト云フコトハ、誰モ知ツテ居ルコトデゴザイマスカラ、代用小學校等ニ於キマシテ、之ヲ監督スルコトハ最モ難イ、

今日ノ有様デハ如何トモスルコトガ出來マセヌカラ、甚ダ不本意ナコトデゴザイマスガ、今日ノ代用小學校ニ對シテ、文部省ハ責任ヲ以テ此弊害ヲ禁壓シ得ルト云フコトハ公言シ能ハヌデ、市ハ小學校教員ノ負擔ヲ幾分か免レル形デアル、最モ富シク資力ナル東京デゴザイマシテ、尙ホ授業料ダケテ維持シテ居リマシテ、公費ハ用ヒヌト云フテモ宜イ位東京ノ學事ノ負擔ガ減ツテ居ル有様デアル、東京市ハ知ラズ顔シテ國庫カラ補助ヲ受ケ、全國ノ小學校ノ負擔モ輕シトハ致シマセヌノニ、獨リ東京市ノ如キ實際公費ノ負擔ノナイ處ニ、學事ノ補助ノタメニ租稅ヲ以テ之ニ充テルト云フコトハ、事理上ニ於テモ餘リ穩ナコトデナカラウト思ヒマス、免ニ角今日ノ有様デハ遺憾ナガラ同意ヲスルコトガ出來マセヌ

○吉富簡一君(百六番) 政府委員ニ質問ガアリマス  
○小室重弘君(二百九十八番) 私ハ木場君ノ演說ヲ攻撃致シタイ  
○副議長(島田三郎君) ソレデハ質問カラ先キニ致シマス  
○吉富簡一君(百六番) 少シク原案ノ趣旨ト、今御述ノコトハ、大イニ反對ヲシテ居ルコトヲ云フ、此原案ノ趣旨ト、今御述ノコトハ、公立ノモノニ之ヲ代ヘタケケノコトヲシタ以上ハ、此正教員副教員等ニヤラニヤナラヌコトハ、柏田君ガ述ベラレタコトハ一理アルコト、考ヘラレル、然ルニ政府ハ之ヲ反對スルト云フコト、此東京ナラ東京ニ斯ウニ云フコトノアルベキモノヲ、文部大臣ハ看スス、公立學校ノ程度ニモ依ラシメル、此儘ニシテ置クト云フコトハ置イテアルノデゴザイマスガ、ソレヲ處分スルニ極ク難イト云フ今番外ノ御答ガアツタヤウデアリマスガ、整理スルコトガ難イト云フ...

○政府委員(木場貞長君) 今日ノ見込デハ公立ノ通ニ爲シ得ルコトガ此儘デハ出來マセヌ、ナゼト申シマスレバ、公立ノ授業料ハ高クテ私立ノ低イ、而シテ僅ニ學校ヲ維持シテ居ル有様デ、到底完全ナルコトハ出來マセヌ、此年功加俸ヲ與ヘタ位ナ...

○吉富簡一君(百六番) ツレハ宜シイ、サウ云フ不完全ナモノヲ置カズ、今日ノ規則ニ依ツテ東京府ニ布クコトガ出來ヌカ否ヤト云フコトヲ御尋スルノデアル

○政府委員(木場貞長君) 御尤デアリマス、法令ヲ楯ニシテ舊々地ニ進シテ行ケバ、公立學校ヲ十分建テルカ、若クハ東京ノ公費ヲ以テ是等ノ代用小學校ヲ補助セシムルカ致セバ、其事ハ消エテシマツテ、十分ナル教育ガ出來ル管デゴザイマス、然ルニ前モ申シマシタ通ニ、東京デハ小學校ノタメニ殆ド公費デハ支持シテ居ナイ、授業料ダケデ公立學校ハ維持シテ居リマスカラ、ソコデ一直線ニ參レバ東京市ノ經濟ニハ非常ナル大變動ヲ來サネバナラヌコトデ、根本的ニ改革スルニナラザレバ、僅ナ省令ヲ訓令デハ奈何トモスルコトガ出來ヌト云フコトハ、根本ヨリ改革スルコトモ見込モアルカラ、調査中ト申シテ居ル譯デアリマス

○吉富簡一君(百六番) 根本的ニ改革ヲシナケレバナラヌモノナラ、スルト云フ意デアルカ、サウ思ッタバカリデ經過スルノデアルカ、ソコラ...

○政府委員(木場貞長君) 思ッタバカリデナク、現ニ調査シテ詮議中デゴザイマス

○吉富簡一君(百八番) ドチラニナルトモ廢スルカ、但シ法律ノ規則ノ前ヲ以テ繼續セシムルガ、察ヒト、今御計畫中デアアル、故ニ此通ノ提出者ノ意見ハ親切ナク話アルル、怒ヒト、中ニ其通ニシテ所ガ、ドウモ思フヤウニ往カヌデアラフト云フノ趣旨デアルト考ヘテ宜イノデアリマスカ、ドチラカ判然セヌ、簡單ニ御答ヲ願ヒタイ

○政府委員(木場貞長君) 要シマスルニ斯ウ云フ趣旨デゴザリマス、東京府ノ今日ノ有様デハ補助シテ所ガ益ハナイ、然ラバ益ノナイコトナラ益ガアルモノ、論旨ガアル、併シ今御述ノ所デハ調査シテ居ルト言ハレマシタガ、サウデアリマスカ

○政府委員(木場貞長君) 調査中デアリマス

○草刈親明君(百四十四番) 私ハ先決問題トシテ委員付託ニ致シタイ、而シテ九名ノ委員ヲ議長カラ指名サレシコトヲ望ミマス

○小室重弘君(二百九十五番) 私ハ此場合木場君ノ演說ニ就イテ……

○副議長(島田三郎君) 草刈君ノ先決問題ニ就イテ決シマス、草刈君ノ議長指名ノ委員ニ付託ト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

○副議長(島田三郎君) 異議ナシト云フ聲モアリ、異議アリト云フ聲モアリマスカ、決ヲ採リマス、草刈君ノ動議ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 多數

○副議長(島田三郎君) 多數委員付託ニ決シマシタ、次ノ日程ニ移リマス、第十九醫士法案

第十九 醫士法案(中島又五郎君外三名提出) 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

第一條 醫士ヲラムト欲スル者ハ醫士試驗規則ニ依リ及第シタルコトヲ要ス

第二條 醫科大學卒業醫學士、高等學校醫學部卒業醫學士、府縣立醫學學校卒業者ハ試驗ヲ要セスシテ醫士タルコトヲ得

第三條 醫士試驗ニ關スル規則ハ內務大臣之ヲ定ム

第四條 左ニ掲グル者ハ醫士タルコトヲ得ス

第一 重罪ヲ犯シタル者但シ國事犯ニシテ復權シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二 不敬罪偽造罪偽證罪竊盜罪詐欺取財罪墮胎及猥褻ニ關スル罪ヲ犯シタル者

第五條 公權停止中ノ者ハ其ノ停止間醫士ノ業務ヲ行フコトヲ得ス

第六條 醫士ハ醫士名簿ニ登錄セラル、コトヲ要ス

第七條 各地方廳ニ醫士名簿ヲ備フ

第八條 醫士ハ其ノ氏名ヲ登錄シタル地方廳ノ所屬トス

第九條 醫士名簿ニ登錄ヲ請フ者ハ其ノ所屬地方廳ヲ經由シテ內務大臣ニ請求書ヲ差出スヘシ

第十條 登錄請求書ニハ第一條及第四條第五條ノ事項ニ關スル證明書ヲ添フヘシ

第十一條 醫士名簿ニ登錄ヲ請フ者ハ登錄手数料トシテ金二十圓ヲ納ムヘシ

第十二條 他ノ管轄内ニ登錄換ヲナストキハ手数料トシテ金五圓ヲ納ムヘシ

第十三條 登錄ニ關スル規則ハ內務大臣之ヲ定ム

第十四條 醫士ハ所屬地方廳ノ管内ニ一定ノ診療所ヲ定メ又ハ私立病院ヲ

設ケ之ヲ所屬地方廳ニ届出ツヘシ

第十二條 法律ニ定メタル傳染病患者ヲ診察シタルトキハ成規ニ從ヒ届出ヲ爲スヘシ

第十三條 精神病患者ヲ診斷シタルトキハ四十八時以内ニ所轄警察署ニ届出ヲ爲スヘシ

第十四條 自ラ診斷治療シタル患者ニ非サレハ診斷證書ヲ交付スルコトヲ得ス

第十五條 自ラ診斷治療シタル患者ニ非サレハ死亡證書ヲ交付スルコトヲ得ス

第十六條 醫士ハ其ノ所轄地方廳毎ニ醫士會ヲ設立スヘシ但シ廳府ハ各都區ニ縣ハ各都市ニ支部會ヲ設ケルコトヲ得

第十七條 醫士會ハ所轄地方長官ノ監督ヲ受ク

第十八條 醫士會ニ會長副會長及常議員ヲ置ク

第十九條 醫士會ハ毎年定期總會ヲ開ク又臨時總會ヲ開クコトヲ得但シ支部會ヲ設ケタル府縣ハ其ノ支部會ヨリ代表者ヲ選舉シ總會ニ出席セシムルコトヲ得

第二十條 醫士會ハ其ノ會則ヲ定メ地方長官ヲ經由シテ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十一條 醫士ハ醫士會ニ加入シタル後ニ非サレハ診斷治療ニ從事スルコトヲ得ス

第二十二條 醫士ハ其ノ所屬地方外ニ診斷治療所ヲ設ケ診斷治療ニ從事セムトスルトキハ其ノ所在醫士會會則ヲ遵守スヘシ

第二十三條 醫士會會則ニハ會長副會長常議員ノ選舉及其ノ職務、總會、常議員會及其ノ議事ニ關スル規程、醫士ノ風紀ヲ保持スル規程ヲ設ケヘシ

第二十四條 會長副會長及常議員選舉ノ結果總會及常議員會開會ノ日時場所及議題ハ醫士會ヨリ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十五條 醫士會ニ於テハ左ノ事項ノ外議スルコトヲ得ス

第一 法律命令又ハ醫士會會則ニ規定シタル事項

第二 內務大臣又ハ諸官衙ヨリ諮問シタル事項

第三 醫事衛生上若ハ醫士ノ利害ニ關シ建議又ハ請願スル事項

第二十六條 地方長官ハ醫士會ノ會場ニ臨席スルコトヲ得

第二十七條 醫士會ノ會議ニシテ法律命令及醫士會會則ニ違フモノアルトキハ內務大臣ハ其ノ議決ヲ無効トシ又ハ其ノ議事ヲ停止スルコトヲ得

第二十八條 醫士ニシテ此ノ法律又ハ醫士會會則ニ違背シタル行為アルトキハ會長ハ常議員會又ハ總會ノ決議ニ依リ懲戒ヲ求ムル爲メ地方長官ヲ經由シテ內務大臣ニ申告スヘシ

第二十九條 地方長官ハ會長ノ申告ニ依リ又ハ職權ヲ以テ懲戒處分ヲ內務大臣ニ請求スヘシ

內務大臣ハ醫士懲戒ニ關シ地方長官ノ具申アルトキハ中央衛生會ノ審議ヲ經テ懲戒處分ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ本人又ハ代理人ハ中央衛生會ニ出席シ法律又ハ會則違反ニ關スル事項ニ關シ辯明スルコトヲ得

第三十條 懲戒處分ハ左ノ四種トス

第一 譴責

第二 一箇年以下ノ停業

第三 退會

第四 禁止

第三十條 懲戒處分ニ關スル規則ハ內務大臣之ヲ定ム

附則  
第三十一條 現在醫士ハ本法施行ノ日ヨリ六十日以外ニ其ノ開業スル地方  
第三十二條 本法ハ明治三十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第三十三條 明治十六年第三十五號布告醫師免許規則ハ本法施行ノ日ヨリ  
廢止ス

(中島又五郎君演壇ニ登ル)

○中島又五郎君(二十四番) 醫士法案ニ就キマシテ、極ク簡單ニ提出ノ理由ヲ述ベ、或ハ諸君ノ中デ誤解サレテ居リマシテハ大キキ遺憾デゴザイマス、デ、一言述ベタイノハ、或ハ此法案ト云フモノハ、醫士ノ職業ヲ拘束スルノデハナカラウカト云フ御話モ聽イテ居リマス、或ハ漢方醫繼續論ニ關係シテ居リハシマイカ、或ハ醫藥分業ニ關係シテ居リハシマイカト云フコトヲ耳ニ聽キマシタガ、決シテ醫士ノ職業ヲ拘束致スノデモゴザイマス、醫藥分業ニモ、又漢方醫繼續ニモ關係ハ致シテ居リマス、此醫士法案ノ精神デゴザイマス、此法案ハ新ニ出マシタガ、全國醫士會ニ於テ決定シテ居ル事柄ニアルノデゴザイマス、此法案ハ格別現行法トサウヒドク變ヘタコトハゴザイマセヌ、唯何故然ラバ醫士法案ト云フモノヲ、現行法ト變ラヌナラバ、出スカト云フ御質問モゴザイマセウガ、此精神ト云フモノハ、元來各地方ニハ、醫士ノ私立衛生會ト云フヤウナモノモゴザイマスケレドモ、是ハ唯私立衛生會ニシテ、少シモ法律上ノ勳ノ出來ナイ私ノモノデゴザイマス、故ニ醫士ノ權利ヲ確メヤウトスルニハ、法律上ノ團體デ、法律上デ之ヲ極メナケレバ、到底醫士ノ權利ヲ鞏固ニスルコトハ出來マセヌ、又一ツニハ醫士ノ取締ヲスルニモ左様デゴザイマス、今日ノ如キ衛生會ノ如キモノ、各地方區々ノ醫士ノ有志家ノ集リマシタ團體デ、醫士ノ職業上ノ取締ハ甚ダ不十分デアリマス、故ニ醫士ノ取締ヲ完全ニスルコト、一方ニハ醫士ノ權利ヲ鞏固ニスルノ法案タルニ過ギナイ、醫士ノ職務ト云フモノハ、御承知ノ通實ニ人ノ生命ヲ掌ルモノデアラカラ、一本ノ診斷書デ以テ之ヲ狂人トシテ、其人ノ多クノ財產ノ監督權ヲ失ハシメ、國民ノ義務タル兵ヲ免レシムルコト云フヤウナコトモ出來ルコト云フ、實ニ貴重ノ職務アル兵ヲ免レシムルコト云フヤウナコト士ノ意向トシテ、國家ニ表明スルコトモ出來マセヌ、是等ノ醫士社會ノ所謂醫方ニ醫士會ト云フモノヲ置イテ、醫士團體ノ意向ヲ表明セシメ、及醫士各地方ニ取締ヲサセタイト云フ考デアリマス、又彼ノ傳染病ニ就イテ、取締ノ如キモ、今日ノ儘デハ逆モ出來マセヌデアリマス、故ニ傳染病ト云ヒ、其他ノ業務ニ就イテモ、過チナカラシムルヤウナ取締ヲスルニハ、之ヲ法律上ノ團體トシテ、醫士社會ノ權利ヲ強メナケレバナラヌト思フ、是ハ醫士ノ組合、辯護士會ト云フモノト同シヤウニシタノデ、辯護士ガ他人ノ生命財產ヲ預ルノ權、醫士ガ一本ノ匙ヲ以テ、或ハ人ノ生命ヲ過ツコトモアリ、或ハ大病人ヲ癒スコトモアルト同シコトデアツテ、辯護士ニハ辯護士會ガアツテ、總テノ取締ヲ爲シ、法律上ノ團體トシテ働ク有スルコト同ク、新案デアリマスカラ、直チニ可決ヲ願フコト云フ譯ニモナリマスマイカラ、何卒委員付託ニナツテ、十分御審査アラント云フ願ヒマス

○松田秀雄君(四十八番) 提出者ニ質問ヲ致シタイ、私ハ斯ノ如キコトハ一向存シマセヌガ、此法案ノ御趣意ハ、至極結構ノコト、思ヒマス、併シ此中デ伺ヒタイコトガゴザイマスノハ、第十一條ニ、醫士ハ所屬地方廳ノ管内ニ

一定ノ診療所ヲ定メ、又ハ私立病院ヲ設ケ、之ヲ所屬地方廳ニ届出デロト云フコトガゴザイマス、サウシテ又二十二條ニ「其ノ所屬地方外ニ診療治療所ヲ設ケ診療治療ニ從事セントスルトキハ其所在醫士會々則ヲ遵守スヘシ」ト斯ウゴザイマス、是デ見マスルト云フト、所在地デナケレバ診療治療ヲスルコトハ出來ナイノデゴザイマス、是マデハ凡ソ斯ウ云フコトハナクテモ、何レノ地方ニ往キマシテモ、醫士タルモノハ其診療治療ヲスルコトハ出來テ居ルヤウレドゴザイ出來ヌヤウニナルノデアリマス、最早其治療所ノナイ所デハ治療ヲスルコトハ出來ヌヤウニナルノデアリマス、是ガ出來マスルト、モウ一ツ理由ノ所見マスルト、醫士ハ公衆ノ衛生ニ關係アルモノト云フコトガアル、如何ニモ是ハサウデゴザイマスセウガ、其事柄ハ此法文中ニハ一向見エナイヤウデゴザイマスガ、公衆衛生ノ公務ト云フ方ノ部類ニ向ツテノ制裁ハ少シモ見エナイヤウデゴザイマスガ、ソレハ何レニ關係ヲ持ツテ居リマスカラ一ツ伺ヒタイ、ソレカラ十四條、十五條デゴザイマスガ、是ニ診療治療ト云フコトガ出テゴザイマスガ、是ハ健體診察ト云フ方ニハ含ミマセヌノデゴザイマス、又ハ病人ヲ診ルニ止マツテノ簡條デゴザイマスガ、ソレカラ

○中島又五郎君(二十四番) ドウカ、忘レマスカラ其邊デ... 一番最初ノ第一條ト二十二條トノ關係デアリマスガ、斯ウ云フ風ナ仕組デス、醫士ト云フモノハ、試驗ヲ經タナラバ、醫士ノ資格ハ有シマス、ソレカラ登錄ヲ經マシ、登錄シテ醫士會ト云フモノニ加入シテ、業務ヲ執ルコトニナル、ソレデ第十一條ニハ、醫士ハ其他方ノ所屬ヲ定メル、即チ醫士ハ其自分ノ所屬地ヲ定メマシテ、地方廳ニ其所屬ヲ定メタコトヲ届出デル、即チ醫士ハ一定ノ診療所ヲ定メ、又ハ私立病院ヲ設ケテ、本籍ヲ定メルノデアリマス、而シテ若シ他縣ニ出マシタ時分ニ、此處ニ病院ヲ持チ、又他縣ニ病院ヲ持ツ場合ニハ、他縣ノ方ハ敢テ構ハヌカト云ヘバ、サウハ往カナイ、若シ他縣ニ出張所ナリ病院ナリヲ設ケタルトキハ、其他縣ノ醫士會ノ會則ヲ遵守スベキ等デアラカラデアリマス、ソレカラ醫士ダカラ診療所ガナケレバ、治療ハ出來ヌカト云フニ、例ヘバ醫士ガ熱海ナラ熱海ニ出張所ヲ居ツテ、治療ハ出來ナイカト云フト、ソレハ出來ルノデ、若シ診療所ヲ極メタナラバ、其診療所ヲ届出デロト云フノデス、ソレカラ其次ノ公衆衛生ノコトハ、各地方ノ醫士會ニ委ク規則ヲ設ケサセル譯ダカラ、法律ヲ細カク其處マデ極メナクテ宜カラウ、ソレカラ十四條ト十五條ノ關係ハドウカト云フコトデアリマスガ、是ハ委員會デハ健康體ノ診察ノ積リ、一ツハ病人ノ診察ノ積リデス

○草刈親明君(百四十四番) 質問致シタイ、此第二條ヲ見マスルニ「醫科大學卒業醫學士高等學校醫學部卒業業得業士府縣立醫學學校卒業業」ト云フコトシテ醫士タルコトヲ得「トゴザイマス、然ルニ今日此文學社會ノ問題トデモ申シマセウカ、彼ノ大學校ノ文官試驗... 辯護士試驗、裁判官試驗ハ、裁判所構成法ニ於テ、大學ニ於テ法律部ヲ卒業シタモノハ試驗ヲ要シナクテ、判事ナリ、或ハ辯護士ナリニナルコトガアルト云フコトガゴザイマス、ソレテ宜シクナイモノデアリマス、進歩シテ來タ場合ニ、此醫士ニ就イテハ、大學校ヲ卒業シ、高等學校ヲ卒業シ、試驗ヲ要セズシテ醫士ニナルコトガ出來テ、其他ノモノデゴザイマスレバ、全部試驗ヲ要サヌケレバナラヌト云フ法律ヲ拵ヘルニ、果シテ時勢ニ適シテ居ルモノナルヤ否ヤト云フコトハ、御提出者ハ如何ナル御考デアアルカ、隨分攻究シ置クベキ問題デアラウト思ヒマス、大體本案ニハ贊成デゴザイマスガ、今日非大學派ノ運動ノ有様ト云ヒ、

世ノ中ノ騒ト云ヒ、隨分此法律ヲ拵ヘル上ニハ、注意スベキモノト思ヒマ  
ス、提出者ノ御意見ハ如何デス

○中島又五郎君(二十四番) 成ルベク此案ニ變動ヲ與ヘルコトヲ嫌ヒマシ  
テ、ドウカ據リ得ラル、ダケハ、現行法ニ據ッテ作リマシタ、即チ現行法ニ  
於テ此通ニナリテ居リマス、現行法ノ醫士免許規則ノ第三條ガ、少シ文句ガ  
違ッテ居リマスガ、斯ウ云フ精神アリマス、併シ其理論上カラ醫士ハ試験  
ヲ經ベキモノデアラフ、非大學派ガ騒イデ居ル如ク、大學校ヲ卒業シタカラ  
云ッテ學者デアイト云フ如ク、醫士モ同様デ、府縣立ノ學校ヲ卒業シタカラ  
ト云ッテ、學者デアイト極ツタコトハナイガ、現行法ガ斯ウナッテ居ルカラ、  
醫士ハ試験ヲ經ナケレバナラヌト云フコトニナルト、變更ヲ致スカラ、斯ウ  
シタノデス

○草刈親明君(百四十四番) 分リマシタガ、併シ何モ既得ノ權利ヲ害スルト  
言フジヤナイ、今後採用スルモノダケノコトヲ云フコトニナル、是マデノ卒業者ニ  
ハ變更ハナイ、矢張代理人ガ直チニ辯護士ニナルト云フコトニナル、併シ是  
ハ議論ニナリマスカラヨシマス、二十八條ニ就イテ御問申シマスガ、二十八  
條ノ中央衛生會ハ、ドウ云フモノデアアルカト云フコトヲ問ヒマス

○中島又五郎君(二十四番) 一ノ組織ガアルカト云フコトヲ問ヒマス  
組織シテアリマス、學者連中ガヤッテ居ル、其人々ハ精シク知リマセヌガ、醫  
學博士ト云フヤウナデアリマス、中央衛生會ハ政府ノ組織サレタノデアリ  
マス

○草刈親明君(百四十四番) 中央衛生會ハ、法律上組織ニナッテ居リマス  
カ

○中島又五郎君(二十四番) 政府ノ勅令デ、組織ニナッテ居リマス  
○草刈親明君(百四十四番) 然ラバ此モノハ判決ヲ以テ、内務大臣ガ人權  
停業、退會、禁止ト云フヤウナモノハ判決スルト云フコトニナルト見ユマス、辯  
護士ナラバ、懲戒訴追ヲ控訴院ガ致シマス、ソレニ不服ナレバ大審院ニ上告  
ガ出來ル、然ルニ醫士法案ニ依リマスレバ、懲戒訴追ハ醫士ノ其組合ガナシ  
テ、サウシテ其爲ス場合ハ内務大臣デアアル、内務大臣ハ訴追ヲ受ケテ、中央衛  
生會ト云フモノ、審議ヲ經テ、サウシテ其訴追ニ對シテ、相當ノ處分ヲ爲ス  
ト云フコトニナッテ居ル、而シテ其處分ニ對シテ、不服ノ時ハドウスル、不  
服ノ時ハ行ク所ノ門戸ガナイ、官吏モ、辯護士モ大審院ニ持ッテ行クト云フ  
ノニ、獨リ醫士ニ限ッテ、不完全ナル醫者社會ガ、勅令デ組織サレテ居ル所ノ  
中央衛生會ノ判決ニ服從センケレバナラヌ、不服デモ、冤罪デモ、服從シナ  
ケレバナラヌト云フ、行キ途ノナイト云フ法律ヲ御拵ヘニナッテ御考ハ、ド  
ウ云フノデス

○中島又五郎君(二十四番) 御答ヘ致シマス、是モ稍、現行法ニアリマシ  
テ、現行法ニハモットヒドイ、本人ガ出テ辯明モナサナイコトニナッテ居ル  
「醫師其業ニ關シ犯罪若クハ不正ノ行爲アルトキハ中央衛生會ノ審議ヲ經  
テ、現行法ニ於テ其業ヲ停止若クハ禁止スルコトアルヘシ但其事開業免狀ヲ得ル  
ノ前ニアリト雖モ本條ニ準シ處分スルコトアルヘシ」斯ウナッテ居ル、ソレ  
故ニ是ハ本人ノ説明モ聽カズ、直チニ中央衛生會ノ判決デ、或ハ醫士ヲ誤リ  
テ、地方廳ノ上申ガ誤ッタヤウナコトガアッテハナラヌト、其考ハマシタカ  
ラ、本人ガ出テ説明シ、若クハ代理人ヲ出シテ説明シ、其以上衛生會ノ  
意見ニ於テ行政處分ニ付スベキモノトナリマセヌト、懲戒處分ヲ受ケルコト、  
ニナル、ソコデア本人ノ説明ニ於テ可ナリト見レバ、理アリト見レバ斥ケル、  
餘程手續ヲ鄭重ニシタ積デアリマス、是ハ或ハ大審院——行政裁判所ニ

持ッテ行クガ宜シイト云フ御意見ガアレバ、私モ亦熟考致シマスガ、今日マ  
デハ先例ニ依ッテ居リマス

○草刈親明君(百四十四番) 然ラバ……  
○副議長(島田三郎君) 草刈君ニ御注意致シマスガ、議論ニ涉ラヌヤウ、要  
點ダケヲ願ヒマス

○草刈親明君(百四十四番) 第二十九條ノ三項、四項、是ニ就イテチヨット伺  
ヒマス、退會ト云フコトヲ伺ヒタイ、申シテ見レバ、東京ノ組合ノ者ガ東京  
デ罪ヲ犯シテ、醫士組合ガ懲戒訴追ヲシタ所ガ、醫師ガ内務大臣ノタメニ退會ヲ命ゼ  
ラレタ、其退會ヲ命ゼラレタ者ガ、京都ニ行ッテ、京都ノ組合ニ這入ッタト  
キハ、ドウスル

○中島又五郎君(二十四番) 一向構ハヌ、地方ノ極ク輕イノデスカラ、會則  
ニ背イテ、其地方デ取締ガ出來ヌカラ斷ルノデ、ソレハドコヘ行ッテモ構ハ  
ヌ

○草刈親明君(百四十四番) サウハイカヌ、停業ト云フコトハ先ツ……  
○副議長(島田三郎君) ドウモ議論ニ涉リマス、成ルダケ質問ノ要點ダケヲ  
……

○草刈親明君(百四十四番) 第二項ニ一箇年以下ノ停業トゴザイマス、停業  
ト云フコトハ、ソレナラバ東京ニ於テモ  
○中島又五郎君(二十四番) 是ハサウデアナイ、東京ニ於テスル、退會ト云フ  
御尋デアツタカラ……

○草刈親明君(百四十四番) ソコデ、直グニ退會ヘ往タ、退會ハ何ノ效モナ  
カラツト思フ

○中島又五郎君(二十四番) ソレハ議論ニナル  
○脇坂行三君(二十六番) 私ハ質問ヲ致シタイガ、イッヅレ是ハ委員ニ付託ニ  
ナルコト、思ヒマスカラ、質問ハ致シマセヌ、併ナガラ茲ニ希望ヲ述ベテ置  
キマス

○副議長(島田三郎君) ソレハイヅレ一讀會ノ續キガアリマスカラ、其時  
……

○脇坂行三君(二十六番) 委員付託ニナルカラ、ソレニ就イテ……  
○副議長(島田三郎君) 唯今醫士法案ガ中島又五郎君外三名ノ御提出ニナ  
リマシタ案ハ、委員付託ト云フ場合ニナリマシタカラ、  
(政府委員(後藤新平君) 唯今醫士法案ガ中島又五郎君外三名ノ御提出ニナ  
リマシタ案ハ、委員付託ト云フ場合ニナリマシタカラ、  
意見ヲ申述ベマス、此法案ハ、現行醫士免許規則ニ比較シテ見マシムル、増減  
スル所ハアリマス、其中、最モ著明ナルモノハ、外國醫科大學ノ卒業  
生、又ハ外國ノ醫術開業免狀ヲ持ッタモノ、是ニ對シテ一ノ變動ヲ與ヘテ居  
リマス、ソレニ變動ヲ與ヘテ居リマス、假免狀ヲ與フルノ制ガ現行法ニアリマ  
スノデ、ソレニ變動ヲ與ヘテ居リマス、ソレカラ醫士ニナリマス所ノ資格ニ  
就イテ、犯罪者ニ對シテ制限ヲ置イテアリマス變動ハ、最モ重モナルモノデ  
アリマス、此三ツニ就イテ、極ク要領ヲ申述ベマス、第一外國ノ醫科大學卒  
業生、又ハ外國政府ノ開業免狀ヲ持ッタモノ、之ニ對シテ資格ヲ與フルヤ否  
ヤト云フニ就キマシテハ、現行法ヲ改正スルニ當ッテ、大イニ其條約改正ノ  
實施準備ノ一トシテ考察ヲ加フベキコト、信ジマス、而シテ此事ニ就キマシ  
テハ、餘程考察ヲ加フルコトノ必要ナルノミナラズ、今俄ニ此事ニ就イテ變  
動ヲスルコトハ、政府ハ同意スルコトガ出來ヌコトデアリマス、又第二ノ假

開業免狀ノコトニ就キマシテハ、已ムヲ得ザルニ出ヅルモノデアリマシテ、是ハ全ク許サヌ積デアルカ否ヤハ分リマセヌガ、之ヲ削除スルニ至ッテハ、俄ニ同意ヲ表スルコトハ出来マセヌ、ソレカラ又犯罪者ニ對シテ制限ヲ置クコトモ同様デアリマス、第四ニ醫會ノ設置ニ就キマシテハ、敢テ不同意ヲ表シマセヌ、要スルニ本案ニ對シテ、絶對的ノ不同意デアリマセヌケレドモ、各條ニ就イテハ又述ブル所モアラウト思ヒマス、聊此事ヲ……

○委員付託ト呼フ者アリ  
○山田泰造君(四十四番) 今御言葉ノ中ニ、醫士ノ試験ノ上ニ於テ、條約修正ニ關係アルガ如ク御述ニナリマシタガ、其餘約修正ニ關係ヲ及スノハ、ドウ云フ譯デアリマス

○政府委員(後藤新平君) 條約改正ニ關係ヲ及スコトハ申シマセヌ、外國醫士ノ免許ノコトヲ制定スルニハ、改正條約實施ノ準備ノ一トシテ、政府ハ深く攻究ヲ要スベキコト、考ヘテ、準備中デアアル、斯ウ云フノデゴザイマス

○山田泰造君(四十四番) 私ハ條約改正……  
○政府委員(後藤新平君) 條約改正實施ノ準備ノ一トシテ、深く考察ヲ要スベキ條件トシテ、取調中デアルカラ、俄ニ之ヲ廢スルト云フコトニハ、同意ヲシナイト云フノデゴザイマス

○山田泰造君(四十四番) サウスルト、今マデ外國ノ免狀ヲ得タモノハ無試験ヲ採ラセル、ソレヲ廢スルノハ今詮議中デアアル、斯ウ云フ譯デスカ  
○政府委員(後藤新平君) 先ツサウデス、要スルニ俄ニ同意スルコトハ出来ヌト云フ……

○山田泰造君(四十四番) 諸リ外國トノ關係ガアルカラ、機嫌ニ障ラヌヤウニト云フ意味ニナリマスナ  
○政府委員(後藤新平君) サウ云フ意味デアリマセヌ

○脇坂行三君(二十六番) 限地開業ハ許サヌト云フ法案ニナッテ居ルヤウデスガ、是ハ政府ニ於テハ、同意ハ出来ナイト云フ御説ノヤウデスガ……  
○政府委員(後藤新平君) サウデス、其方法ヲ如何ヤウニ定メルカ知リマセヌガ……

○脇坂行三君(二十六番) 限地開業ハ、元來醫士ノ成立ヲシタ所ノモノデアナイ人間デアアル、之ニ開業ヲ許スト云フコトニ致シマシタナラバ、將來ニ於テ、甚ダ醫士ノ進歩ヲ圖ルニ於テ不都合デアラウト私ハ信ズル、デアリマスガ、政府ニ於テハ、目下ノ所追々醫士ノ利益モ高メテ行ッテ、學術研究ナドモ進ンデ居ル今日ニ、矢張開業醫士タル資格ノナイモノヲ、醫士ト看做スヤウナコトニセネバナラヌト云フノハ、如何ナル譯デアリマスカ、承リタイ

○政府委員(後藤新平君) 蓋シソレハ醫士ガ足りマセヌ故ニ、已ムヲ得ザルニ出ル補充ノ策デアリマス  
○採決ト呼フ者アリ

○副議長(島田三郎君) 委員付託ノ説ガ出テ居リマス、是ニ贊成ガゴザイマスカ  
○異議ナシト呼フ者アリ

○副議長(島田三郎君) ソレデアハ、議長指名ノ九名ト云フ意味ニ取ッテ居リマスガ、ソレデア宜ウゴザイマスカ  
○異議ナシト呼フ者アリ  
○副議長(島田三郎君) ソレデアハ左様ニ決シマス、元田君ニ御打合せ致シマ

スガ、唯今ノ議案ハ、是デ委員付託ニ決シマシタ  
○元田肇君(百十二番) 豫算ノ結果ヲ……チヨット上リマセウ  
○元田肇君(百十二番) 豫算ノ結果ヲ……チヨット上リマセウ  
○元田肇君(百十二番) 大分澤山デゴザイマスカラ、簡單ニ述ベテ、詳シイコトハ修正ノ印刷ガ御手許ニ參ル積デアリマスカラ、ソレデア御了解ヲ願ヒマス、特追第二號明治三十年度各特別會計歳入歳出豫算追加、特追第二號豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲナスヲ要スルモノ、是ハ此中デ特追第二號ハ臺灣ニ關係致シマシタ豫算デゴザイマスガ、是ニハ大分修正ガゴザイマス、其修正ハ細カニ申上ゲルト大變混雜致シマスカラ、修正ノアリマス處ハ、印刷ヲ以テ御覽下サイマシテ、御分リニナラヌトキハ、尙ホ委シイ御報告ヲ致シマス、ソレカラ此豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲナスヲ要スルモノ、是ハ別段修正デアリマセヌ、原案ノ通可決スベキモノト委員會ハ認メマシタ、ソレカラ總追第二號、是モ大分修正ガゴザイマス、修正ハゴザイマスガ、數ニ涉リマスルトデゴザイマスカラ、印刷ガ出来マシテ御覽下サツタ上御質問ガゴザイマスレバ辯明致シマス、ソレカラ總追第三號、是ハ總テ原案ノ通り可決スベキモノト、委員會ニ於テ決定致シマシタ、特追第三號モ同様、原案ノ通可決スベキモノト、委員會ニ於テ決議致シマシタ、ソレカラ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲナスヲ要スルモノト云フ案ニ於キマシテハ、日本鐵道株式會社ニ對シマスル從來ノ補助法ヲ廢シ、更ニ補助金ヲ確定シテヤラウト云フ案ニ就キマシテハ、大分修正ガゴザイマス、此修正ハ餘程減額シタ譯ニナッテ居リマスルガ、イッレ議題ニナッテ、日程ニ現レタ時分ニ、本員若クハ主査ノ御方カラ、詳シク斯ウナリマシタト云フコトノ理由ハ申上ゲマス、畢竟スルニ是マデ補助ノ仕方ト云フモノハ、國庫デ以テカラニ、日本鐵道會社ニ過分ノ補助ヲシテアツタト云フコトヲ、今度ハ大イニ削減シテ相當ノ範圍ニスルト云フダケニ修正シタ譯デアリマス、斯ク修正シタ上デ、本院ニ於テ可決スベキモノト委員會ハ決議致シマシタ、其他ハ原案ノ通可決スベキモノナリト決議致シマシタ、ソレカラ今一ツゴザイマスノガ、大阪築港ノ即チ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲナスヲ要スルモノデゴザイマス、是モ數日間主査會ニ於テ取調ヲ致シマシテ、其末豫算總會ニ附シマシタ所ガ、原案ノ通可決スベキモノナリト云フノ決議ニナリマシタ、是ダケ御報道致シマス

○副議長(島田三郎君) 次ノ日程ニ移リマス、第二十商事會社合併並組織變更法案(前川楨造君 第一讀會)

第二十 商事會社合併並組織變更法案(前川楨造君 第一讀會)  
外二名提出  
(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

第一章 總則  
第一條 商事會社ハ此ノ法律ニ依リ合併シ又ハ其ノ組織ヲ變更スルコトヲ得

第二條 商法第六十八條ニ依リ官廳ノ許可ヲ受クヘキ事業ヲ營ム會社ニ在テハ當該官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ合併シ又ハ其ノ組織ヲ變更スルコトヲ得ス

商事會社合併並組織變更法案 第一讀會

商事會社合併並組織變更法案 第一讀會

商事會社合併並組織變更法案 第一讀會

商事會社合併並組織變更法案 第一讀會

商事會社合併並組織變更法案 第一讀會

商事會社合併並組織變更法案 第一讀會

第二章 合併

第三條 會社ノ合併ハ左ノ方法ノ一ヲ擇フコトヲ要ス

第一 一ノ會社ヲ消滅セシメテ他ノ會社ニ合併スルコト

第二 二箇以上ノ會社合併シテ更ニ一ノ會社ヲ設立スルコト

第四條 合併セムトスル會社ハ同種ノモノタルコトヲ要ス

第五條 合併セムトスル各會社ハ各其ノ總社員ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第六條 合併セムトスル各會社ハ商法第五百一十一條第二項及第五百二十二條ニ依リ各其ノ社員總會ニ於テ合併ニ關スル事項ノ決議ヲ爲スヘシ

第七條 合併セムトスル株式會社ハ商法第二百三條ニ依リ各其ノ株主總會ニ於テ合併ニ關スル事項ノ決議ヲ爲シ各會社ノ取締役連署ヲ以テ地方長官ヲ經由シテ主務省ニ其ノ認可ヲ請フヘシ

第八條 前條ノ株主總會ハ少クモ其ノ會日ヨリ十四日以前ニ議案ヲ配布シテ之ヲ招集スヘシ

第九條 合併セムトスル各株式會社ハ公告シテ第七條ノ株主總會前一箇月ヲ豫メナル期間株式ノ讓渡ヲ停止スルコトヲ得

第十條 株式會社カ第三條第二號ノ方法ニ依リテ合併ヲ爲シタル場合ニ於テ主務省ノ認可ヲ受ケタルトキハ合併シタル各會社ノ取締役ハ遲滞ナク連署ヲ以テ新會社ノ株主總會ヲ招集シ取締役及監査役ノ選任ヲ爲サシムヘシ

第十一條 會社カ合併シタルトキハ遲滞ナク其ノ合併ノ當時ニ於ケル各會社ノ財産目錄及貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

第十二條 會社カ合併シタルトキハ其ノ翌日ヨリ七日以内ニ合併ノ旨ヲ公告シ且總テノ債權者ニ通知シテ合併ニ對シ異議アル者ハ一定ノ期間ニ之ヲ會社ニ申出ツヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス此ノ期間ハ三十日ヲ下ルコトヲ得ス

第十三條 前條ノ期間ニ異議ノ申出アラサルトキハ異議ナキモノト看做ス

第十四條 異議ヲ申出タル債權者アリタルトキハ會社ハ直ニ其ノ債務ヲ辨濟シ若ハ相當ナル擔保ヲ供シテ其ノ異議ヲ除去スルコトヲ要ス

第十五條 第十二條ノ期間ヲ經過シタルトキハ其ノ滿期日ヨリ十四日以内ニ債權者ノ異議ヲ除去シ又爭アルモノハ其ノ債務額ニ相當スル金額ヲ供託シ又ハ擔保ヲ供シテ合併ノ登記ヲ受クヘシ

第十六條 合併後存留スル會社ニ在テハ

第一 合併ノ年月日

第二 既ニ登記ヲ受ケタル事項ニ變更ヲ生シタル事項

第三 合併ニ因リ消滅シタル會社ノ社名

第四 合併ニ因リ更ニ設立セル會社ニ在テハ商法第七十九條第五號ヲ

除ク第三百二十八條第七十九條第五號ヲ除ク又ハ第六百六十八條第二項(第八號第九號ヲ除ク)ニ掲ケタル事項ノ外

一 合併ノ年月日

二 合併ニ因リ消滅シタル會社ノ社名

第三 合併ニ因リ消滅シタル會社ニ在テハ

一 合併後存留スル會社又ハ合併ニ因リ更ニ設立セル會社ノ社名

二 株式會社ニ在テハ合併登記後直ニ地方長官ヲ經由シテ主務省ニ届出ツヘシ

第十五條 合併シタル各會社ノ支店アルトキハ其ノ支店所在地ニ於テモ亦前條ノ登記ヲ受クヘシ

第十六條 會社カ第十二條ノ公告ヲ爲サシテ合併ノ登記ヲ受ケタルトキハ其ノ合併ヲ以テ會社ノ債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第十七條 會社カ知レタル債權者ニ第十二條ノ公告ヲ爲サシテ合併ノ登記ヲ受ケタルトキハ其ノ合併ヲ以テ催告ヲ受ケサリシ債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第十八條 會社カ第十三條第二項ノ規定ニ違反シテ合併ノ登記ヲ受ケタルトキハ其ノ合併ヲ以テ異議ヲ述ヘタル債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第十九條 第十二條乃至第十五條ノ規定ニ違反シタル各會社ノ業務擔當社員又ハ取締役ハ之カ爲ニ生シタル會社又ハ第三者ノ損害ニ付各連帶シテ其ノ責ニ任ス

第二十條 合併ニ因リ消滅シタル會社ノ總テノ權利義務ハ合併後存留シ若ハ合併ニ因リ更ニ設立セル會社ニ移轉ス

第二十一條 組織變更

第十九條 合名會社ハ合資會社ニ又合資會社ハ合名會社ニ各其ノ組織ヲ變更スルコトヲ得

第二十條 合名會社又ハ合資會社ヲ株式會社ニ變更セムトスルトキハ新會社ノ定款ヲ制定シ地方長官ヲ經由シテ主務省ニ其ノ認可ヲ請フヘシ

第二十一條 第五條及第六條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 株式會社ヲ合資會社ニ變更セムトスルトキハ總株主四分ノ三以上ノ多數決ニ依ル但シ少數者ハ直ニ退社ヲ爲スコトヲ得

以上ノ多數決ニ依ル但シ少數者ハ直ニ退社ヲ爲スコトヲ得

株式會社ヲ合名會社ニ變更セムトスルトキハ總株主ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

商法第二百三十條第三號ノ場合ニ於テモ亦前二項ニ依リ其ノ組織ヲ變更シテ事業ヲ繼續スルコトヲ得

第二十三條 登記及公告スヘキ事項ハ左ノ如シ

第一 變更ニ因リ成立シタル新會社ニ在テハ商法第七十九條第五號ヲ除ク(第八號第九號ヲ除ク)ニ掲ケタル事項ノ外

(第八號第九號ヲ除ク)ニ掲ケタル事項ノ外

一 變更ノ年月日

二 變更ニ因リ消滅シタル舊會社ノ社名

第三 變更ニ因リ更ニ設立セル會社ニ在テハ

一 變更ニ因リ消滅シタル會社ノ社名

二 變更ニ因リ更ニ設立セル會社ニ在テハ商法第七十九條第五號ヲ

除ク(第八號第九號ヲ除ク)ニ掲ケタル事項ノ外

一 變更ノ年月日

二 既ニ登記ヲ受ケタル事項ニ變更ヲ生シタル事項

第三 合併ニ因リ消滅シタル會社ノ社名

第四 合併ニ因リ更ニ設立セル會社ニ在テハ商法第七十九條第五號ヲ

除ク(第八號第九號ヲ除ク)ニ掲ケタル事項ノ外

一 變更ノ年月日

二 既ニ登記ヲ受ケタル事項ニ變更ヲ生シタル事項

第三 合併ニ因リ消滅シタル會社ノ社名

第四 合併ニ因リ更ニ設立セル會社ニ在テハ商法第七十九條第五號ヲ

除ク(第八號第九號ヲ除ク)ニ掲ケタル事項ノ外

一 變更ノ年月日

二 既ニ登記ヲ受ケタル事項ニ變更ヲ生シタル事項

第三 合併ニ因リ消滅シタル會社ノ社名

第四 合併ニ因リ更ニ設立セル會社ニ在テハ商法第七十九條第五號ヲ

二 變更ニ因リ成立シタル新會社ノ社名  
第二十四條 第八條乃至第十三條第十四條第一項第三項及第十五條乃至第十八條ノ規定ハ會社ノ組織變更ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四章 罰則

第二十五條 業務擔當社員又ハ取締役カ本法ニ定メタル登記ヲ怠リタルトキハ商法第二百五十六條ノ例ニ依リ又第十六條及第二十四條第十六條ノ準用ノ場合ニ於テハ商法第二百五十八條ノ例ニ依リテ處分ス

附則

第二十六條 合併及組織變更ノ登記ニ付テハ登録稅法第六條第七號ノ登録料ヲ徵收ス  
第二十七條 此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス  
第二十八條 明治二十九年法律第八十五號銀行合併法ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

○前川慎造君(二百二十四番) 單簡デゴザイマスカラ席ヨリ述ベマス(「壇一ト呼フ者アリ」) 本案ヲ提出致シマシタルハ既ニ御承知ノ如ク、近來會社ガ非常ニ澤山起リマシテ、其中ニ同種類ノ會社、若クハ同性質ノ會社ガ澤山ゴザイマスガ、ソレヲ合併シテ整理ヲスルコト云フコトハ、非常ニ必要ヲ感シテ居ルノデアル、然ルニ合併ヲスルコト云フ法案ノナイタメニ、已ムヲ得ズ一方ハ解散ノ手續ヲ執ラナシテ、サウシテ新ニ又其方ニ這入ルト云フヤウナ、非常ナル煩雜ナル手續ヲ執ラナシテ、其目的ヲ達スルコトガ出來ヌト云フヤウナ有様デアル、ソレデ若シ此合併ヲスルコト云フ法案ヲ備ヘ、其法律ニ依リテ合併ヲスルト云フ時分ニシテ、續々此會社ト合併ト云フコトガ行レマシテ、資本モ大キクナリ、組織モ鞏固ニナルト云フ有様ヲ見ルコトガ出來ヤウト考ヘマス、又獨リ此合併ノミナラズ、會社ノ組織ト云フモノニ於キマシテモ、或ハ合資會社ヲ株式會社ニ直ス、或ハ合名會社ヲ合資會社ニ直スト云フ法律ノナイタメニ、實際合資會社ヲ解散シテ、サウシテ新ニ株式會社ニスト云フヤウナ手續ヲ爲サナケレバナラヌ、所ガ此合資會社ヲ解散シテ株式會社ニ引直スト云フコトニ就キマシテハ、其間ニ其引直リノ際ニ於テ權利ト義務トガ果シテ何レニ屬スルカ、疑義ヲ生ズル場合ガ澤山ニアル、ソレ故ニ法律デ以テ直チニ引直リノ出來ルト云フコトノ規定ヲスレバ、非常ニ其間ニ於テ便利ヲ感ズルノデアル、殊ニ此事業ノ性質カラ論ジマシテモ、先ヅ豫メ基礎ノ鞏固ニナルマデハ、合資若クハ合名ヲ以テ事ヲ始テ見テ、愈々其事業ノ目的ガ立チ、之ヲ大イナル資本ヲ投シテヤリ得ルト云フ所ノ見込ノ立ツタ時分ニハ、ソレヲ株式會社トナシテ資本ヲ増シテ爲スト云フ必要ガアルノデゴザイマス、所ガ其規定ノナイタメニ、常ニソレ等ノ手續ヲ執ルコトガ出來ズ、非常ナル不便ヲ感シテ居ルト云フコトハ、現今ノ有様デゴザイマス、ソレ故ニ本案ヲ提出致シマシテ、ソレ等ノ際ニ起ル所ノ不便ヲ救フト云フコトハ、今日此經濟社會ニ於テ非常ニ必要ナルコトデアラウト信ジテ本案ヲ提出シタ譯デアリマス、殊ニ此商會社ト合併並ニ組織變更ト云フコトニ於テハ、既ニ請願委員會ニ於テ可決シテ、本院ノ院議ニ付シ、院議モ可決シタ譯デアリマスカラ、本院ノ意思ハ商會社合併若クハ組織變更ト云フコトハ可トセラレテ居ルト云フコトハ明デアルト考ヘマス、併ナガラ條モ澤山ゴザイ

マスカラ、委員會ヘ付シマシテ審判シテ貫フコトハ、提出者ニ於テモ少シモ異議ノナイコトデアリマスガ、免ニ角今日ノ必要ニ應ジテ本案ヲ提出致シマシタルト云フダケヲ一應辯明致シマス

(「委員付託」ト呼フ者アリ)

○河野岩吉君(二百六十四番) 提出者ニ御尋致シマスガ、此條項ノ中ニ組織變更ノコト、合名會社ナリ合資會社ナリカラ、株式會社ニ變更スルコトガ出來ルト云フコトガアル、サウスト茲ニ巧ニ株式會社ノ發起ヲバシタイト云フ者ガ出來タ時分ニハ、先キニ合名會社ヲ創立ヲ致シテ置イテ、直チニ此株式會社ニ變更スルト云フコトノ手續ニスルト、先ヅ以テ發起認可ヲ受ケル手續ヲ濟マサズニ、唯定款ノ認可ヲ受ケレバ、濟ムト云フヤウナコトニ運ビ、結局ソレガタメニ農商務大臣ノ發起認可ヲ與ヘルノ權利ト云フモノヲ痲痺サセルヤウナ譯ニナルト云フ嫌ガゴザイマスガ、提出者ハ其邊ニ就イテハ如何ナル御考デアリマスカ

○前川慎造君(二百二十四番) 矢張組織ヲ變更スルト云フ時分ニハ、其定款ヲ制定シマシテ主務省ノ認可ヲ請ハナケレバナラヌノデアリマスカラ、若モ事業ガ果シテ百六十四番ノ憂ヘラル、如キ會社デアルモノハ、主務省ハ之ヲ認可ヲ致シマスマイ、免ニ角此合名會社若クハ合資會社ヲ株式ニ直スト云フコトハ、事業ノ順序ノ上ニ於テ甚ダ必要ナ事デアル

○河野岩吉君(二百六十四番) 尙水御尋ヲ致シマスガ、此定款ノ認可ヲ受ケルト云フモノト、發起認可ヲ受ケルト云フモノトハ、性質ガ違ッテ居ル、定款ノ認可ト云フモノハ、其定款中ニ不適合ノ事ハナイカ、不都合ナ事ハナイカ、是ハ其事業ニ就イテ如何ナモノデアルカト云フコトヲ調査スルモノデアナイ、發起認可ト云フモノハ則チ其事業ノ可否ヲ爲スモノデアアル、今前川君ノ御答ノ如キデアレバ、此多數ノ株式會社ト云フモノニ就イテ、先ヅ以テ發起認可ヲ受ケル必要ハナイ、發起認可ヲ受ケテ然ル後ニ設立免許等ノ手續ニ及ブ、其際定款ノ認可等ヲ受ケルノデス、ソレデ今茲デ此儘ニ通過スル時分ニハ、譯モナク株式會社ノ創立ガ出來ルト云フコトニナッテ居ル(ソレハ議論ダ)ト呼フ者アリ) 質問デス、サウナリマス、遂ニハ農商務大臣ノ發起認可權ヲ痲痺サセルヤウナ譯ニナルト云フコトガ、一向其邊ニハ御懸念ハアリマセヌカ

○前川慎造君(二百二十四番) ソレハナイノデス

○恆松隆慶君(二百七十二番) 是ハ委員ニ速ニ付サレンコトヲ……

○副議長(島田三郎君) 其委員ノ方法ハ如何デス

○恆松隆慶君(二百七十二番) 御定リ通テ宜ウゴザイマス

○副議長(島田三郎君) ソレデハ恆松君ノ發議通テ異議ナケレバサウ致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○綾井武夫君(二十番) 此次ノ案ハ私モ十分ニ質問シタシ、又修正案モ出シタイ、速モ私ガ質問ダケシテモ時間ハ來ルト思フ、シテ見レハ數モドウカト思ヒマスカラ、明日ニ御延バシテ願ヒタイ

○贊成ト呼フ者アリ  
○副議長(島田三郎君) モウ會期モ迫ッテ居ルカラヤリマス、第二十一

第二十一 鐵道敷設法中改正法律案(望月 第一讀會ノ續(委員長)  
右内君外四十五名提出)

○望月右内君(二百八十七番) 本案ニ就キマシテ委員會ノ經過ト結果ヲ御報  
道致シマス、是ニ就キマシテハ、數回委員會ヲ開キマシタ、最モ大案デアリマス

カラシテ、慎重ト寧ニ審議モ致シマシタ、是ハ昨年本院ノ決議ヲ以テ貴族院  
ヘ送付シマシタモノト變リガナイノデアリマス、其中私設ニ許可スル法律案  
ニ協贊ヲ與ヘマシタニ箇線ダケ取除イタ外、昨年ト變リハナイノデゴザイマ  
ス、此法案ハ昨年は本會モ認メマシタ案デアリマス、又委員會ニ於テ審査  
ヲ丁寧ニシマシタガ、矢張是ハ提出案ノ通デ宜シイト云フコト、委員會ハ  
決定致シマシタ、ソレニ加フルニ之ヲ線上ゲマス結果トシテ、第八條中ニ十  
二箇年トアリマスモノヲ、二十箇年ト改メタ、即チ十二箇年ノ尻ヘ附イテ年  
限ヲ追フコトニ致シマスルノデアリマス、ソレカラ此六千万圓トアリマスモ  
ノヲ七千万圓ト致シマシタモノハ、先キニ山陰、山陽聯絡線ニ向ッテ私設ヲ  
許可セヨト云フ政府案ヲ否決シマシタ當時、委員會ノ意見ヲ申シマシタ通、  
アレヲ否決シマシタ結果トシテ、茲ニ一千万圓ヲ増置シテ置カナケレバナラ  
ヌ必要ガ生ジタノデアリマス、是ハ先キニ決定致シマシタ所ノ興羽線、北陸  
線、ソレカラ鹿兒島線ト云フヤウナ如ク、以前ニ決定シマシタ線路ガ、工費ノ  
總體デ一割減若クハ二割減ヲ以テ決定シテアリマシタ上、物價ノ騰貴デ已ム  
ヲ得ズ豫算ニ缺乏ガ生ジテ、ソレガタメニ山陰、山陽聯絡線ノ豫算ヲ削除セ  
ンナラヌ必要ニ迫ッタト云フコトヲ政府ガ申サレマシタ、ソレデアレヲ否決  
シマシタ結果トシテ、茲ニ一千万圓ヲ増加シタノデアリマス……

(望月右内君) 數ガ足リマセヌ、ドウデゴザイマス、本員ノ算ヘタ所デ  
ハ足リマセヌト呼フ)

○副議長(島田三郎君) 調ベマス  
○望月右内君(二百八十七番) ソレカラ此七千万圓ノ外ニ、唯今線上ゲニ掛  
リマスモノヲ五千六百万圓ト見積リマシテ、是モ矢張十二箇年ノ尻ニ附イテ

漸次公債ヲ募集スルト云フコトニ改正シマシタノデアリマス、此大略ダケ御  
報道致シ置キマスデアリマス

○副議長(島田三郎君) 唯今調ベタラ、果シテ定足數ニ足リマセヌノデアリ  
マスカラ、延會致シマス、イツレ明日ノ日程ハ更ニ御通知ヲ致シマス――

散會  
午後五時二十四分散會

(參照)  
午後一時開議

第一 明治三十年度歲入歲出總豫算案(貴族院回付)  
第二 (總追第三號)明治三十年度歲入歲出總豫算追加案

第三 (特追第三號)明治三十年度特別會計歲入歲出豫算追  
加案

第四 (大藏省拓殖務省文部省所管)豫算外國庫ノ  
負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件

第五 (内務省所管)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ  
契約ヲナスヲ要スル件

第六 明治二十九年海軍省所管歲出臨時部臨  
時軍事費中支出未済豫算額ノ繰越使用ニ  
關スル法律案(政府提出)

第七 種牡馬檢査法案(政府提出)

第八 囚徒費用ニ關スル法律案(政府提出)

第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉  
煙草製造營業者煙草稅現金收納ニ關スル法  
律案(政府提出)

第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉  
土地區劃改良ニ係ル法律案(政府提  
出)

第十一 鐵道敷設法中改正法律案(望月右内君  
外四十五名提出)

第十二 肥料取締法案(福田久松君提出)

第十三 明治二十三年法律第五十號民事訴訟法施行條例中  
削除法律案(中島又五郎君外十八名提出)

第十四 牛痘苗製造業者處分ニ關スル建議案(脇坂行三君  
外三名提出)

第十五 安藝國嚴島神社ヘ保存費補助ノ建議案(小鷹狩元  
凱君外十名提出)

第十六 離島航海補助費ニ關スル建議案(島村成達君外四  
名提出)

第十七 廣島縣下郡廢置法律案(富永正男君外九名提出)

第十八 明治二十二年法律第十號中改正法律案(片岡健吉  
君外七名提出)

第十九 會計年度改正ニ關スル建議案(小坂善之助君外  
九名提出)

第二十 裁判所構成法中改正法律案(鈴木充  
美君外一名提出)

第二十一 民法中改正法律案(元田肇君外一名提出)

第二十二 郡制中改正法律案(久保九兵衛君外一名提出)

第二十三 登錄稅法中改正法律案(齋藤貞輔君  
外八名提出)

第二十四 登錄稅法中改正法律案(齋藤貞輔君  
外八名提出) 第一讀會ノ續(委員長)  
第二十五 登錄稅法中改正法律案(齋藤貞輔君  
外八名提出) 第一讀會ノ續(委員長)  
第二十六 登錄稅法中改正法律案(齋藤貞輔君  
外八名提出) 第一讀會ノ續(委員長)